鳥取県障がい者プラン

～共に生きる社会の構築を目指して～

平成２７年３月

（平成３０年３月改定）

はじめに

鳥取県では、平成 21 年に「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとするあいサポート運動を全国に先駆けて展開してきました。多様な障がいの特性の理解を進め、障がいがある人とない人が共に生きる社会を築くこの運動は、本県から島根、広島、長野、奈良、埼玉、韓国の江原道と、全国・海外へと広がっています。

平成 25 年には、「手話を言語として認めて欲しい」というろう者の切実な声を受けて、全国で初めて鳥取県手話言語条例を制定しました。この条例に基づき、タブレット型端末を活用した遠隔手話通訳サービス、地域・職場での手話講座の推進、手話学習教材を全生徒に配布し学びの輪を広げるなど、手話の輪が県内に広まっています。平成 26 年 11 月には全国高校生手話パフォーマンス甲子園を開催し、秋篠宮紀子妃殿下、佳子内親王殿下の御臨席を賜り、高校生がひたむきに手話で思いを伝えようと青春を燃やし尽くす熱演に、会場は一つになりました。

また、昨年は「あいサポート・アートとっとりフェスタ（第 14 回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会）」を４ヶ月にわたって開催しました。秋篠宮紀子妃殿下、佳子内親王殿下が御臨席され、97 のイベントを実施し、３千人近くの出演者・ボランティア等に支えられ、国内外から４万３千人の来場者でにぎわい、障がい者が暮らしやすい社会づくりへ新たな飛躍を遂げることができました。

さらに、本県では工賃３倍計画を策定し、スイーツを始めとする品質の高い商品開発支援等を行い、障がい者の工賃は全国トップクラスに入っています。このほか、全国で初めて障がい者アスリートの強化指定選手制度を設けるなど、東京オリンピック・パラリンピックを見据えた施策を展開しています。

こうした取組に加え、視覚障がい者向けのパソコンリサイクル事業、重度の身体障がい・知的障がいの重複障がいである重症心身障がい児者の在宅生活を支援する医療型ショートステイ確保事業、強度行動障がい者の受入れ促進事業など、様々な施策を展開しており、こうした本県独自の取組、先進的な取組は全国から注目を集めております。

本県では、平成 16 年度に「ー共に生きる社会を目指してー鳥取県障害者計画（新計画）（※平成 21 年に一部改正）」を策定し、「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活でき、共に社会の構成員としてお互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現」を目標に、各種施策に取り組んでまいりましたが、この間、障がい者を取り巻く国内外の環境は大きく変化しています。

平成 26 年１月、我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。その実現のため、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」の制定など、多くの国内法の整備を進めました。

また、平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」は、身体・知的・精神の３障がいを一元化し、在宅サービスの充実や就労支援の強化を図るなど、障がい者施策の方向性を大きく転換するものでした。その後、改正を重ねながら、平成 25 年には「障害者総合支援法」になり、障がい者の範囲に難病患者等が加わるなど見直しが行われています。

県では、こうした国内外の環境の変化や、これまでの施策の現状と課題等を踏まえ、この度、「鳥取県障がい者プラン～共に生きる社会の構築を目指して～」を策定しました。

この新たなプランでは、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた「共に生きる社会の構築」を基本理念とし、障がいのある人の社会参加の促進、障がいのある人が能力や適性を生かせる環境の整備、障害福祉サービスの充実、安全で安心して住みやすいまちづくりなどに視点をおき、施策の推進に取り組むこととしています。特に、情報アクセス・コミュニケーション支援、障がい者の文化・芸術活動、スポーツの充実、生活環境等のバリアフリー化、あいサポート運動の推進に力を入れていきたいと考えています。

なお、プラン策定に当たっては、鳥取県障害者施策推進協議会及び鳥取県地域自立支援協議会の委員の皆様方をはじめ、障がいのある人や家族を対象としたアンケート調査、障がい者団体等との意見交換及びパブリックコメント等を通じ、広く多くの県民の皆様から貴重な御意見、御指導をいただきました。改めて、厚くお礼申し上げます。

平成 27 年３月

鳥取県知事　平井伸治

【目次】

Ⅰ　鳥取県障がい者プランについて
　１　あいサポート条例に基づく「共に生きる社会」を目指して……　Ｐ１
　２　プランの性格・位置づけ……　Ｐ３
　３　プランの期間……　Ｐ５
　４　障がい保健福祉圏域……　Ｐ５
　５　プランの推進……　Ｐ６
　６　これまでの障がい者計画・障がい福祉計画の進捗状況……　Ｐ８
Ⅱ　鳥取県の現状と今後の見通し
　１　障がい者数等の推移……　Ｐ11
　２　障害福祉サービスの利用状況……　Ｐ21
　３　障がい者数等の今後の見通し……　Ｐ25
Ⅲ　障がい者を取り巻く環境の変化
　１　障害者基本法の改正……　Ｐ33
　２　障害者総合支援法の施行……　Ｐ34
　３　児童福祉法の改正……　Ｐ39
　４　障害者虐待防止法の施行……　Ｐ40
　５　障害者雇用促進法の改正……　Ｐ41
　６　障害者優先調達推進法の施行……　Ｐ42
　７　障害者差別解消法の施行……　Ｐ43
　８　障害者権利条約の批准……　Ｐ44
Ⅳ　鳥取県の課題……　Ｐ45
Ⅴ　プランの基本的な考え方
　１　基本理念……　Ｐ47
　２　基本目標……　Ｐ48
　３　各分野に共通する横断的視点……　Ｐ50
Ⅵ　分野別施策の基本的方向
　１　生活支援……　Ｐ51
　２　保健・医療……　Ｐ56
　３　安全・安心……　Ｐ60
　４　情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援……　Ｐ62
　５　生活環境……　Ｐ65
　６　雇用・就業等……　Ｐ67
　７　教育、文化・芸術活動、スポーツ……　Ｐ70
　８　差別の解消及び権利擁護の推進……　Ｐ72
　９　あいサポート運動の推進等……　Ｐ74
Ⅶ　計画の数値目標・見込み量等
　１　障害福祉サービス等の目標・見込量……　Ｐ76

２　成果目標……　Ｐ76
３　サービス見込量等……　Ｐ80
４　その他の数値目標……　Ｐ94
（参考１）鳥取県障害者計画（H21～H25）の目標及び実績……　Ｐ98
（参考２）第４期鳥取県障害福祉計画に規定した施策の評価・実績……　Ｐ102
（参考３）平成２６年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査の結果について……　Ｐ115
（参考４）平成２９年度鳥取県障がい児の保護者のニーズ調査の結果について……　Ｐ124

鳥取県障がい者プラン　～　共に生きる社会の構築を目指して　～

Ⅰ　鳥取県障がい者プランについて

１．あいサポート条例に基づく「共に生きる社会」を目指して

鳥取県では、平成５年に「鳥取県障害者計画（平成５年～14 年）」を策定するとともに、平成９年に同計画の具体化を図るための重点施策実施計画として、鳥取県障害者計画７か年重点計画を策定しました。さらに平成 16 年には、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間を計画期間とする「 ― 共に生きる社会を目指して ― 鳥取県障害者計画（新計画）」を策定するとともに、平成 16 年度から平成 20 年度の５年間において重点的に進める分野の目標数値を設定し、障がい者施策を展開しました。計画策定後に発達障害者支援法、改正障害者雇用促進法、障害者自立支援法が制定されたこと等を踏まえ、平成 21 年に鳥取県障害者計画を一部変更しました。

その後、国においては、平成 23 年６月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障がい者虐待の防止のための法整備が図られました。同年８月に「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義の見直しや「合理的配慮」の概念が新たに規定されました。

そして、平成 25 年４月に、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、難病の方を福祉サービスの対象に加えるなど改正が行われました。

また、同月に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。さらに、平成 25 年６月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、障がい者に対する差別的取扱いを禁止し、国や地方公共団体等に合理的配慮を提供することが義務付けられるとともに、平成 26 年１月に、障がい者の権利を実現するための措置等を規定する「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を我が国は批准しました。

このような、障がい者施策における大きな法制度の改革や社会情勢の変化を踏まえ、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく「鳥取県障がい者プラン」を平成 27 年３月に策定しました。

新たなプランの策定後、さらに、平成 28 年５月には、国において、地域移行の強化等を図る障害者総合支援法の改正が行われるとともに、障がい児支援の充実を目的とした児童福祉法の一部改正が行われました。この児童福祉法の改正では、医療的ケアを要する障がい児の支援の充実等を図ることと併せて、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、各自治体において障がい児福祉計画を策定することとされました。

県内では、これまでに行ってきた様々な取組をさらに進展させるとともに、新たな課題に対応するため、平成 29 年６月に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」を定めました。この条例では、真の共生社会を目指して、行政・民間事業者・県民が一体となって、障がいのある人が障がいのない人と等しく自分らしく安心して生活することのできる社会の実現に向けて

取り組むこととしています。

　このあいサポート条例の趣旨・内容に照らし、施策の見直し等を図るとともに、県内外の直近の動向・見直しの必要性等を踏まえた上で、障がい児者施策をさらに前進させるため、平成 30 年３月に鳥取県障がい者プランを一部改定します。

２．プランの性格・位置づけ

①　このプランは、障害者基本法第 11 条第２項に基づく鳥取県の障がい者計画及び障害者総合支援法第 89 条第１項に基づく鳥取県の障がい福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 22 第１項に基づく鳥取県の障がい児福祉計画であり、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策、障がい児の療育等のための施策、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に係る基本的な考え方や方向性、更に達成すべき目標などを明らかにし、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとします。

②　このプランは、今後９年間（障がい福祉計画・障がい児福祉計画に該当する部分は３年間）にわたる県の障がい者施策の羅針盤となるものです。

③　このプランは、市町村の障がい者施策を推進する上での基本方向を示すものであり、市町村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に当たっての基本となるものです。

○　障害者基本法（抜粋）

第十一条　政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

３　市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○　障害者総合支援法（抜粋）

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条　都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三　各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

四　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

３　都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

三　指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項

四　前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生

活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4　都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5　都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。

6　都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

7　都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

8　都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

○　児童福祉法（抜粋）

（都道府県障害児福祉計画）

第三十三条の二十二　都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2　都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

三　各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

3　都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項

三　指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項

四　前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4　都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

5　都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6　都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

7　都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者

基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

８　都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三十三条の二十三　都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の二十四　都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害児福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

２　厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害児福祉計画の作成の手法その他都道府県障害児福祉計画の作成上の重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

３．プランの期間

プランの期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの９年間としています。

その理由は、障がい者計画は基本的な計画であり、長期的な視点が必要であること、また、計画期間が３年間の障がい福祉計画をプランの中に盛り込み、策定することから、３の倍数である９年間に設定するものです。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に該当する部分は主にⅦの項目になります。この部分については、３年に一度見直すことになります。

なお、本プランについては、毎年度、進捗状況を把握するほか、３年ごとの障がい福祉計画の見直しに併せ、プラン全体の見直しの必要性についても検討する予定です。

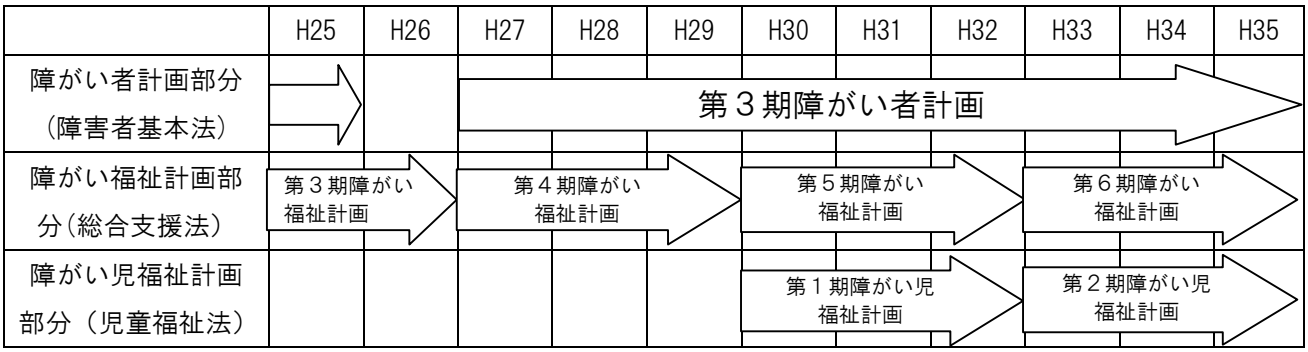

４．障がい保健福祉圏域

障がい者施策の推進に当たっては、県及び市町村がそれぞれの役割に応じて企画・実施しますが、市町村の人口規模や地域の実情等に応じて連携又は広域的な取組が必要になることなどから、障がい保健福祉圏域を設定します。

具体的には、次の表のとおり、これまでと同様に鳥取県保健医療計画における二次医療圏及び鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画における圏域と同一の圏域とします。

圏　域　名	市　町　村
東部障がい保健福祉圏域（１市４町）	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
中部障がい保健福祉圏域（１市４町）	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
西部障がい保健福祉圏域（２市７町村）	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

５．プランの推進

プランに掲げた施策の着実な推進を図るとともに、実効性を確保するため、次の方法によりプランの推進及び進行管理を行います。

(1) 各主体に期待される役割

本プランの推進に当たっては、県民、障がい者・家族等、障がい者関係団体、障害福祉サービス事業者、企業、市町村、県等が、それぞれの役割を担い、お互いに協働することが必要です。

①　県民

障がいのあるなしにかかわらず地域社会の中で共に生きる社会づくりが求められています。このため、県民一人ひとりがお互いに支える、又は支えられる存在であるとの認識の下、障がいに対する理解を深めお互いを尊重するとともに、それぞれの立場で、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、お互いに支え合う地域づくりが必要です。

②　障がい者・家族等

障がい者は、自ら社会の一員として積極的に社会経済活動に参画し、地域の人たちとの交流を深め、自立した生活を目指すことが期待されています。また、共生社会の実現を目指して、障がい等の状況に応じ地域活動への主体的な参加も期待されています。

共生社会を築くため、まずは地域における障がいに対する理解を深めることが必要ですが、そのためには、障がい者や家族等が地域において積極的に情報を発信することが大切です。当事者や関係者の言葉は何よりも説得力を持つものです。

③　障がい者関係団体

障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者やその家族等のニーズに応じた支援活動、障がいや障がい者に対する正しい理解を深めるための啓発活動など、個人や一事業所ではできない活動を自主的かつ積極的に実施することが必要です。

④　障害福祉サービス事業者等

障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等は、サービスに関する情報の提供、障がいのある人の意向を尊重し、障がいのある人の立場に立った公正で適切なサービスの提供に努めるとともに、サービスの質の向上に努めることが求められます。

また、地域の関係機関と連携を密にし、障がいのある人や家族の相談・援助、施設機能の地域への提供などを通じ、地域のニーズに応じた多面的なサービスの展開、開発を図っていくことが期待されます。

⑤　企業

企業は、働く意欲のある障がいのある人の積極的な雇用を進めることにより、障がいのある人の地域での自立を支援するという役割が期待されます。

また、企業は地域社会の一員として、地域におけるボランティア活動など積極的な社会貢献活動を進める中で、障がいのある人の地域生活を支援することが期待されます。

さらに、施設や車両、住宅等のサービス提供において、障がいのある人の安全かつ快適な利用に配慮することが求められます。

⑥　市町村

地方分権が進展するなか、障がいのある人への福祉の提供については、市町村が大半の役割を担うこととなりました。住民に最も身近な自治体として、住民ニーズを的確に把握し、日常的に必要とされる福祉・保健・教育・医療サービスをきめ細かく、主体的に展開していくことが、一層求められています。

そのために、施策を総合的、一体的に提供するための計画づくりや、推進体制の整備が期待されます。

- 福祉サービスの提供主体として、障がいのある人の生活実態を把握し、就労支援や教育等の関係機関との連携を図り、必要なサービスを計画的に実施
- 障がい福祉に関する情報提供や相談・支援等を行うとともに、コミュニケーション支援や虐待防止、権利擁護等に関する必要な援助を実施
- 地域生活支援事業を各市町村の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で、効率的、効果的に実施

⑦　県

県は、総合的・専門的な事業、市町村で行うことが困難な広域的な事業の実施や市町村等への助言、支援を行います。

また、圏域又は全県単位での調整が必要な施設入所支援等の適正配置の調整や、障がい保健福祉圏域間の調整などを通じ、各圏域間で均衡あるサービス提供体制の推進を図ります。

サービスの提供体制に関しては、地域の社会資源の活用による多様な事業者の参入を促進するとともに、人材の確保と研修、指導及び監査等を通じた質の向上に努めます。

さらに、地域のニーズにあった福祉サービス提供の推進やそのための財源確保などのため、国に対して政策提案を行います。

⑧　鳥取県障害者施策推進協議会・鳥取県地域自立支援協議会

本プラン策定に大きく関与していただく県の附属機関として、鳥取県障害者施策推進協議会と鳥取県地域自立支援協議会があります。

鳥取県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づくものであり、県の障がい者計画への意見付与、県の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について必

要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視する等の役割をもつ機関となります。一方、鳥取県地域自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づくものであり、地域における障がい者の支援体制の整備に関する事項や圏域において生じている県全域又は広域にわたる課題に関する事項等を調査審議する機関となります。

(2) 推進体制

① 障がい者関係団体等との連携

県では、障がい者関係団体等が多様な活動を積極的に行っていることから、日頃からこれらの関係者と意見交換を行い、現場の声や当事者の声を取り入れながら一体となって施策を進めます。

② 市町村との連携

障がいのある人が、必要な保健福祉サービスを県内どこでも受けられるように、市町村と連携を図り、施策の効果的な推進に努めます。

③ 県庁内関係部局との連携

障がい者施策は、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等多くの分野にわたるため、関係部局が連携して取り組みます。

④ 鳥取県障害者施策推進協議会、鳥取県地域自立支援協議会

地域全体で障がい者を支える力を高める観点から、障がい児者関係団体等の関係者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者等をメンバーとする鳥取県障害者施策推進協議会及び鳥取県地域自立支援協議会の開催等を通じて、関係機関相互のネットワークを構築、強化します。

⑤ 評価、進行管理、プランの見直し等

鳥取県障害者施策推進協議会において、毎年度、プランに基づく施策の実施状況の評価及び進行管理を行うとともに、必要な施策の検討を行います。また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の見直し時期に併せ、障がい者プランの見直しについても検討し、必要な対応を行います。また、鳥取県地域自立支援協議会において、年度ごとに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の推進、進行管理、課題解決に関する検討を行います。

６．これまでの障がい者計画・障がい福祉計画の進捗状況

(1) 障がい者計画

平成 21 年に改訂した鳥取県障がい者計画では、数値目標を設定し、障がい者施策を進めてきました。結果は（参考１）のとおりです。

結果概要について、生活支援の分野では生活介護などの日中活動系サービスは目標を達成していますが、利用者の自宅に出向く訪問系サービス、レスパイト等に対応する短期入所など、一部のサービスで目標値を達成できていない傾向が見られます。また、バリアフリー化は、概ね目標を達成している項目が多いですが、市町村の施設で遅れがあります。そして、教育面は、職員の専門性などソフト面で目標を達成できていない傾向が、また、雇用・就業面では法定雇用率を達成できていない機関が見られることなどから、更なる取組が求められます。（※）

ついては、本プランにおいて、国の障害者基本計画を基礎とし、新たな数値目標を設定します。※目標達成年度はH25年度であるが、H26年度に達成に転じた項目もある。

(2) 障がい福祉計画

平成26年度に策定した第４期鳥取県障がい福祉計画では、入所者の地域移行、入院中の精神障がい者の地域移行、福祉施設等から一般就労への移行について、数値目標を定め、取組を進めてきました。その結果は以下のとおりです。（詳細は参考２）

① 施設入所者の地域生活への移行

項目	単位	目標値	実績		摘要
		29年度	27年度	28年度	
地域移行者数	人	147	7	11	施設入所から自宅、グループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数
施設入所者の削減数	人	67	1	15	

地域移行者数、施設入所者の削減数は県内のこれまでの実績、また、全国の状況を見るに、目標値の達成は難しい現状にあります。その要因としては、入所者の重度化・高齢化が進む中で、施設入所者の受け皿となるグループホームや居宅介護等、地域生活を支援するサービスの整備のペースが鈍化又は停滞していることが考えられます。

② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	単位	目標値	実績		摘要
		29年度	27年度	28年度	
入院後３ヶ月時点の平均退院率	%	64	57.7	56.5	毎年度6月に入院した患者の入院後3か月時点の退院率で実績把握
入院後1年時点の平均退院率	%	91	87.1	83.9	毎年度6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率で実績把握
在院期間1年以上の長期在院者数	人	912人以下	999	977	

入院後３ヶ月及び１年時点での平均退院率、在院期間１年以上の長期在院者数について、平成28年度実績から見ると目標値の達成は難しいと考えられます。その要因としては、精神障がい者の受け皿となるグループホームや居宅介護等、地域生活を支援するサービスの整備のペースが鈍化若しくは停滞していること、また、地域社会の障がいに対する理解が不足していることなどが考えられます。

③ 地域生活支援拠点等の設置

項目	単位	目標値	実績		摘要
		29年度	27年度	28年度	
地域生活支援拠点等の整備	箇所	19	0	0	各市町村に少なくとも１つの拠点

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、市町村や

圏域協議会での議論が進んでいない状況にあり、第４期計画での実績がありませんでした。各市町村の働きを促進するために、どのような取組が必要かという議論を県においても進めながら、平成 32 年度末までに各市町村に少なくとも１つの拠点を整備することとします。

④　福祉施設等から一般就労への移行

項目	単位	目標値	実績		摘要
		29 年度	27 年度	28 年度	
一般就労移行者数	人	138	99	84	施設を退所し、一般就労する者の数
ハローワークのチーム支援による福祉施設利用者の支援	人	138	39	41	
障がいのある人の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	人	14	3	5	
障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数	人	42	13	15	
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者数	人	69	16	24	
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	人	64	20	37	

福祉施設等から一般就労への移行に関する項目については、一般就労移行者数など目標を達成しておらず、福祉施設を退所し、一般就労等に繋がる支援が道半ばであったことを示しています。今後も継続して、福祉的就労から一般就労への移行や移行後の定着について、公共職業安定所など関係機関や委託機関との連携を強化し、新たな障害福祉サービスである「就労定着支援」の利用を促すなど様々な方向からのアプローチを行う必要があります。

⑤　県が実施する地域生活支援事業

県が実施する地域生活支援事業の見込み量については、制度改正で廃止されたものなどもありますが、全体としては見込み量を達成しているものが多いと考えられます。

Ⅱ　鳥取県の現状と今後の見通し

１．障がい者数等の推移

平成 28 年度現在で、身体障がい者数（手帳）28,554 人、知的障がい者数（手帳）5,487 人、精神障がい者数（入院・通院）17,596 人、合計 51,627 人です。身体障がい者は横ばい、知的障がい者は緩やかに増加、精神障がい者は増加傾向にあります。

鳥取県の障がい者数の推移　　（人）

	H13	H17	H21	H25	H28
合計	36,346	40,493	50,019	49,588	51,637
身体	26,013	27,420	32,402	29,699	28,554
知的	3,521	4,157	4,669	5,055	5,487
精神	6,812	8,916	12,948	14,834	17,596

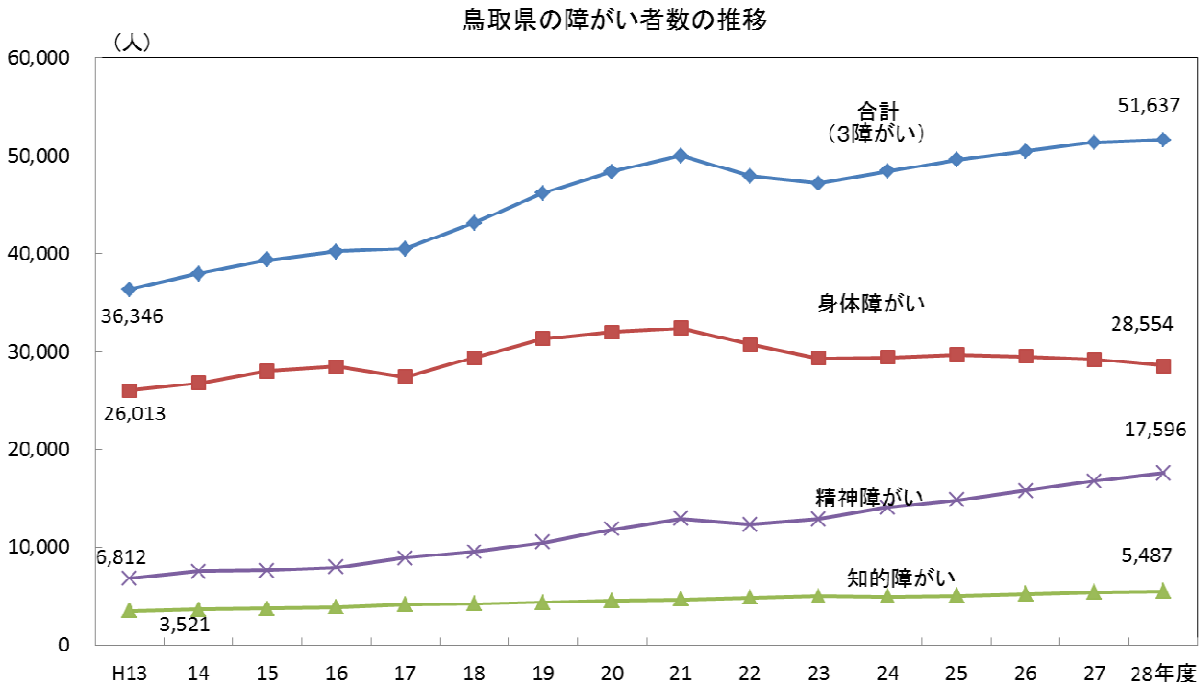

※身体、知的障がい者数は、福祉行政報告例における手帳所持者数による。（各年度３月末現在）

※精神障がい者数は、各年度６月末現在の入院患者（精神保健福祉資料）と各年度末現在の通院医療費公費負担患者（障害者手帳管理システムで管理）の数値による。

(1) 身体障がい者数の推移（手帳所持者数）

① 等級別

平成28年度現在で、１～２級の重い障がいを有する身体障がい者は13, 376人、３～４級の障がいを有する身体障がい者は11, 163人、５～６級の比較的軽い障がいを有する身体障がい者は4, 015人です。半数弱を重度の方が占めています。

鳥取県の等級別身体障がい者数の推移　（人）

	H13	H17	H21	H25	H28
1･2級	13,034	13,572	14,926	13,756	13,376
3･4級	8,816	9,558	12,864	11,794	11,163
5･6級	4,163	4,290	4,612	4,149	4,015

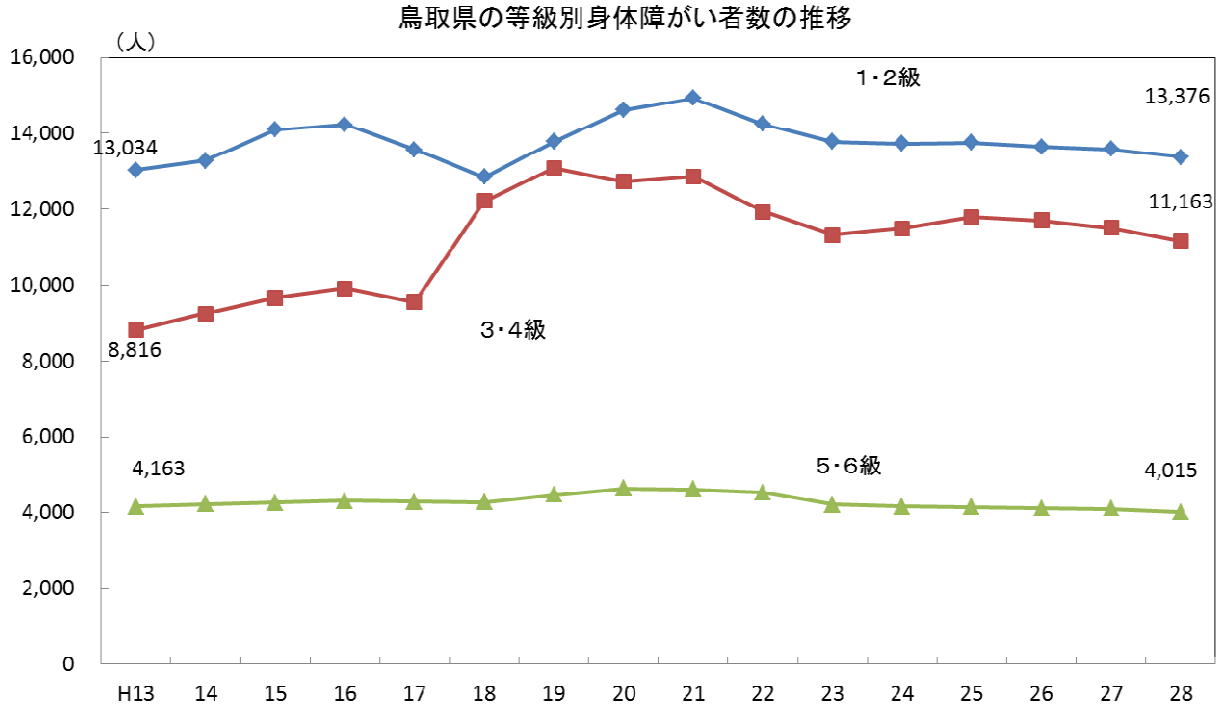

② 年齢別

平成 28 年度現在で、年齢別に身体障がい者数をみると、65 歳以上が最も多い年齢層となっています。一方、近年では全体としてその数が緩やかに減少してきていると言えます。

鳥取県の年齢別身体障がい者数の推移 （人）

	H13	H17	H21	H25	H28
～18 歳	539	405	677	483	437
18～65 歳	7,716	6,748	7,395	6,811	6,040
65 歳～	17,758	20,267	24,330	22,405	22,077

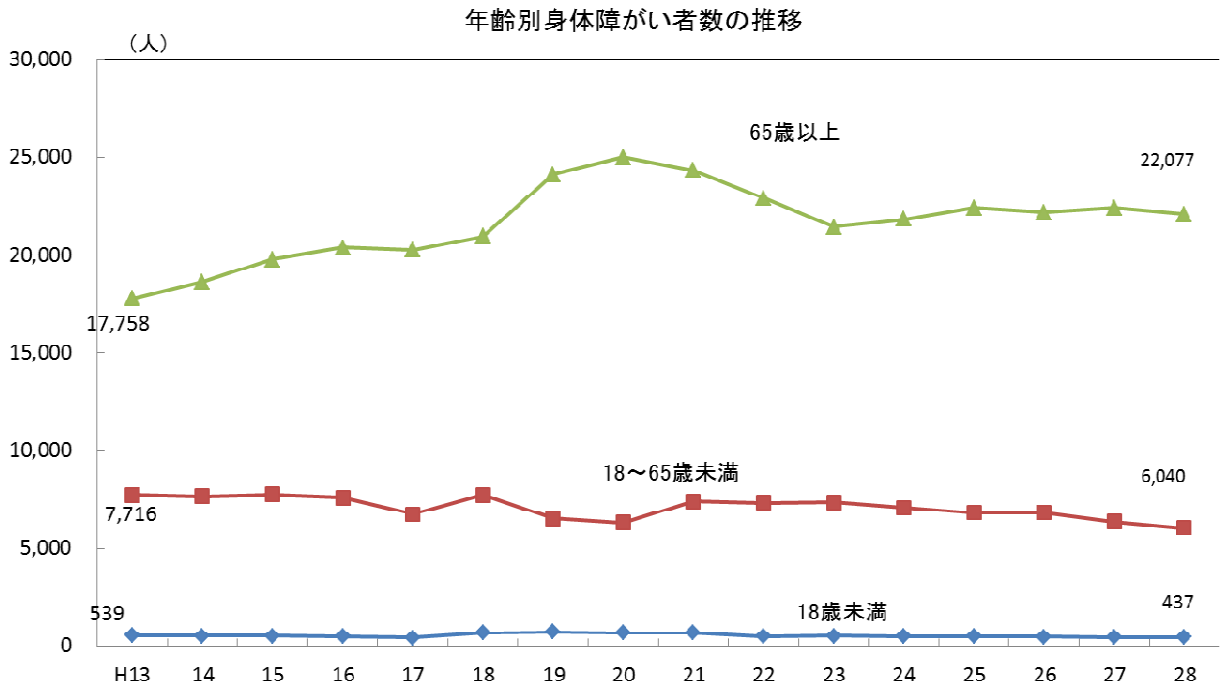

③　主な障がい種類別

平成 28 年度現在で、主な障がい種別の身体障がい者数をみると、視覚障がい、聴覚障がいは最近は緩やかな減少傾向、音声言語障がいは横ばい、肢体不自由は緩やかな減少傾向、内部障がいは増加傾向にあります。

鳥取県の主な障がい種別身体障がい者数の推移　　（人）

	H13	H17	H21	H25	H28
視覚	2,803	3,142	2,907	2,344	2,162
聴覚平衡	2,851	2,962	3,535	2,982	2,913
音声言語	307	329	374	359	360
肢体	15,538	16,274	18,051	16,584	15,472
内部	4,512	4,711	7,535	7,430	7,611

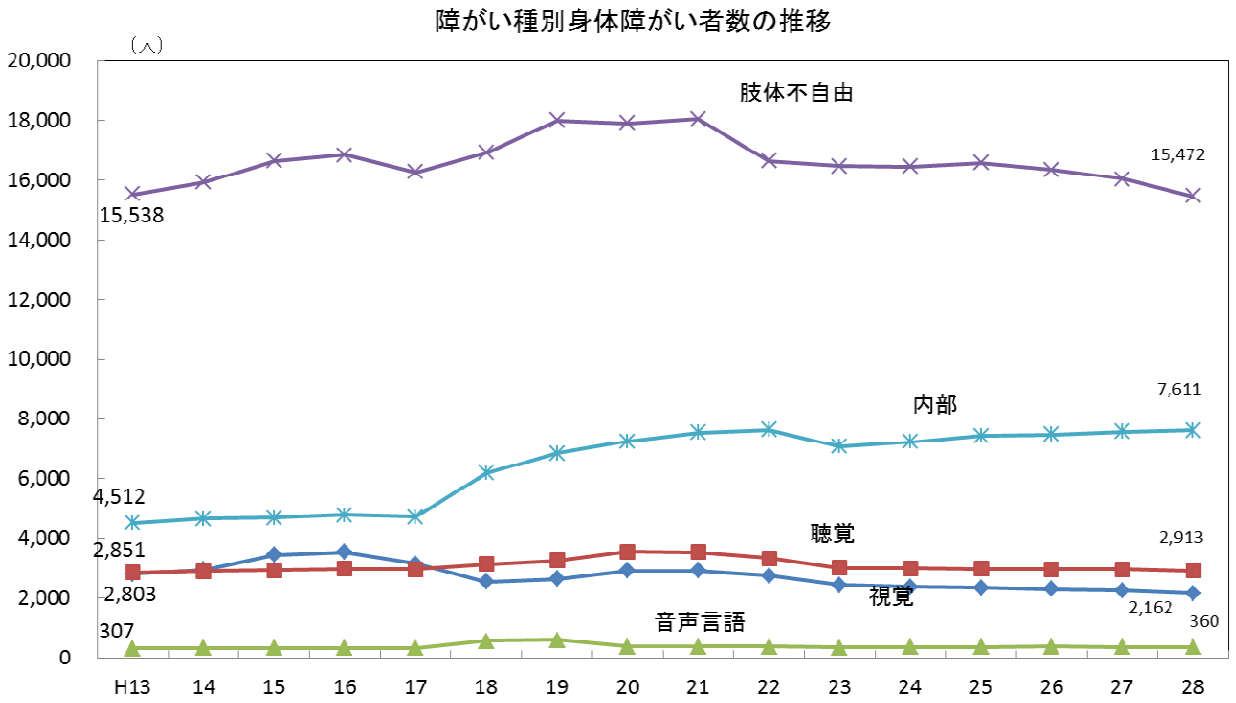

④　全国との比較

平成 23 年度現在で、身体障害者手帳所持者の人口比（手帳所持者を人口で割ったもの）を見ると、主な障がい種別、等級別で見ても、鳥取県は身体障害者手帳を所持している人の割合が高いことが分かります。

障がい種別身体障害者手帳保持率(H23)

	視覚	聴覚	音声言語	肢体不自由	内部
全国	0.29%	0.35%	0.05%	2.25%	1.14%
鳥取	0.42%	0.51%	0.06%	2.81%	1.21%

等級別身体障害者手帳保持率(H23)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
全国	1.25%	0.66%	0.70%	0.96%	0.25%	0.26%
鳥取	1.58%	0.78%	0.78%	1.16%	0.33%	0.39%

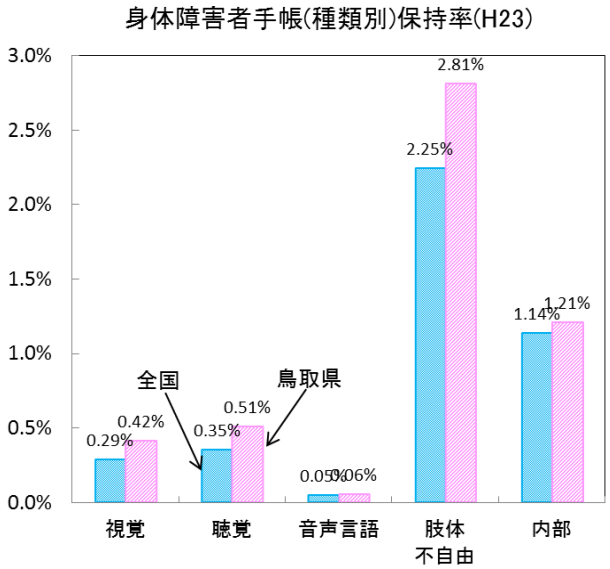

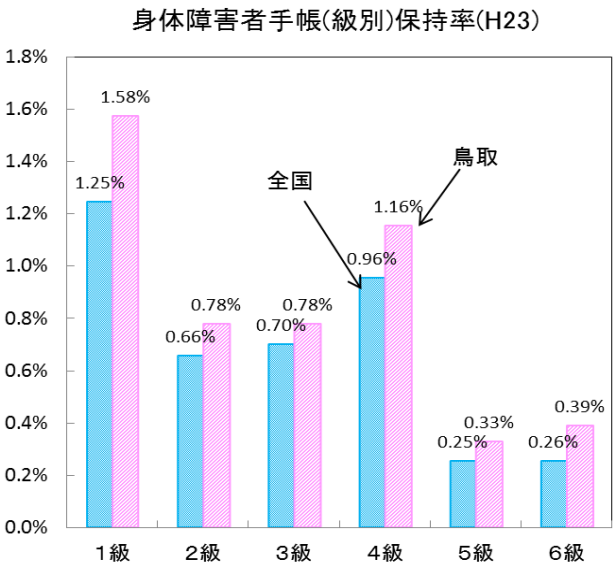

(2) 知的障がい者数の推移（療育手帳所持者数）

① 等級別

平成 28 年度現在で、重度（A）の障がいを有する知的障がい者は 1, 861 人と緩やかに増加しています。また、中軽度（B）の障がいを有する知的障がい者は 3, 626 人と増加傾向にあります。

平成 13 年度と比較して、重度は 18%の増、中軽度は 86%の増と中軽度の知的障がい者の増加幅が大きくなっています。

鳥取県の等級別知的障がい者数の推移 （人）

	H13	H17	H21	H25	H28
A(重度)	1,575	1,737	1,807	1,831	1,861
B(中軽度)	1,946	2,420	2,862	3,224	3,626

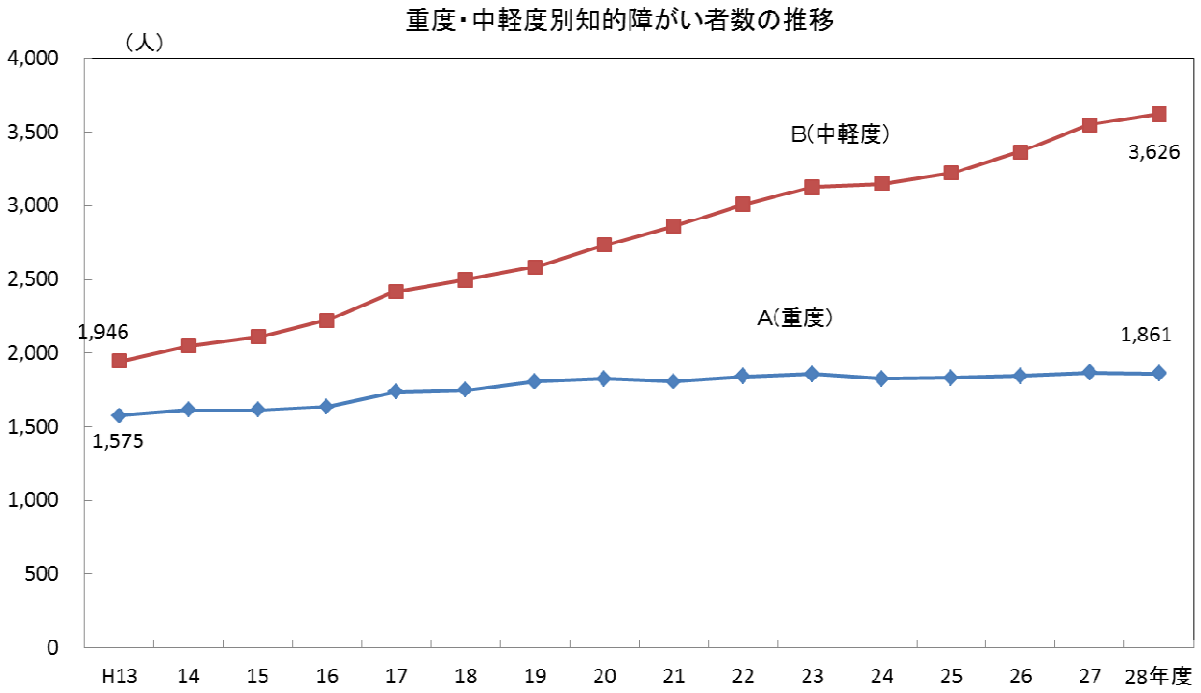

② 年齢別

平成 28 年度現在で、年齢別に知的障がい者数をみると、18 歳未満は 890 人で平成 13 年度から緩やかな増加傾向を示しています。また、18 歳以上は増加傾向が続いており、知的障がい者の高齢化が進んでいることが見て取れます。

鳥取県の年齢別知的障がい者数の推移　（人）

	H13	H17	H21	H25	H28
18 歳未満	725	838	909	895	890
18 歳以上	2,796	3,319	3,760	4,160	4,597

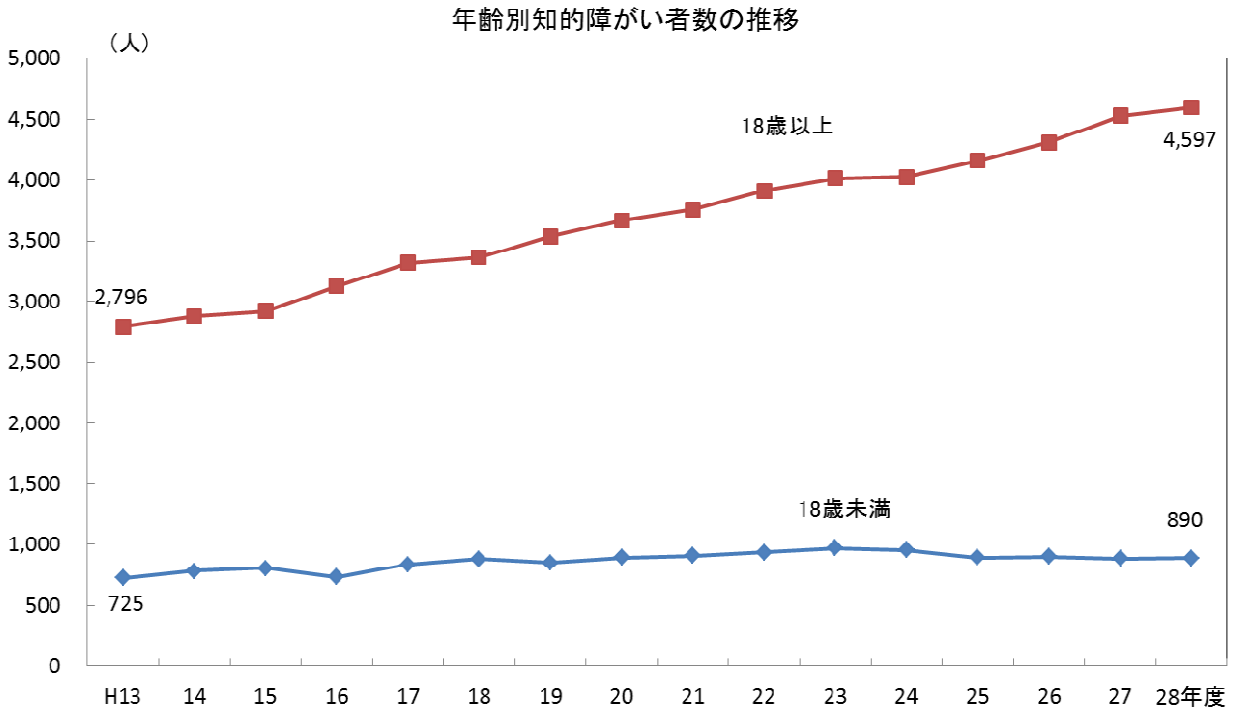

③　全国との比較

平成 24 年度現在で、療育手帳所持者の人口比（手帳所持者を人口で割ったもの）を見ると、等級別で見ると重度、中軽度ともに全国平均を上回り、年齢別で見ると、18 歳未満は全国平均を下回り、18 歳以上は全国平均を上回っています。

等級別療育手帳所持者割合（H24）			
	総数	A(重度)	B(中軽度)
全国	0.71%	0.29%	0.42%
鳥取	0.86%	0.31%	0.54%

年齢別療育手帳所持者割合（H24）			
	総数	18歳未満	18歳以上
全国	0.71%	1.15%	0.63%
鳥取県	0.86%	1.02%	0.83%

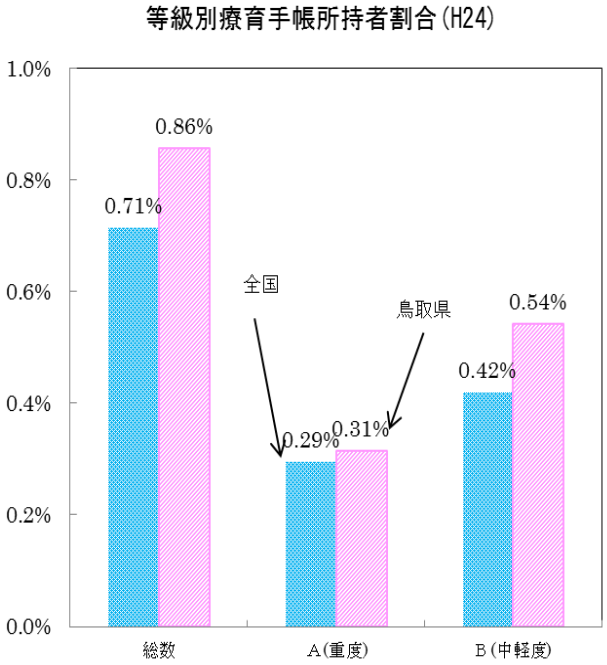

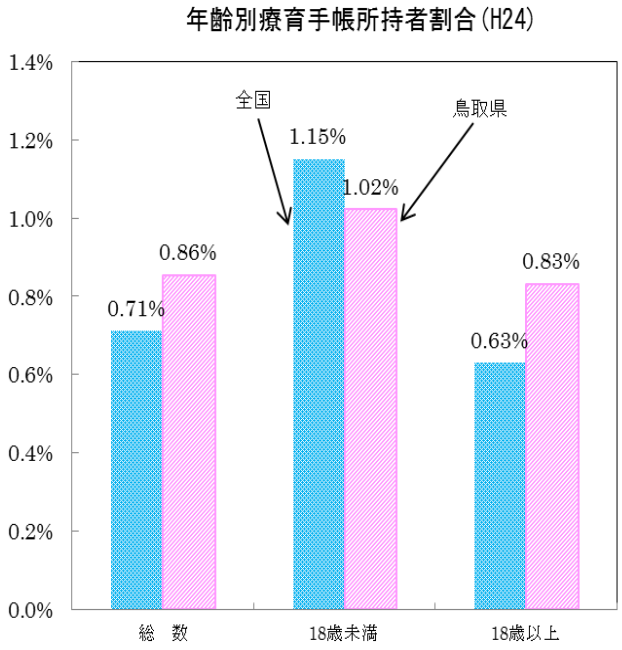

(3) 精神障がい者数の推移

① 等級別（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

平成 28 年度現在で、精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障がい者数は 6,062 人と年々増加しています。

等級別に見ると、中度の２級の増加が目立ちますが、重度の１級、軽度の３級も増加傾向にあります。

鳥取県の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移　（人）

	H13	H17	H21	H25	H28
合計	1,356	3,032	4,408	5,920	6,062
1級	242	621	785	916	887
2級	958	2,141	3,274	4,529	4,702
3級	156	270	349	475	473

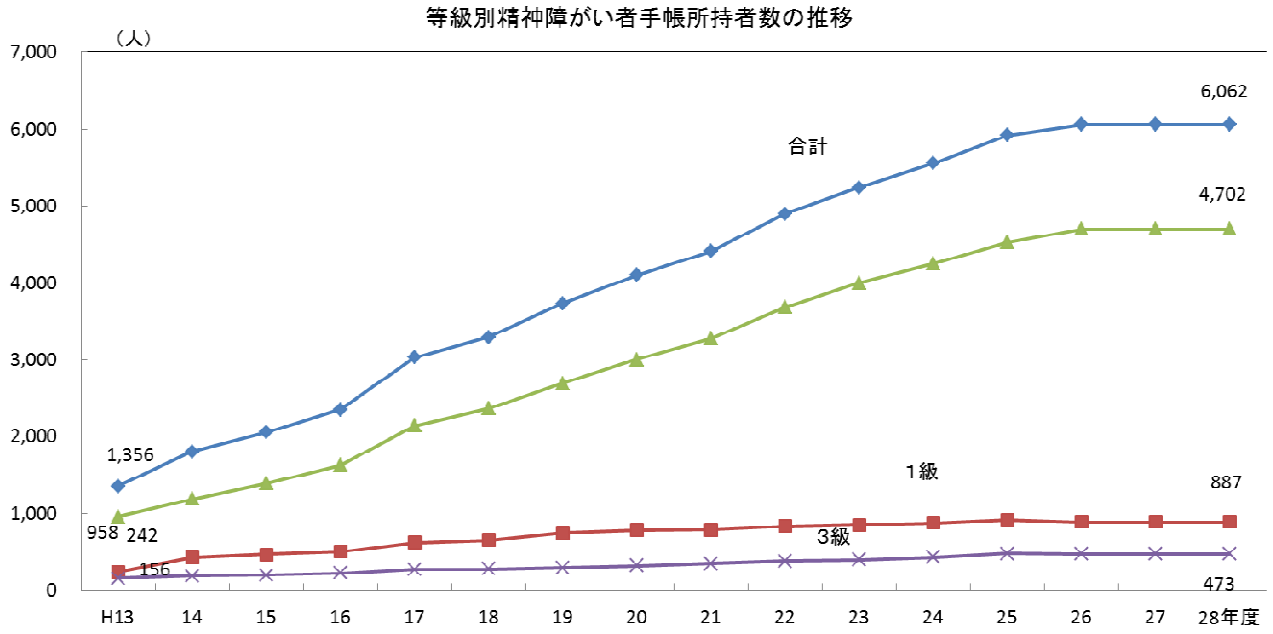

※障害者手帳発行・管理システムで管理している数値。各年度３月末現在

② 入院・通院別（自立支援医療受給者数等）

平成 28 年度で、精神障がい者は、入院は 1,565 人であり緩やかに減少しています。一方で、通院は大きく増加しており、平成 13 年度と比較して平成 28 年度は 16,031 人と約３倍に増加しています。

鳥取県の自立支援医療受給者数の推移(入院･通院別)　　（人）

	H13	H17	H21	H25	H28
入院	1,739	1,838	1,825	1,651	1,565
通院	5,073	7,078	11,123	13,183	16,031

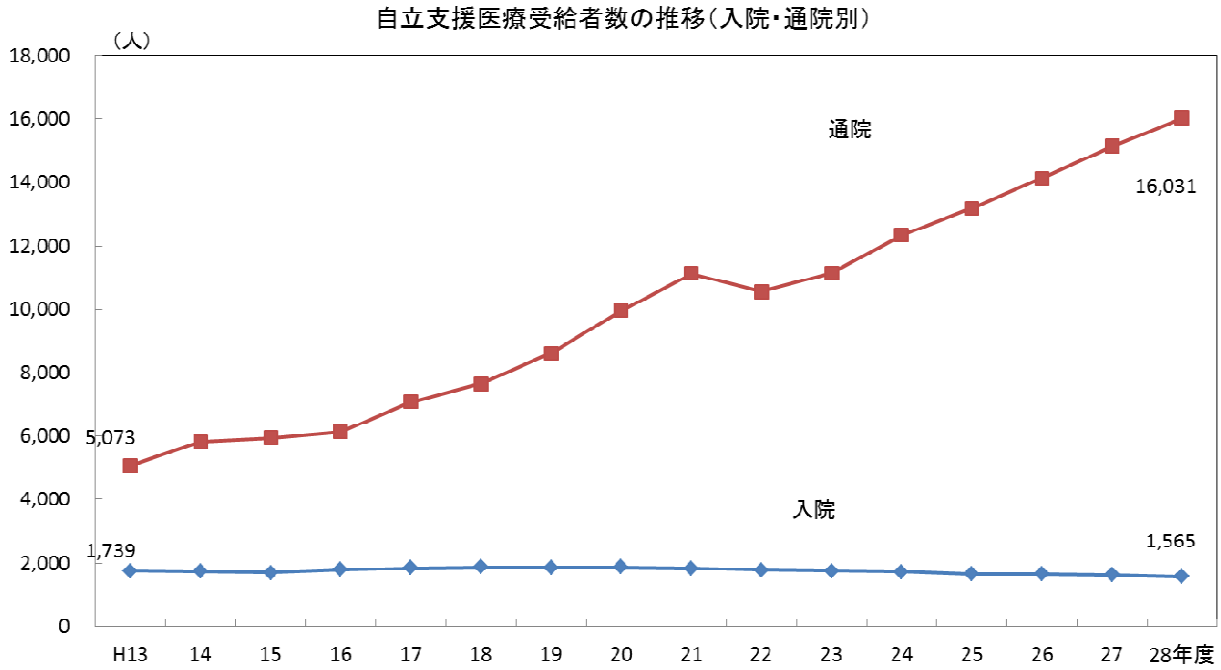

２．障害福祉サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービスの利用者数

平成 25 年 11 月現在の鳥取県の障がい者の障害福祉サービスの利用者数（実数）は、5,206 人です。全国の状況と比較すると、サービス利用者数の総人口に占める割合及び障がい者に占める割合は、いずれも全国平均を上回り全国トップの利用状況です。

障害福祉サービスは、介護保険サービス等と比較して全国的にサービスが足りない等の指摘を受けている中で、全国を上回る利用状況にあることはサービスの基盤整備が進んでいることの表れと考えられます。

総人口に占める割合

順位	県名	割合
1	鳥取県	0.90%
2	島根県	0.89%
3	北海道	0.82%
4	沖縄県	0.81%
5	長崎県	0.80%
～		
	全国平均	0.54%
～		
43	茨城県	0.44%
44	愛知県	0.43%
45	神奈川県	0.42%
46	千葉県	0.37%
47	埼玉県	0.36%

障がい者に占める割合

順位	県名	割合
1	鳥取県	11.33%
2	青森県	10.52%
3	岩手県	10.50%
4	徳島県	10.11%
5	長崎県	10.02%
～		
	全国平均	8.46%
～		
43	岐阜県	7.51%
44	京都府	7.41%
45	秋田県	7.40%
46	香川県	7.39%
47	山口県	7.27%

※厚生労働省の統計情報（障害福祉サービス等の利用状況について）他より

(2) サービス種別の利用状況

サービスの種類ごとの利用状況を見ると、全国平均を上回っているのは、療養介護、グループホーム、施設入所支援、就労継続支援Ａ・Ｂ型など通所若しくは入所施設の利用が多い状況です。特に、就労継続支援Ａ・Ｂ型は全国平均の２倍前後の利用状況となっています。

一方、利用が少ないサービスとしては、重度訪問介護、重度包括支援、同行援護など利用者の自宅等に訪問するタイプのサービスや、在宅生活を支える短期入所など、サービス利用者の在宅生活を支えるサービスが少ないことがわかります。

鳥取県は、全国と比べてサービスの利用状況は多いことから、今後は、利用が少ないサービスを重点的に整備するなど計画的なサービス拠点の整備が必要になるものと考えられます。

サービス種別の利用者の状況（全国との比較）

	居宅介護	重度訪問	行動援護	重度包括	同行援護	療養介護	生活介護
鳥取	101.2	38.4	102.2	0.0	51.7	138.6	108.3

（全国平均＝100）

短期入所	GH	施設	自立訓練	就労移行	就労A	就労B
64.2	127.9	137.1	127.9	134.4	183.4	213.8

※各サービス利用者/障がい者数で比較

サービス種別の利用者の状況（全国との比較）

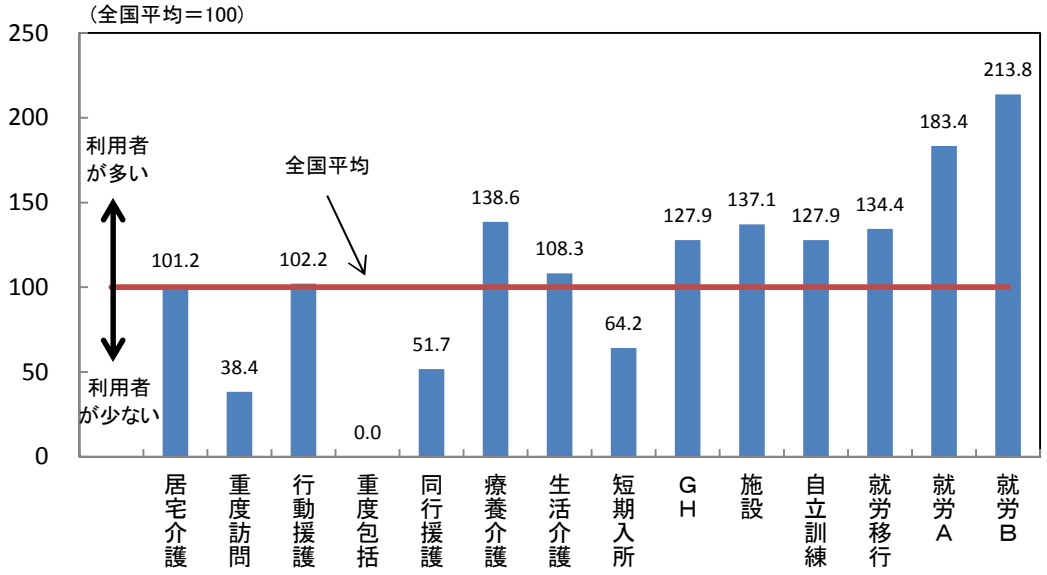

また、相談支援の状況としては、計画相談は全国平均を大きく上回っていますが、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援は全国平均を大きく下回っています。施設から地域生活への移行など障がい者の地域移行が政策の方向性となっていること等を踏まえると、地域移行支援や地域定着支援などに注力していくことが必要です。

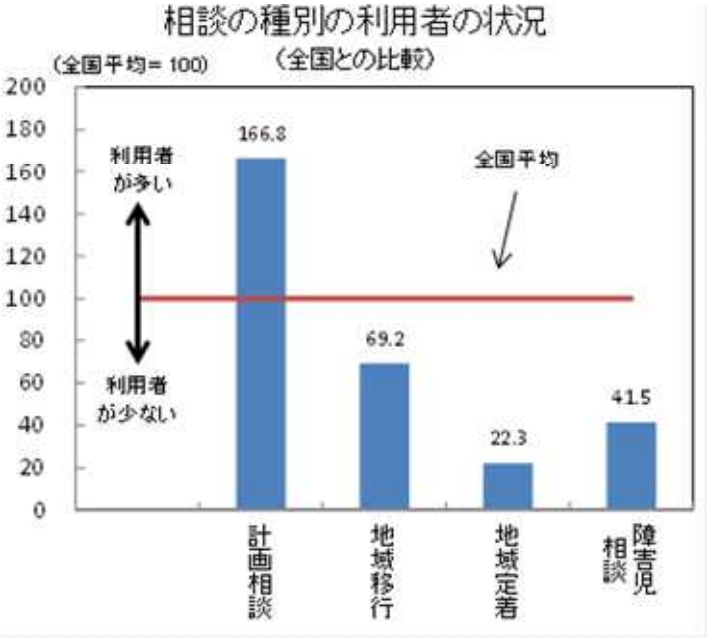

※各サービス利用者/障がい者数で比較

(3) 障がい児の状況

障がい児の福祉サービスの利用状況を見ると、本県の利用児数の割合は全国の利用児数の割合をやや下回る状況です。

サービスの種類ごとの利用状況を見ると、医療型児童発達支援、福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援は全国の利用児数の割合を上回っていますが、福祉型児童発達支援、放課後等デイサービスは全国の利用児数の割合を下回っています。

引き続き本県の障がい児の福祉サービスの利用ニーズの把握等に努めるとともに、不足しているサービスの基盤整備が必要です。

障がい児の福祉サービスの利用状況（全国との比較、H28.10）

（18歳未満人口に占める割合）

	利用児数合計	児童発達	医療型児童発達	放課後等デイ	保育所等訪問	障害児入所	医療型障害児入所
全国	1.22%	0.44%	0.01%	0.73%	0.02%	0.01%	0.01%
鳥取	0.91%	0.24%	0.07%	0.53%	0.02%	0.03%	0.02%

障がい児の福祉サービスの利用状況（全国との比較、H28.10）

（18歳未満人口に占める割合）

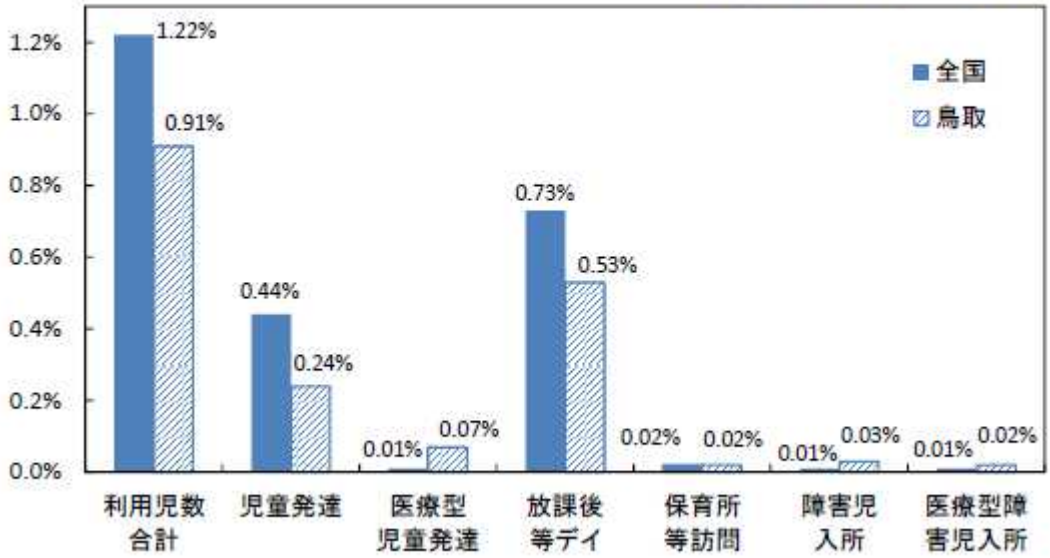

３．障がい者数等の今後の見通し

１では障がい者数のこれまでの推移などを見てきましたが、今後の障がい者施策を考える上で、今後の障がい者数の見通しが必要になります。しかし、障がい者に関するデータは全国的に見ても整備されておらず、今後の見通しを精緻に試算することは困難です。

このため、今回のプランでは、身体障がい者、知的障がい者については、これまでの年齢別手帳所持率の傾向を踏まえた経年の所持率に将来推計人口を乗じることにより、また、精神障がい者については、自立支援医療受給者数等の傾向を踏まえた経年の在院率や通院率に将来推計人口を乗じることにより、将来的な見通しを機械的に試算しました。

なお、この推計は現行の障がい者手帳制度、自立支援医療制度を前提にしたものであり、これらの仕組みの見直しなどが行われれば、当然将来の見通しも変更されるべきものです。

その結果によると、身体障がい者は横ばい若しくは緩やかに増加、知的障がい者は緩やかに増加、精神障がい者（入院）は緩やかに減少、精神障がい者（通院）は大幅に増加すると見込まれます。

鳥取県の障がい者数の見通し（機械的試算）　（単位：人）

	H22	H27	H32	H37
身体障がい者	32,651	30,164	31,398	31,859
知的障がい者	4,704	5,230	5,617	5,933
精神障がい者（入院）	1,780	1,565	1,388	1,216
精神障がい者（通院）	12,195	16,883	20,277	23,245

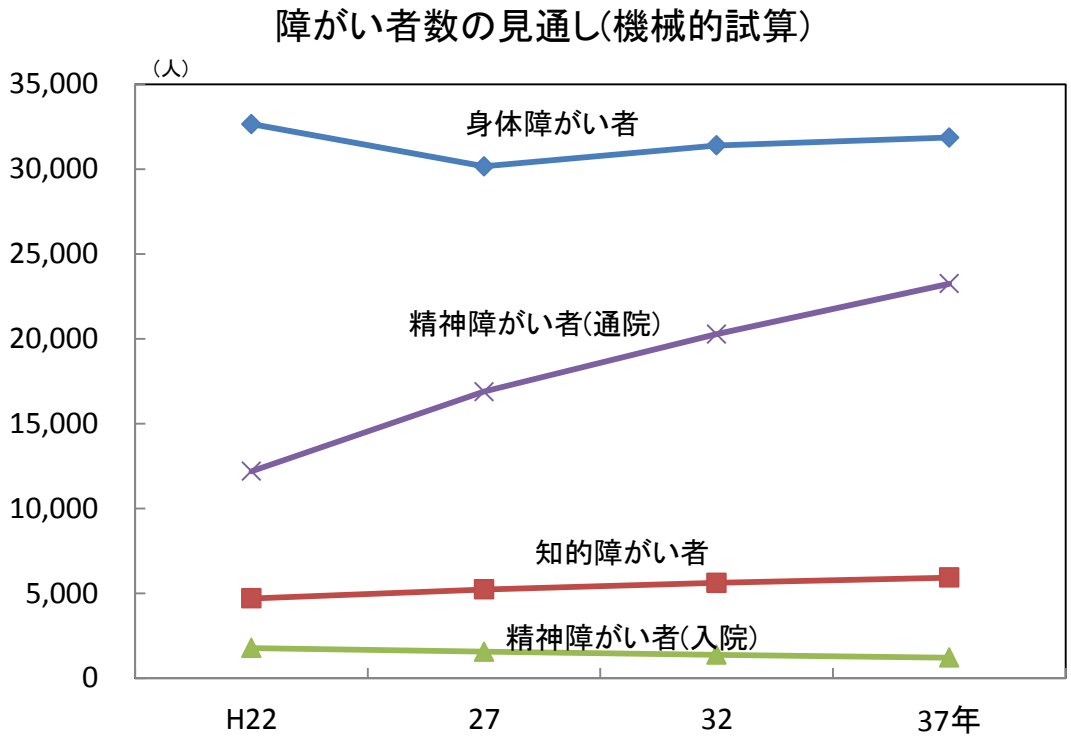

(1) 身体障がい者数の見通し

① 年齢別

身体障がい者数は今後横ばい若しくは緩やかに増加すると見込まれますが、年齢別に見ると、少子高齢化の影響を受け、19 歳以下及び 20～59 歳以下の身体障がい者数は減少に、また、60 歳以上は増加すると見込まれます。

年齢別身体障がい者数の見通し				（単位：人）
	H22	H27	H32	H37
～19歳	575	515	487	450
20～59歳	4,701	4,060	3,739	3,554
60歳～	27,375	25,589	27,172	27,855

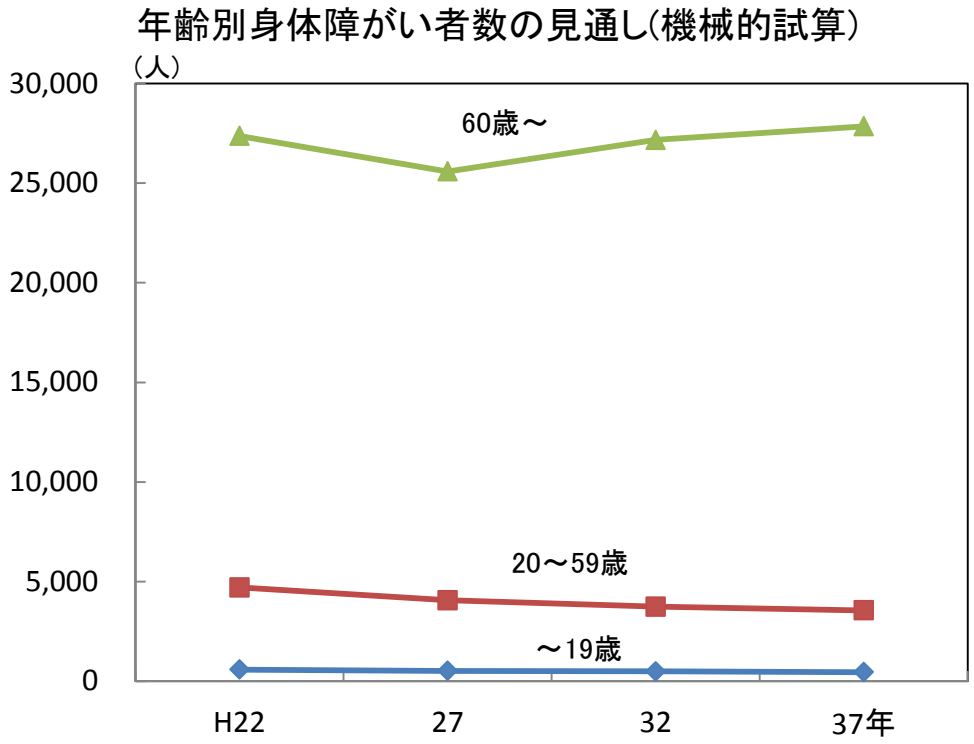

② 等級別

等級別に見ると、重度の１・２級の身体障がい者数はほぼ横ばい、中度の３・４級は増加傾向、軽度の５・６級は減少傾向で推移すると見込まれます。

等級別身体障がい者数の見通し				（単位：人）
	H22	H27	H32	H37
1・2級	15,490	13,866	13,935	13,607
3・4級	12,220	12,180	13,532	14,632
5・6級	4,941	4,119	3,932	3,620

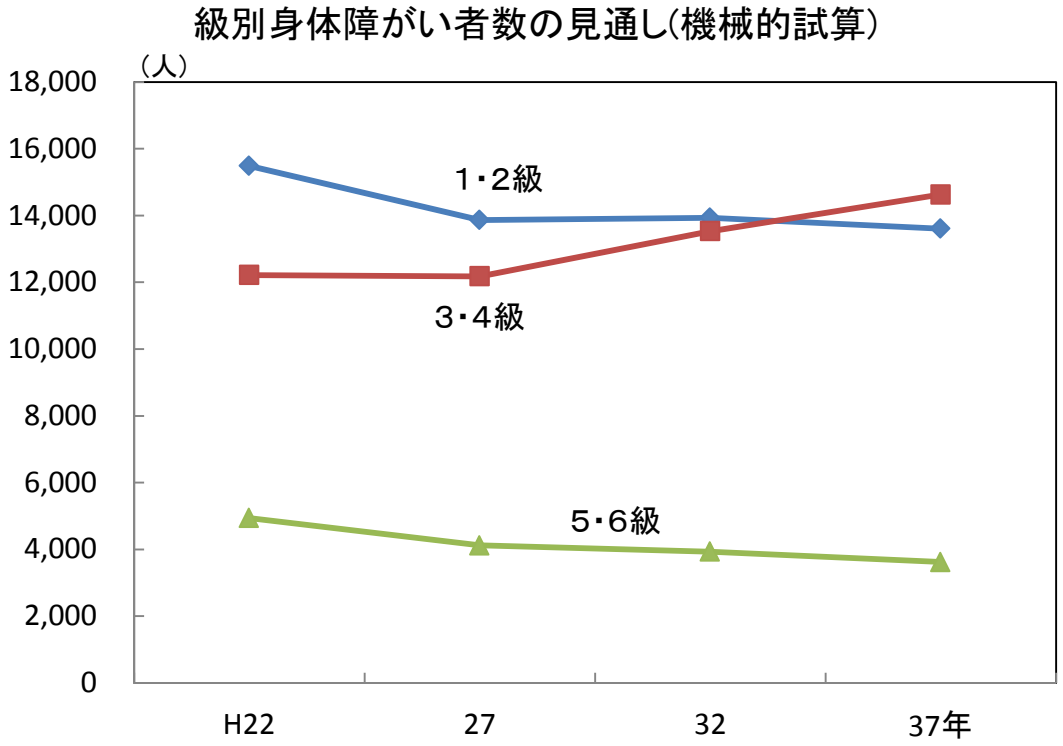

(2) 知的障がい者数の見通し

① 年齢別

知的障がい者数は、今後緩やかに増加を続けると見込まれますが、年齢別に見ると、19 歳以下は横ばい、20～59 歳は増加、60 歳以上も緩やかに増加すると見込まれます。

知的障がい者の高齢化が一層進むと考えられます。

年齢別知的障がい者数の見通し				（単位：人）
	H22	H27	H32	H37
～19歳	1,013	997	1,028	1,024
20～59歳	2,829	3,234	3,507	3,780
60歳～	861	974	1,015	1,048

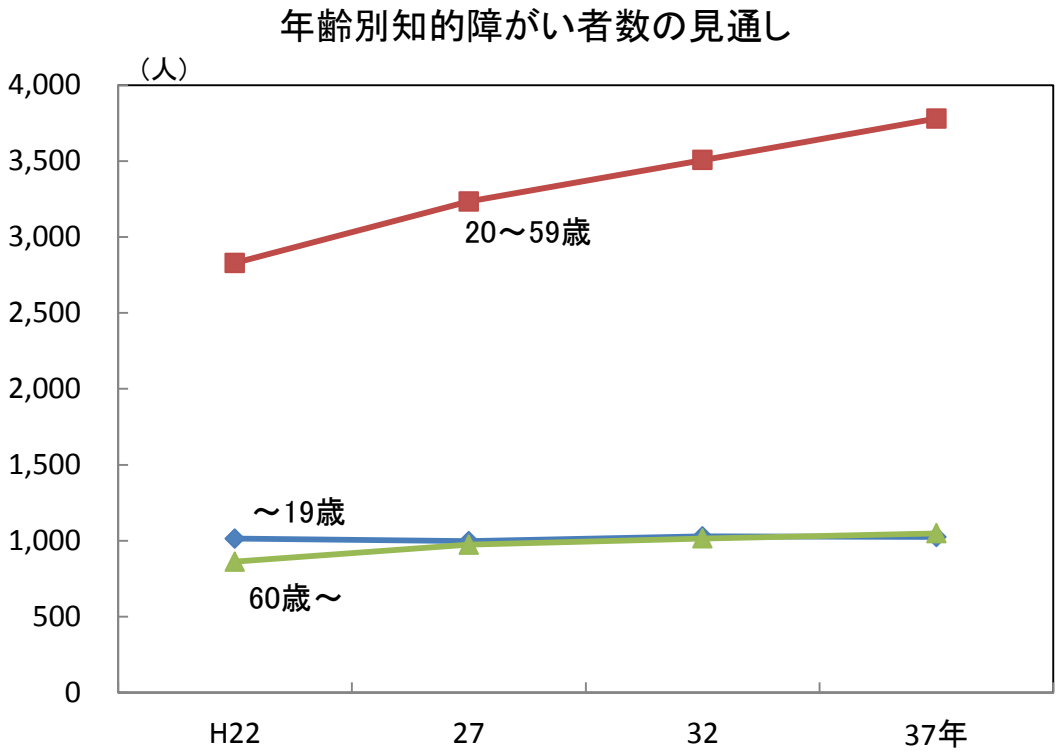

② 等級別

等級別に見ると、療育手帳Ａ（重度）所持者は、今後緩やかに減少することが見込まれますが、療育手帳Ｂ（中軽度）所持者は増加すると見込まれます。

等級別知的障がい者数の見通し				（単位：人）
	H22	H27	H32	H37
A（重度）	1,827	1,811	1,742	1,637
B（中軽度）	2,877	3,418	3,875	4,296

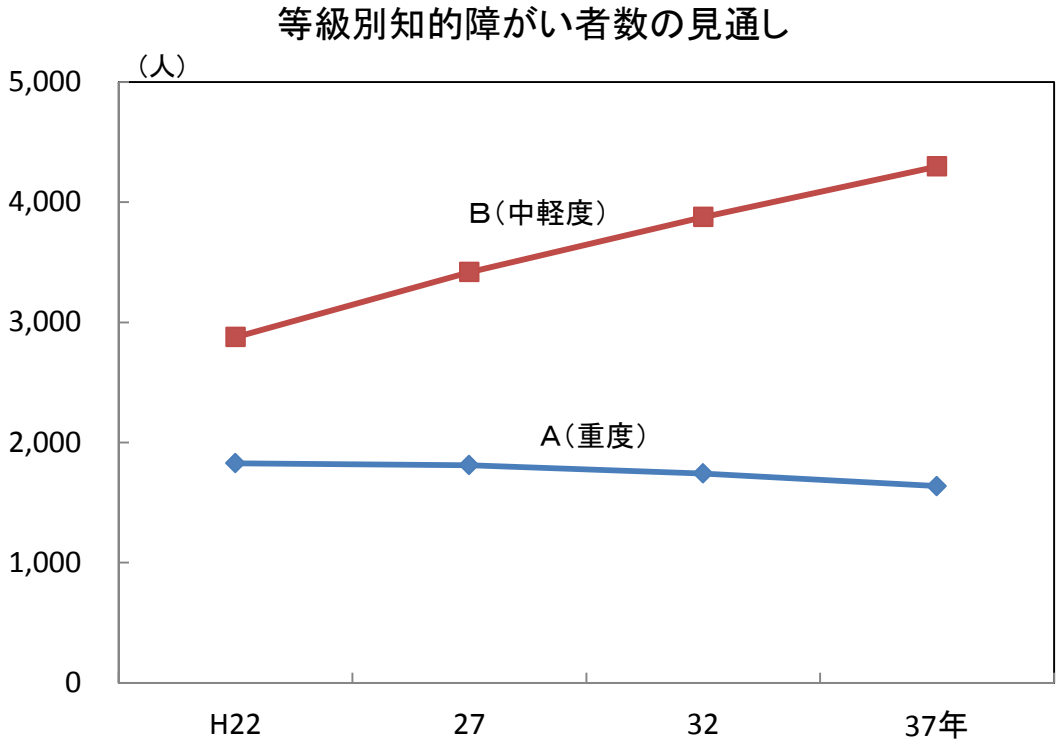

(3) 精神障がい者数の見通し

① 年齢別（入院）

精神障がい者数（入院）は、今後緩やかに減少を続けると見込まれています。特に、20～64 歳は大きく減少する一方、65 歳以上はほぼ横ばいと見込まれています。

こうした見通しになるのは、平均在院日数の短縮や精神科病床数の減少など政策的な影響や高齢化の影響によるものと考えられます。

年齢別精神障がい者（入院）の見通し				（単位：人）
	H22	H27	H32	H37
～19歳	8	5	4	3
20～64歳	854	680	563	465
65歳～	918	1,018	1,059	1,049

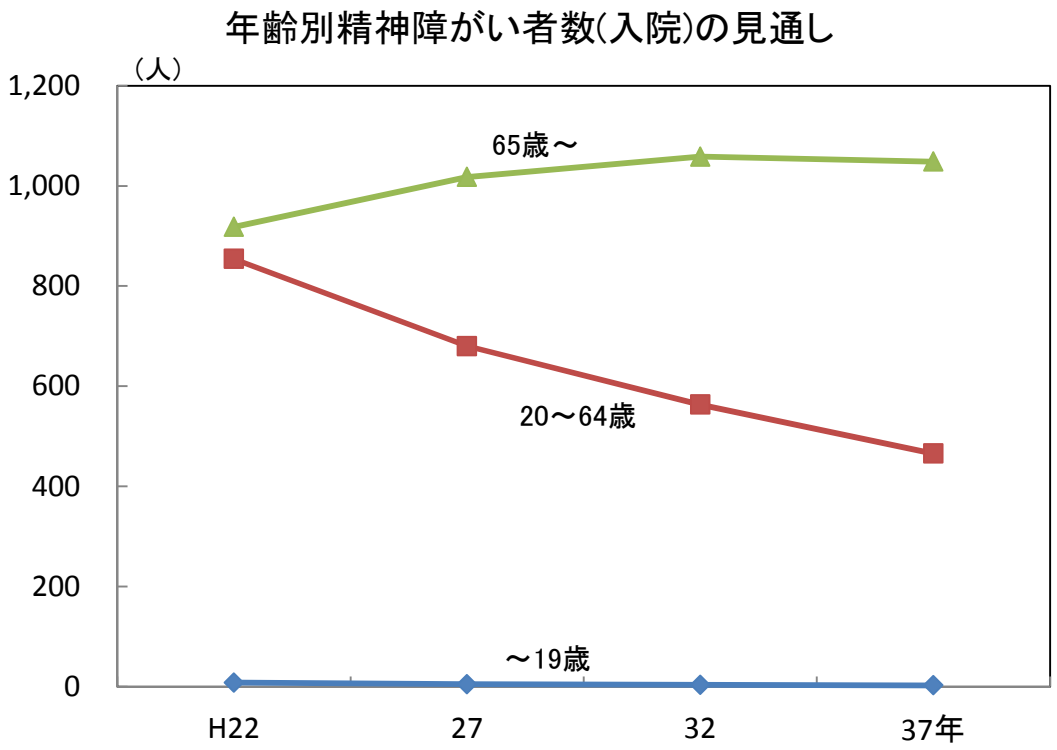

② 年齢別（通院）

精神障がい者数（通院）は、今後大幅に増加すると見込まれています。特に、20～59 歳、60 歳以上が大きく増加すると見込まれています。また、19 歳以下は、子どもの人口が減少する中で増加が見込まれています。

こうした見通しになるのは、最近の通院患者が増加していることが大きな影響を与えていると考えられます。

年齢別精神障がい者数（通院）の見通し　（単位：人）

	H22	H27	H32	H37
～19歳	903	935	1,137	1,280
20～59歳	7,963	10,583	12,404	14,045
60歳～	3,329	5,492	6,862	8,063

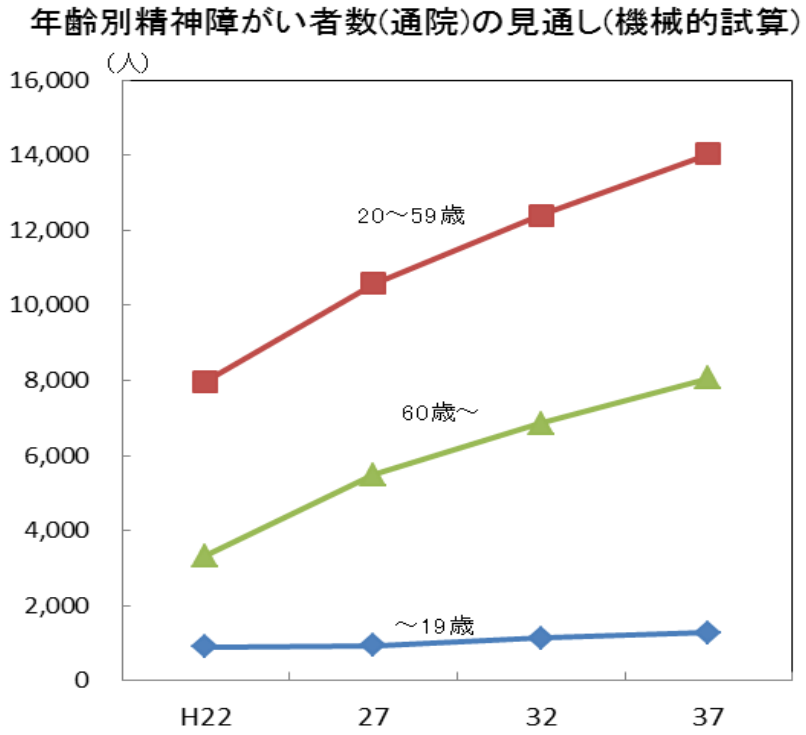

（参考）平成２６年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査の結果に係る障がい種別（手帳所持者別）の状況

【年齢区分】

年齢（人）	～10歳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	不明	合計
身体障がい（手帳所持者）	127	126	193	349	595	1,136	1,393	289	127	10	1	4,346
知的障がい（手帳所持者）	116	337	443	428	402	320	278	77	17	1		2,419
精神障がい（手帳所持者）	16	12	96	157	274	254	240	69	9			1,127

※最も多い年代に網掛けを行っている。

【回答者属性】

回答者（人）	本人	家族	家族以外の介助者	その他（無記名）	合計
身体障がい（手帳所持者）	2,280	866	261	939	4,346
知的障がい（手帳所持者）	550	811	510	548	2,419
精神障がい（手帳所持者）	652	158	90	227	1,127

※最も多い属性に網掛けを行っている。

【今困っていること、将来に対する不安・悩み】

区分（%）	①お金や財産	②健康や医療	③住まい	④就職や仕事	⑤恋愛・結婚	⑥人間関係	⑦家庭	⑧差別虐待	⑨身辺介護	⑩進学学校	⑪子育て教育	⑫自分の老後	⑬福祉制度の変化	⑭災害時安全	⑮生きがい	⑯その他	計
身体障がい（手帳所持者）	16%	23%	5%	5%	2%	3%	5%	1%	7%	1%	1%	17%	5%	4%	2%	2%	100%
知的障がい（手帳所持者）	14%	17%	6%	8%	4%	9%	4%	1%	6%	2%	1%	13%	4%	4%	2%	3%	100%
精神障がい（手帳所持者）	22%	20%	7%	7%	4%	6%	5%	2%	3%	0%	1%	13%	3%	2%	2%	2%	100%

「今困っていること、将来に対する不安・悩み」に関する項目では、いずれの障がい種別も、①お金や財産のこと　②健康や医療のこと　⑫自分の老後のこと　が上位を占めており、次いで
身体障がい者では、⑨身辺の介護が、
知的障がい者では、⑥人間関係
精神障がい者では、③住まいのこと　④就職や仕事のこと　となっている。

※平成２６年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査の結果の詳細は鳥取県のホームページで確認できます。（http://www.pref.tottori.lg.jp/91688.htm）

Ⅲ　障がい者を取り巻く環境の変化

１．障害者基本法の改正

「障害者基本法」は障がい者施策の基本となる事項を示したものであり、障がいのある人に関係する、最も基本となる法律です。当法律は、平成 23 年に見直され、同年８月５日に公布、施行されました。改正により、すべての人が人権を持っているという考え方に基づき、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと」が明記されました。

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】（平成23年７月29日成立　平成23年８月５日公布）

総則関係（公布日施行）

1)目的規定の見直し（第1条関係）
・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。　等

2)障害者の定義の見直し（第2条関係）
・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。　等

3)地域社会における共生等（第3条関係）
1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。
・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
・全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。　等

4)差別の禁止（第4条関係）
・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
・国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。　等

5)国際的協調（第5条関係）
・1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。　等

6)国民の理解（第7条関係）/国民の責務（第8条関係）
・国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。　等

7)施策の基本方針（第10条関係）
・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。　等

基本的施策関係（公布日施行）

1)医療、介護等（第14条関係）
・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重　等

2)教育（第16条関係）
・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進　等

3)療育【新設】（第17条関係）
・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
・研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進　等

4)職業相談等（第18条関係）
・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策　等

5)雇用の促進等（第19条関係）
・国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理　等

6)住宅の確保（第20条関係）
・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策　等

7)公共的施設のバリアフリー化（第21条関係）
・交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。）その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進　等

8)情報の利用におけるバリアフリー化等（第22条関係）
・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策　等

9)相談等（第23条関係）
・意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
・障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援　等

10)文化的諸条件の整備等（第25条関係）
・円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策　等

11)防災及び防犯【新設】（第26条関係）
・地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策　等

12)消費者としての障害者の保護【新設】（第27条関係）
・障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策　等

13)選挙等における配慮【新設】（第28条関係）
・選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策　等

14)司法手続における配慮等【新設】（第29条関係）
・刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策　等

15)国際協力【新設】（第30条関係）
・外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策　等

障害者政策委員会等（公布から1年以内に政令で定める日から施行）

国)障害者政策委員会（第32～35条関係）
・中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置（障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命）
・障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告　等

地方)審議会その他の合議制の機関（第36条関係）
・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加　等

附則

検討（附則第2条関係）
・施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
・障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置　等

２．障害者総合支援法の施行

平成 15 年４月に、それまで行政がサービスの受け手を特定し、サービスの内容を決定してきた「措置制度」から、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」へと移行しました。

措置制度から支援費制度へ（H15）

支援費制度の意義

■多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応
■利用者の立場に立った制度構築

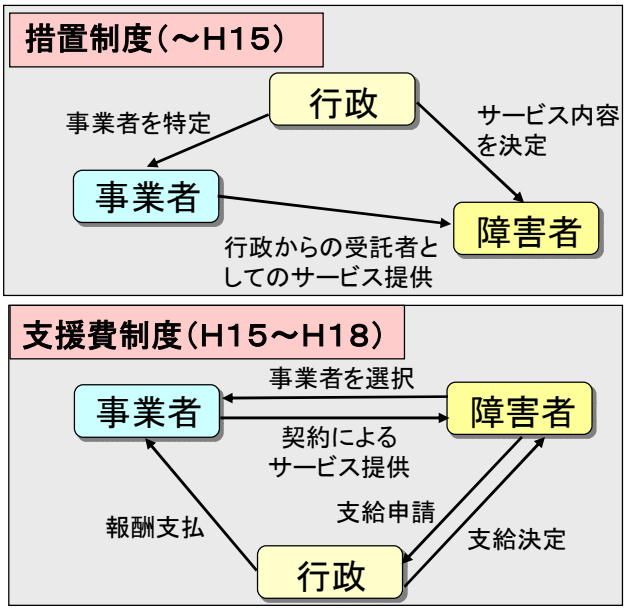

＜措置制度＞
●行政がサービス内容を決定
●行政が事業者を特定
●事業者行政からの受託者としてサービス提供

＜支援費制度＞
●障害者の自己決定を尊重（サービス利用意向）
●事業者と利用者が対等
●契約によるサービス利用

しかし、「支援費制度」は、精神障がい者が対象となっていなかったこと、全国共通の利用ルールがなく、支給決定のプロセスが不透明であったこと、また、利用者の増大に伴いサービス費用も増加し、制度維持が困難となったことなどにより制度全体の見直しが行われ、平成 18 年４月に「障害者自立支援法」が施行されました。これにより、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われ、３障がいを一元化し、就労支援の強化、支給決定の仕組みの明確化、安定的な財源の確保などが図られました。

「障害者自立支援法」のポイント

また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成 22 年 12 月 10 日に公布され、利用者負担の見直し、相談支援体制の充実等の見直しが行われました。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

（平成22年12月3日成立、同12月10日公布）

① 趣旨　公布日施行

－ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し　平成24年４月１日までの政令で定める日（平成24年４月１日）から施行

－ 利用者負担について、応能負担を原則に
－ 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し　公布日施行

－ 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実　平成24年４月１日施行

－ 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
－ 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化　平成24年４月１日施行

－ 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
－ 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
－ 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実　平成24年４月１日までの政令で定める日（平成23年10月１日）から施行

－ グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
－ 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）

（その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、
(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、
(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

さらに、平成24年６月に成立・公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」と改められ、様々な制度の見直しが図られました。

主な見直しは

【H25.4.1 施行分】

① 法の目的に「自立」に代え「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記

② 障がい者の定義に難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象を拡大

③ 市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の追加

（追加された必須事業）

・ 障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発

・ 障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援

・ 市民後見人等の人材育成・活用を図るための研修

・ 意思疎通支援を行う者の養成

【H26.4.1 施行分】

④ 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、定義や判定式、調査項目を見直し

⑤ 重度訪問介護の対象拡大（重度の知的障がい者、精神障がい者を対象に追加）

⑥ ケアホームのグループホームへの一元化

⑦ 地域移行支援の対象拡大（保護施設、矯正施設等を退所する障がい者等）

【H30.4.1 施行分】

⑧ 自立生活援助（地域で一人暮らしを希望する者への定期巡回訪問等）の新設

⑨ 就労定着支援（就労に伴う生活面の課題に対して支援）の新設

⑩ 重度訪問介護の対象範囲の拡大

⑪ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用の促進（利用者負担の軽減）

となっています。

地域社会における共生の実現に向けて
新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

（平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布）

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名
「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2. 基本理念
法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）
「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設
「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。
※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援
① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

6. サービス基盤の計画的整備
① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日（ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日）

4. 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）

① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

(1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
(2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
(3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
(4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

(1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
(2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
(3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
(4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

(1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
(2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日）

12

３．児童福祉法の改正

「児童福祉法」は児童の健全な育成、生活の保障及び愛護を理念とし、児童の権利及び必要な支援等を定めた法律です。障がい児に関しては本法律の「第２章 福祉の保障」において、療育の指導、居宅生活の支援等について規定しています。本法律は平成 24 年４月１日に一部改正され、障がい児支援の体系について、従来の障害種別で分かれていた体系から、通所・入所の利用形態によるものに一元化されました。

また、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を目的として、平成 28 年 6 月に児童福祉法が一部改正（施行は平成 28 年 6 月及び平成 30 年 4 月）されました。これにより、「保育所等訪問支援」の対象拡大や「居宅訪問型児童発達支援」といったサービスが新設されました。また、医療的ケアを要する障がい児の支援の充実を図るため、各自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることが規定されたほか、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、各自治体において障がい児福祉計画を策定すること等が規定されました。

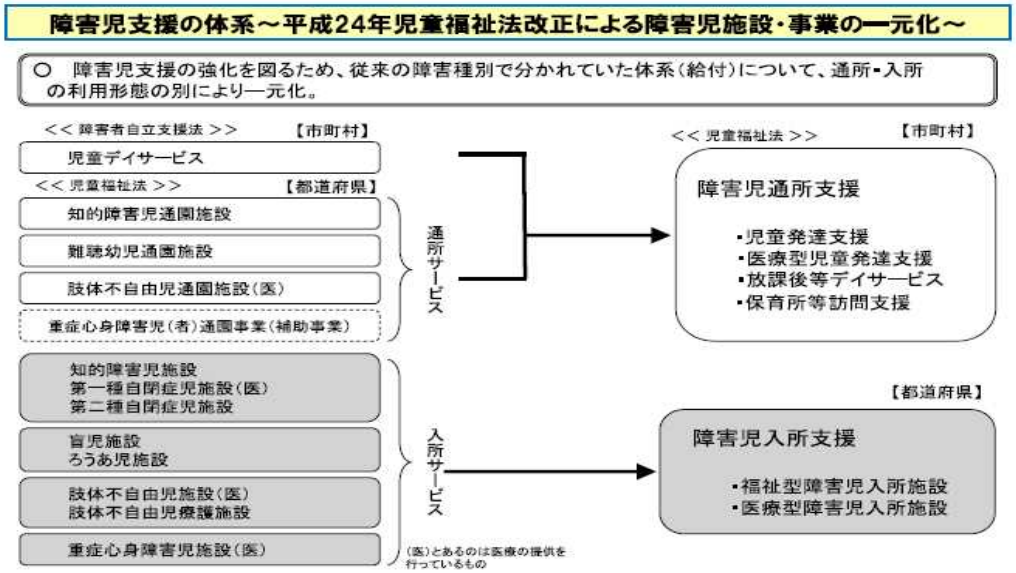

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律
（H30.4.1施行　※一部公布日施行あり）

※障害児支援の該当箇所のみ抜粋

【概要】

1 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

（1）重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。
（2）保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。
（3）医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。
（4）障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。

2 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

（1）補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。
（2）都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する。

【施行期日】
平成30年4月1日（1（3）については公布の日）

４．障害者虐待防止法の施行

平成 23 年６月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障がい者虐待の防止のための法整備が図られました。これにより、平成 24 年 10 月１日から、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されました。

また、虐待の防止や対応の窓口となる市町村障がい者虐待防止センターや県障がい者権利擁護センターが設置されています。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

（平成23年6月17日成立、同6月24日公布）

目 的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定 義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

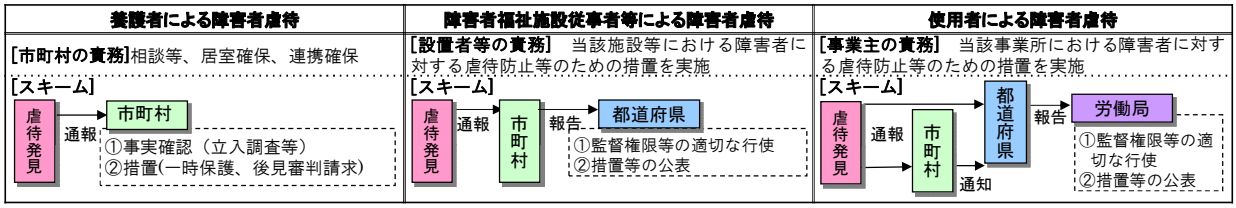

3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
2 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
3 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
4 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

5．障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、精神障がい者についても、身体障がい者や知的障がい者に加え、雇用が義務となり、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることとなります。（平成 30 年４月１日施行）

また、雇用の分野における障がい者に対する差別的取扱いの禁止や、事業主に対し、過重な負担を及ぼさない範囲で、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることが義務付けられました。（平成 28 年４月１日施行）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1．障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

（1）障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

（2）合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。
ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

（想定される例）
- 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

→（1）（2）については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

（3）苦情処理・紛争解決援助

① 事業主に対して、（1）（2）に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
② （1）（2）に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例（紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等）を整備。

2．法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行（H30）後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

3．その他

障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

施行期日：平成28年4月1日（ただし、2は平成30年4月1日、3（障害者の範囲の明確化に限る。）は公布日）

６．障害者優先調達推進法の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成 24 年６月に成立（平成 25 年４月１日施行）し、国や地方公共団体等は物品や役務の調達にあたって、障がい者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。

また、国や独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障がい者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努め、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要

（平成24年6月20日成立、同6月27日公布）

１．目的（第１条）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

２．国等の責務及び調達の推進（第３条～第９条）

＜国・独立行政法人等＞

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表（厚生労働大臣）
⇩
調達方針の策定・公表（各省各庁の長等）
⇩
調達方針に即した調達の実施
⇩
調達実績の取りまとめ・公表等

＜地方公共団体・地方独立行政法人＞

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表
⇩
調達方針に即した調達の実施
⇩
調達実績の取りまとめ・公表

３．公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第 10 条）

① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

４．障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第 11 条）

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

５．その他（附則第１条～附則第３条）

（１）施行期日
この法律は、平成２５年４月１日から施行する。

（２）検　討
政府は、以下の事項について、３年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

（３）税制上の措置
国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

7．障害者差別解消法の施行

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 25 年６月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（平成 28 年４月１日施行）しました。

これは、障害者基本法第４条に基本原則として規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障がいを理由とする差別的取扱いの禁止」「障がいのある人に対する「合理的配慮」の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などが規定されています。

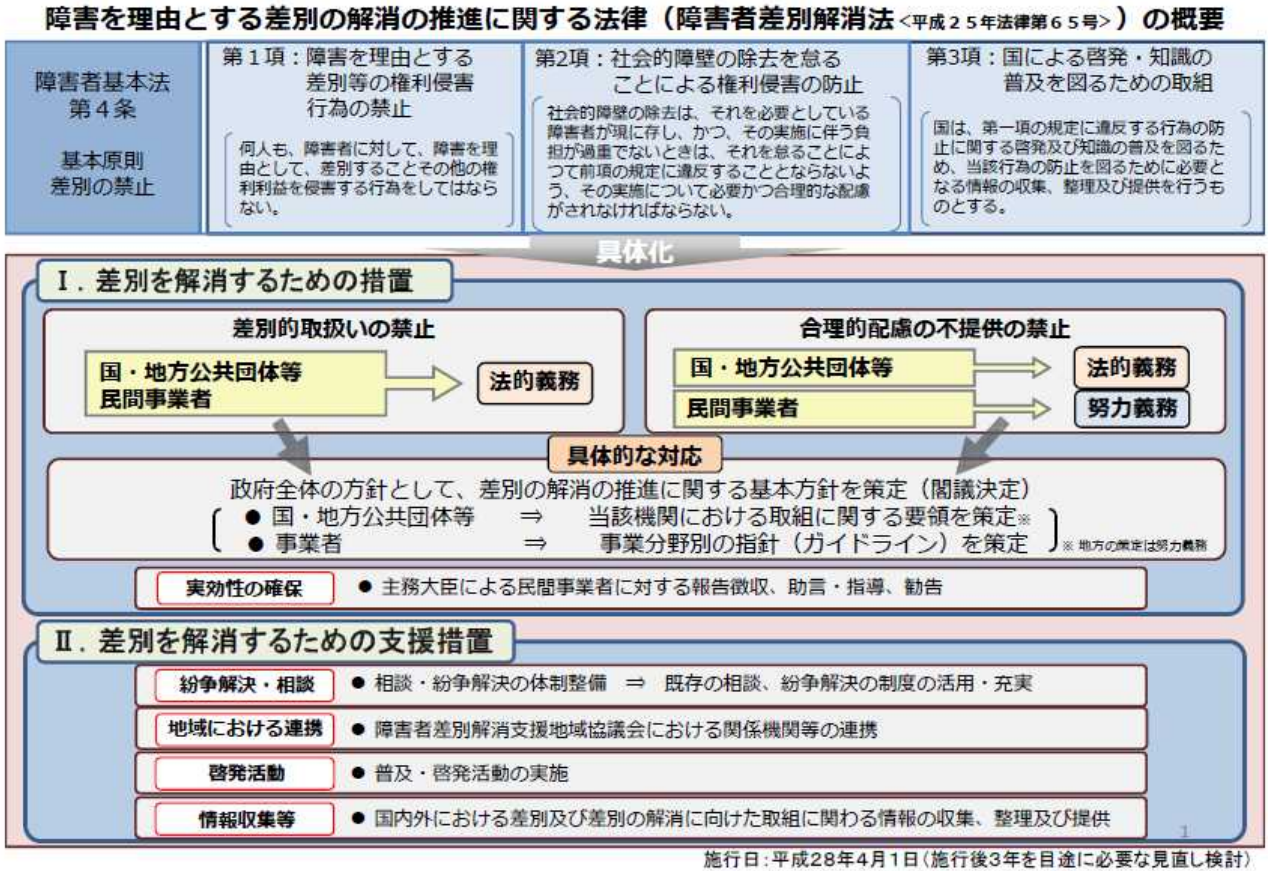

８．障害者権利条約の批准

近年、障がい者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成 18 年に国連において、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、我が国は平成 19 年に同条約に署名し、以来、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正など、国内法の整備を始めとする様々な取組を進め、平成 26 年 1 月に同条約を批准しました。

このことにより、我が国において、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることとなります。

同条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。ここで言う「差別」とは、障がい者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、例えば過度の負担ではないにもかかわらず、段差がある場所にスロープを設置しないなど、障がい者の権利の確保のために必要で適当な調整等を行わないという「合理的配慮の不提供」も含まれるということが、明確に示されています。またこの条約は、障がい者が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障がい者の自立した生活と地域社会への包容について定めています。

本プランでは、この権利条約や整備された国内法等の考え方を基本としながら、差別の解消及び権利擁護の推進や、障がい者が地域で自立した生活を送るための各種取組を進めます。

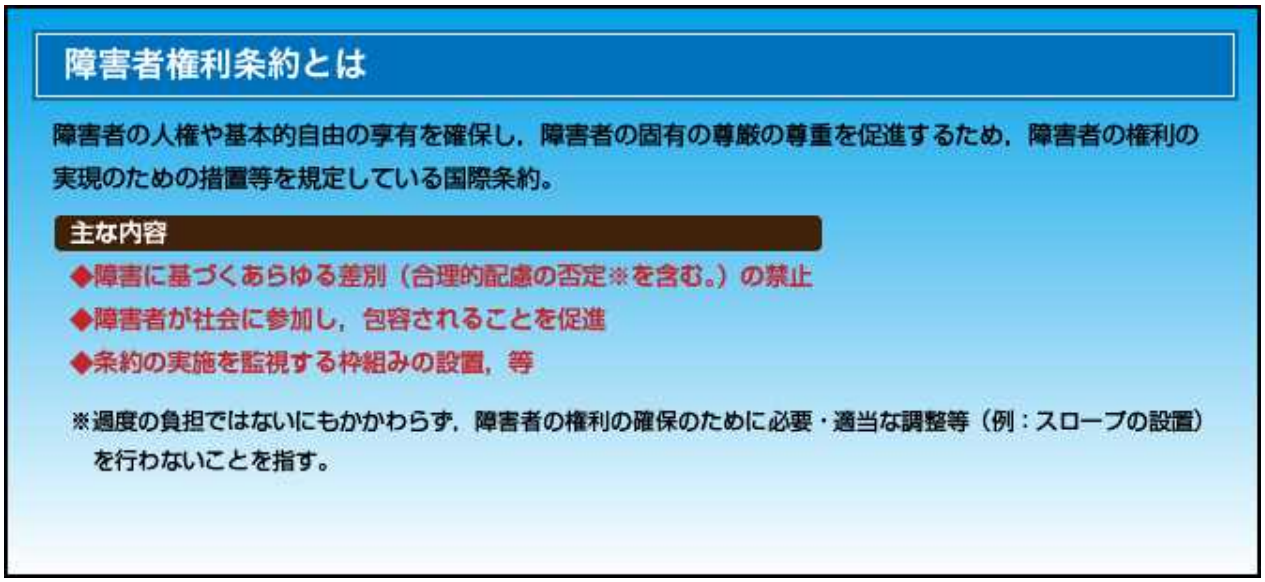

Ⅳ　鳥取県の課題

これまで、鳥取県の現状と今後の見通し、障がい児者を取り巻く環境の変化を見てきましたが、以下のようにまとめることができます。

【現状と今後の見通し】

・障がい者数は増加傾向で高齢化が進んでおり、今後も同様の傾向にあると見込まれます。

・障害福祉サービスはある程度充実していますが、短期入所や児童発達支援などサービスの種類によっては全国平均を下回るサービスも見られます。

・区分別では、身体障がい者は３・４級の中度の方、知的障がい者は中軽度（療育手帳Ｂ）、精神障がい者は通院の方が増加し、また今後も増加すると見込まれます。

【障がい者を取り巻く環境の変化】

・障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の批准など障がい者の権利を保障し、地域における共生社会を目指す方針が示されました。

・障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わり、障がい者のニーズに基づいた地域生活支援体制を整備する方向性が示されました。

・児童福祉法の改正など障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応が示されました。

・障害者雇用促進法の改正、障害者優先調達推進法の施行など、障がい者の雇用促進や就労面での支援など障がい者の社会参加を進める方向性が示されました。

こうした状況により、今後、地域で暮らす障がい児者への支援が益々重要になっていくものと思われます。

鳥取県では、これまで様々な障がい児者施策を展開してきました。主なものを挙げると、

〇工賃三倍計画の策定、農福（水福）連携推進事業、就労事業振興センターの設立など県独自の就労関係事業の実施

〇「障がいを知り、共に生きる」あいサポート運動の実施と全国展開

〇障がい者アスリートの指定強化選手制度の導入

〇手話言語条例の制定

〇あいサポート条例の制定

〇情報アクセス・コミュニケーション支援の充実

〇重症心身障がい児者等を受け入れる事業所への支援

〇医療型ショートステイ事業を実施する医療機関等への支援

〇ＮＩＣＵからの地域移行を支援する訪問看護事業所への支援

〇あいサポート・アートとっとりフェスタ（第１４回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会）の開催

〇手話パフォーマンス甲子園の開催　　などがあります。

改めて、障がい者の地域生活を支えるためには、障害福祉サービスのみならず、医療、情報アクセス・コミュニケーション支援、教育、スポーツ・文化芸術活動、権利擁護・虐待防止、防災・防犯対策、住宅、バリアフリー、雇用・就業など幅広い取組が必要となります。そこで、こうした福祉の枠にとらわれない幅広い分野における障がい者施策の計画的かつ総合的な推進を目指し、本プランを策定しました。

Ⅴ　プランの基本的な考え方

１．基本理念

「共に生きる社会の構築」

本プランでは、障害者権利条約や整備された国内法等の考え方を基本としながら、差別の解消及び権利擁護の推進や、障がい者が地域で自立した生活を送るための各種取組を進めます。

また、本プランの基礎となる障害者基本法では、第１条に「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」と規定されています。

本プランでも、同様の目的に沿って、障がい者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、鳥取県が取り組むべき障がい者に関する施策の基本的な方向を定めます。

障がい児の支援にあたっては、児童福祉法の第２条に「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と規定されています。

このため、障がい児及びその家族に対し、幼少期から身近な地域で支援できるように、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達の支援を行う障害児通所支援事業等の充実を図るとともに、ライフステージに応じた地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する地域支援体制の構築を図るため、今後、取り組むべき施策の基本的な方向を定めます。

併せて、県では、平成 29 年に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」を定めました。この条例では、障がい者が暮らしやすい社会づくりのための取組に関する基本的な考え方を明らかにしており、これにのっとり、本計画で障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策を定めることとしています。

共生社会を実現するためには、障がいのない人が障がいを正しく理解するとともに、具体的な行動に移す必要があり、また、障がい者や家族・支援者等は地域社会に積極的に参画するとともに、地域に情報を発信し、相互理解を進めていく必要があります。

県ではこのような取組を更に進展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、障がいのない人と等しく、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる共生社会の実現を目指します。

２．基本目標

「共に生きる社会の構築」の実現に向けて、次の３つを基本目標とします。

(1) 地域で安心して暮らす

○　障がい者が地域で障がいのない人と等しく、自分らしく安心して生活することができるようにするため、必要なグループホームや在宅サービスなどの福祉サービスや相談を身近なところで受けることができるよう体制を整えます。

○　障がい者やその家族等に対する支援体制の充実を図るとともに、専門的な支援に関する研修を充実させ、また、国の指針を踏まえ、障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、身近なところで支援が受けられるよう環境を整備します。

○　障がい者が質の高いサービスを受けられるよう、人材確保とサービスの質の向上を進めます。

○　障がい者の高齢化が進んでいることを踏まえ、親亡き後を見据えたグループホーム等の整備や成年後見制度の利用促進を図ります。

○　医療的ケアを要する障がい者が地域で生活するため必要な福祉サービス及び医療サービスを受けることができるよう環境を整備します。

○　道路、施設、交通手段等のバリアフリー化を進め、障がい者が安心して移動・外出ができる地域をつくります。

○　防災対策や防犯対策を推進することにより、障がい者が安心・安全に暮らせる地域をつくります。

(2) 地域で学び、働き、社会参加を推進する

○　障がい者の地域での生活に必要不可欠な情報アクセス支援やコミュニケーション支援の充実を図るとととともに、手話言語条例及びあいサポート条例に基づく施策を推進します。

○　障害者権利条約で保障された教育の機会均等の理念を重視し、その構築に向けて特別支援教育の推進を図ります。

○　障がい者の希望及び適性に応じ、能力を十分に発揮して働くことができる環境を整備します。

○　障がい者を雇用する企業や働く障がい者の不安解消のために支援します。

○　福祉的就労の底上げを行い、障がい者の収入増を進めるとともに、一般就労可能な障がい者の一般就労移行を進めます。

○　障がいの有無にかかわらず誰もが文化・芸術、スポーツ活動に参加し、共に楽しめる環境を整備します。

(3) 共に暮らす社会の実現

○　障がい者の暮らしやすい社会の実現を目指して、「障がいを知り、共に生きる」あいサポート運動の更なる普及を図り、県民みんなで取り組む運動として推進します。また、他の地方自治体への普及や企業との連携強化を図るなど全国展開を進めます。

○　障がいを理由とする差別の解消、虐待防止・権利擁護の推進に取り組むととも

に、県民への普及啓発を進めます。

○　行政における障がい者に対する対応を再点検し、障がいの特性等に配慮した行政サービスのあり方を追求します。

３．各分野に共通する横断的視点

⑴ 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者やその家族等の関係者の意見を聴きながら施策の検討、策定、実施に当たります。

⑵ 当事者本位の総合的な支援

障がい者がライフステージに応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用等の関係分野の連携を強化し、施策を総合的かつ計画的に実施します。

⑶ 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの特性、状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的なニーズを踏まえて、策定及び実施します。

⑷障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、障害者差別解消法等に基づき、様々な分野で障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

⑸ バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティの向上

障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにするため、障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

⑹ 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、市町村等関係機関との適切な連携及び役割分担の下で、障がい者施策を推進します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

Ⅵ　分野別施策の基本的方向

１．生活支援

【現状と課題】

障がい者が地域で安心して暮らすためには、身近なところで相談できる環境を整えることが必要であり、地域生活支援センターなどの相談窓口の設置を進めています。

また、平成 24 年４月から計画相談支援がスタートし、平成 27 年４月からは障害福祉サービスを利用する全ての対象者について、原則としてサービス等利用計画の提出が求められることとなりました。このため、利用計画を作成する相談支援専門員の養成、資質向上を図る必要があります。

また、施設入所者、精神科病院に長期間入院している方などを含めた障がい者の地域移行を進めるにあたり、高齢化、重度化等に伴う多様なニーズに対応できるグループホーム等の住環境を整備するほか、訪問型の在宅サービス等の充実、障がい者の家族等が休息（レスパイト）できるよう短期入所を充実するなど、障がい者の在宅生活を支援する体制の充実を図ることが必要です。

そして、医療的ケアを要する障がい者が地域で安心して生活するためには、福祉関係機関と、保健、医療、保育、教育等の各関係機関とが連携し、サービスの拡充を図るなどの整備が必要です。

さらに、サービスの充実を図るため、事業者による障がい者と地域住民との交流の促進や、事業者同士の連携等による取組を進めることが必要です。

(1) 相談支援体制の充実

○　障がい者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、郡部における地域生活支援センターの設置を町に働きかけます。

○　障がい者一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進するため、相談支援専門員の資質向上を図る研修会等を開催するとともに、市町村と連携して、相談支援事業所数を増加するなど、障害福祉サービス利用者が計画相談支援を利用できる環境を整備します。

○　基幹相談支援センターの設置を促進し、当該センターを核とした、地域の相談支援体制の強化及び障害福祉サービスの質の向上や評価を促進します。

○　相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談支援の質の向上を図るとともに、児童相談所、福祉事務所、精神科病院等関係機関との連携を図り、障がい者及びその家族等が身近な地域で専門的な相談を受けることができる体制を整えます。

○　障害福祉サービスのモニタリングや質の向上を適切に行い、障がい者ケアマネジメントの質を計画的に向上させるため、県地域自立支援協議会の中で相談支援体制の検討を行います。

○　判断能力が十分でない障がい者が、自らの尊厳と権利を保持し、福祉サービスを適切に利用すること等により、自立した地域生活を送ることができるよう、成年後見制度の活用を進めるため、各圏域に設置している成年後見支援センターへの支援を行います。また、障がいにより、意思決定が難しい状況にあっても、自

らの意思を表明でき、またはその意思が適切に汲み取られ、尊厳と権利が尊重されるよう、意思決定支援ガイドラインの活用や普及を行います。

○　発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援等を実施するとともに、発達障がい者及びその家族が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるように、市町村等での地域支援体制の整備を図ります。また、発達障がい者支援体制整備検討委員会（発達障がい者支援地域協議会）を活用する等により保健、医療、福祉、教育、雇用、司法関係機関等との連携・協力を図りながら、発達障がい者支援体制を充実させ、ライフステージに応じた支援体制を構築します。また、関係機関以外にも、県民の理解をさらに深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の発達障がいに関する理解・啓発を行います。

○　高次脳機能障がいについて、支援拠点機関（医療法人十字会野島病院）に配置している相談支援コーディネーターを中心に、相談支援や関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障がいに関する情報発信の充実を図ります。

○　てんかんについて、一般啓発研修や人材育成研修を行うことにより、てんかんに対する理解を促進するとともに、てんかんのある方に対する支援の手法を学び、てんかんのある方を地域で支える支援体制の整備を図ります。併せて、診療拠点機関（鳥取大学医学部附属病院）を中心としたてんかん診療ネットワークの構築を目指します。

○　難病について、鳥取県難病相談・支援センター（鳥取大学医学部附属病院）において、難病患者からの各種相談に応じるとともに、難病患者団体設立時の支援等を行います。

○　小児慢性疾病児童等について、小児慢性特定疾病児童等自立支援相談窓口（鳥取大学医学部附属病院）において、当事者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行います。

○　家族と暮らす障がい者について、情報提供や相談支援等により、その家族を支援するとともに、障がい者同士が行う援助として有効な当事者による相談活動（ピアカウンセリング）の更なる拡充を図ります。

○　障がい福祉サービスや制度等をまとめた冊子「よりよい暮らしのために」を活用し、現在サービスを受けていない方等を含めより多くの方に、わかりやすく周知を図るとともに、市町村に対しても、積極的な情報発信を促すよう努めます。

(2) 在宅サービス等の充実

○　障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の充実を図るとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの充実を図ります。特に短期入所は、在宅生活を支援する上で家族のレスパイト等に必要不可欠なサービスであり、利用ニーズも多いことから、環境整備やサービス利用に関する改善点に関して、関係機関と協議を行い、受入体制を強化します。

○　行動障がいや医療的ケアを必要とするなど、常時介護を必要とする障がい者が

地域で生活できるよう、日中及び夜間における支援の充実を図るとともに、医療型・福祉型短期入所、グループホーム、生活介護など在宅サービスの充実を図るため、必要な支援を行います。

○　障がい者が自立した生活を営むことができるよう、身体機能、生活能力の向上のために必要なリハビリテーションや訓練の支援の充実を図ります。

○　視覚障がい者、聴覚障がい者、音声機能障がい者等に対して、日常生活上必要なトレーニング・指導等を行い、これらの方の生活の質向上や社会参加の促進を図ります。

○　障害福祉サービスによる移動支援利用が必要な障がい者が利用できる居宅介護等事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）を増やすため、居宅介護等の業務の従事者養成研修を実施し、対応できる人材の育成を図ります。

○　地域生活支援事業費補助金の財源確保について、市町村が積極的に事業に取り組めるよう国に対する政策提案を継続的に行います。

○　障害者支援施設について、小規模化を進め、地域で生活する障がい者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、施設の入所者の生活の質の向上を図ります。また、グループホームの整備等を促進し、入所者の地域社会での生活への移行を進めます。

○　障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を安心して送ることができるよう、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなどを行う機能を備えた地域生活支援拠点を地域に整備し、これらの機能の集約化や地域において機能を分担して担うなどの環境の整備を図ります。また、地域生活支援拠点の整備に向けた市町村及び圏域の取組を支援します。

○　知的障がい者、医療的ケアを要する障がい者、重症心身障がい者、精神障がい者などが入居可能なグループホームの整備を促進します。

○　認知症の方の中には、幻覚、妄想、不安、うつ状態等精神症状を呈する方もいることから、認知症サポーターの養成を推進し、地域の中で、高齢障がい者を見守る体制を整えます。

(3) 障がい児支援の充実

○　障がい児のライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の確立（横の連携）を進めます。このため、県と市町村は、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、緊密な連携を図ります。

○　障害児通所支援事業所の受入体制の充実と、日中一時支援や短期入所といった保護者のレスパイトサービスの充実を図ることで、障がい児及びその家族（障がい児のきょうだいを含む）が地域で安定した生活を送るための基盤を整備します。

○　児童発達支援センターによる地域支援の充実を図ります。

○　保育所等訪問支援を活用できるよう市町村による整備を促進し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することによ

り、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

○　重症心身障がい児及び医療的ケアを要する障がい児等、重度の障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用できるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行うことにより、支援体制の充実を図ります。

○　医療的ケアを要する障がい者が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等を行う社会資源の充実を図ります。また、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、保育、教育その他関連分野の関係機関が連携を図り、支援施策を検討するための協議の場を設置します。

○　障がい児が保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等を他の児童と同様に利用できるよう、市町村と連携して受入れ体制の充実を図るとともに、幼稚園における特別支援教育の充実を図ります。また、保育所、認定こども園等において医療的ケアを要する障がい児の受入れができるよう体制整備を図ります。

○　乳幼児期、小学校就業前、学齢期、卒業後のライフステージごとの支援を行うほか、保護者の「気づき」の段階からの支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、教育委員会や学校等との連携、卒業後を見据えた就労移行支援事業所等との連携を深めます。

○　障がい児の保護者やきょうだいについて、ペアレントメンターの活用、ペアレントトレーニングの推進、レスパイト支援の充実などを通して相談・学習・余暇の機会を確保し、家族支援の充実を図ります。

○　障がい児や同じ病気を持つ子同士の親の会、関係団体等の一覧を積極的かつわかりやすく情報提供します。

○　難病の子どもと家族の地域生活について、福祉、医療、教育等の連携により、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援をするため、医師、看護師等の専門人材の育成と、生活支援の中核を担う地域連携拠点の整備を行います。

○　障害児入所支援について、より家庭的な環境での生活の場を提供するための小規模なグループによる支援等、障がい児の状況に応じた支援体制について検討します。また、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を確保するため、市町村をはじめとする関係機関との緊密な連携を図ります。

(4)　サービスの質の向上等

○　障害福祉サービス等の質の向上を図るため、苦情解決の推進、第三者評価の実施及び結果公表の促進等に努めます。

○　強度行動障がい、重症心身障がい、医療的ケアを要する障がい児者など専門性が求められるケースに対応するため、必要な研修を実施します。また、困難ケースへの対応など支援が難しいケースについてスーパーバイザーを派遣する仕組みを構築します。

○　障害福祉サービスの提供に当たっては、県による市町村への適切な支援等、県と市町村が協力・連携を図り、地域間におけるサービスの格差の解消を図ります。

○　障害福祉サービスと医療、地域など関係者間の連携を深め、障がい者が地域で

暮らしていくためのネットワークを構築します。

○　鳥取県独自の事業所認定制度を設け、質の高いサービスを提供する障害福祉サービス事業所を認定するなど、質の高い事業所を推奨する仕組みを検討します。

○　よりよい障害福祉サービスの提供体制を構築するため、障がい福祉サービス事業所に対する指導監査を適切に実施します。

(5) 人材の育成・確保

○　障害福祉サービス、障害児通所支援事業又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、相談支援専門員等の人材養成を行います。また、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、相談支援専門員等に関する人材育成ビジョンを策定し、研修をはじめとする人材育成を計画的かつ効果的に実施します。

○　社会福祉士、介護福祉士等の福祉専門職に関する奨学金制度を実施します。また、障がいの特性を理解した支援員を養成します。

○　強度行動障がいに対する職員の知識、技術の不足等が身体拘束などの行動制限を伴う虐待を引き起こす可能性があることから、必要な研修を行うとともにスーパーバイザーの養成など必要な事業を実施します。

　また、これらにより強度行動障がいの受入事業所等を増やすことにより、強度行動障がい者の安心・安全な暮らしを確保するとともに、家族等のレスパイトにもつなげます。

○　障害福祉サービス等を継続的に提供できる支援体制を維持するため、県内外に向けた障害児通所支援事業等のＰＲや仕事体験ツアーの実施及び福祉人材センター等における社会福祉事業従事者等への就業援助、研修等を行い、福祉人材を確保します。

○　医療的ケアを要する障がい者の生活を支援するため、介護職員等による痰の吸引等の研修を実施し、痰の吸引等を行うことができる介護職員等の養成・確保を進めます。

○　発達障がいや医療的ケアを要する障がい者などに適切に対応できる人材を育成するため、事業所職員への研修を行うほか、医療・福祉・教育の連携を進めます。

○　医療的ケアを要する障がい児者支援のための地域づくりを推進するため、分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、地域課題の整理・問題提起や地域資源の開発を行う等、医療的ケアを要する障がい児者の支援に関して多岐にわたる役割を担う「医療的ケア児等コーディネーター」を養成します。また、県地域自立支援協議会の専門部会において、人材育成や養成研修に関する検討を行います。

(6) 福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成

○　補装具等の福祉用具に関する情報提供を適宜行い、その普及を促進するとともに、市町村職員へ必要な情報提供を行い、日常生活用具の給付に係る市町村間の格差解消を図ります。

○　身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬（盲導犬等）の育成支援を行い、また、身体障害者補助犬の受入れに関する普及啓発を行います。

２．保健・医療

【現状と課題】

障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることにより、地域で安全・安心な生活ができるよう、医師、歯科医師、相談員などの支援者の確保を含め、障がい者の年齢に応じた切れ目のない支援を行うための体制・支援制度等を充実させることが必要です。特に、常時、医療サービスを必要とする障がい者が地域で生活していくためには、身近な地域で適切な時期に適切な医療サービスを受けられる体制を整備する必要があります。

精神障がい者の１年未満入院者の退院率は全国平均に比べて低い現状にあることから、早期退院及び地域移行を推進するため、国の指針を踏まえて、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムの構築を進めることが必要です。また、精神科救急医療体制の充実、ＡＣＴ（包括型地域生活支援）や訪問看護等の整備を進めることが必要です。

難病に関する施策として、相談支援の更なる充実や医療相談についての周知、体制整備を推進することが必要です。

(1) 保健・医療の充実等

○　在宅で生活する障がい者が増加していることから、病院・診療所、訪問看護ステーション、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所、行政機関等とのネットワークづくりを進めます。

○　障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。

○　医療的ケアを要する障がい児者等の在宅生活を支援するため、医療型短期入所の確保や、重度障がい者を受け入れる障害福祉サービス事業所への支援を行います。

○　医療行為が常時必要な障がい者の地域生活を支え、より身近な地域で医療サービスが受けられるようにするため、地域の医療機関と連携して地域での医療体制の充実を図ります。併せて、難病者や障がい者等に対応できる医療人材（医師及び看護師等）を養成するとともに、地域生活を支える訪問診療所や訪問看護事業所の拡充に努めます。

○　医療的ケアを要する障がい児等の在宅生活への移行を支援するため、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園等において、急性期病院入院中からの連携や、退院後の訓練やリハビリテーション等を行います。また、障がい者に対するリハビリテーションを行う事業所に対する支援を行います。

○　鳥取県歯科医師会と連携し、障がい者の歯科診療等を身近な場所で実施できるよう人材養成に努めます。

○　人工透析を要する腎不全、精神疾患、難治性疾患など障がいに対する継続的な医療が必要な障がい者に対しては、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備等、適切な保健・医療サービス提供の充実に努めます。

○　発達障がいの診療体制について、専門医の確保に加えて、地域の小児科医等が

専門医と役割分担を行い、身近な地域でも発達障がいの診療を可能とする体制づくりを進めます。

(2) 精神保健・医療の提供等

○　精神保健福祉センターの研修会等の開催を通して、精神疾患に関する正しい知識の普及を図るとともに、精神保健相談等により精神疾患の予防や早期発見・早期治療を促進します。

○　精神保健福祉センター及び中・西部福祉保健局（以下「福祉保健局等」という。）において、精神科医及び保健師等による相談や家庭訪問を実施し、在宅の精神障がい者を支援します。

○　国の指針を踏まえ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、各圏域ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、必要な取組について検討を進めます 。

○　県民等に対する正しい知識の普及を図るとともに、偏見・差別や過剰な不安を除去する教育・啓発の取組を推進します。

○　高次脳機能障がい者の支援拠点機関である医療法人十字会野島病院において、専門的な相談支援、普及啓発、研修会等を行います。また、市町村や相談支援事業所に対する研修会を開催するなど、高次脳機能障がい者の支援体制の充実を図ります。

○　精神科医や精神科医療に関わる専門職員の資質の向上を図るため、精神保健指定医研修会等の研修会を開催するとともに、関係団体による各種研修会の開催の積極的な取組について働きかけます。

○　自死を防ぐため、自死予防の県民運動の推進、自死予防の普及啓発、相談窓口の整備、かかりつけ医と精神科医の連携、自死遺族へのケア等総合的な対策を講じます。

○　精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）を進め、以下の取組を通じて、精神障がい者が地域で生活できる体制を整備します。

・　休日、夜間等における精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等に対応できるように、精神科救急医療体制の整備を行います。

・　非自発的入院である措置入院や医療保護入院患者の人権の確保のため、精神医療審査会の機能の充実を図ります。

・　精神医療審査会において医療保護入院患者の医療の適正化に努め、精神疾患で入院する患者の１年以内での退院を促進します。

・　措置入院した精神障がい者について、「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」に基づき、措置入院解除後、地域で安心して生活を送れるよう支援体制の構築を図り、地域における関係機関等と連携した対応を行います 。

・　警察や矯正施設等から自傷他害の恐れのある者として通報された精神障がい者が精神保健指定医により医療が必要と判断された場合、適切な医療につなぐとともに、入院後は、医療機関と福祉保健局等が連携を図りながら、早期退院を進めます。

・　精神科病院の専門職員や市町村職員等向けの地域移行に関する研修会を開催するとともに、相談支援事業所等との連携を深めます。

○　精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組を支援し、当事者・家族の立場から実施する精神保健福祉施策の取組を推進します。

○　市町村、福祉保健局、精神保健福祉センター等が中心となり、心の健康づくりのための相談事業や健康教育を実施します。

○　鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、危険ドラッグの製造・販売・所持・使用等の防止を図ります。

○　依存症について、精神科医等による定例相談会の開催、家族教室の開催、ピアカウンセリング等を実施するとともに、市町村、相談支援事業所等を対象とするアルコール・薬物依存症等に関する研修会を開催するなど、依存症対策の効果的な実施を進めます。

○　アルコール・薬物等による健康被害の正しい普及啓発活動を実施し、依存症の予防を進めるとともに、薬物依存症リハビリ施設に対する支援を行い、薬物依存症者の社会復帰の促進を図ります。また、県のアルコール健康障がい、薬物依存症対策の中心的な役割を果たすアルコール健康障がい・薬物依存対策支援拠点を設置し、支援の充実を図ります。

○　鳥取県アルコール健康障害対策推進計画に基づき、アルコール健康障がいに関する予防・相談から治療・回復に至るまでの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、発生・進行・再発の各段階に応じた対策を実施します。

(3) 人材の育成・確保

○　看護師等の学校・養成所の教育の充実に向け、看護教員・実習指導者の養成、教員研修等教育の充実を図り、資質の向上に努めます。

○　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。

○　うつ病等の精神疾患の早期発見・治療・支援等につなげるため、かかりつけ医や医療従事者に対する研修を実施します。

○　地域において健康相談等を行う福祉保健局等・市町村の担当職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。

(4) 難病に関する施策の推進

○　障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に難病患者が追加され、障害福祉サービスが利用できるようになったことについて周知・広報に努めます。

○　難病相談・支援センター（鳥取大学医学部附属病院及び国立病院機構鳥取医療センター）において、難病患者からの各種相談に応じるとともに、県内の人工呼吸器等装着患者宅への定期的な訪問や、電話等での現況確認等で継続的な支援を行います。

○　小児期から成人期への円滑な支援の移行を図るため、難病相談・支援センターと小児慢性特定疾病児童等支援相談窓口（鳥取大学附属病院）との連携を推進し

ます。

○　難病患者の交流推進と最新の難病支援に関する情報提供を目的とする家族の集いの開催や患者団体の支援を行います。

○　難病の特性や患者・家族の状況について、社会全体の理解を深めるとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、難病患者医療法に基づく医療費助成を適切に運用します。

(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

○　妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病・障がい等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。

○　糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。

○　障がいの原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進します。

○　在宅医療においては、医療機関同士の連携、更に医療・介護等の多職種連携が不可欠とされるため、在宅医療連携拠点の確立と在宅医療を支える医療体制を推進します。

３．安全・安心

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、住民が相互に助け合う「支え愛の地域づくり」を進めるとともに、地域で障がい当事者を含めた災害時の避難体制の構築を図る必要があります。

また、災害発生時や避難所において障がい者に適切に必要な情報が伝わるよう、障がいの特性に応じた情報提供を行うことが重要です。

さらに、メールやファックスによる警察本部への緊急通報や消費者トラブル相談について障がい者への周知を図ることが必要です。

(1) 防災対策等の推進

○　地域住民が主体となった支え愛マップの作成を通じ、障がい者等の要支援者に対する災害時の避難体制等の構築や平常時の見守り体制づくり等を行うことにより、地域住民誰もが安心・安全に暮らすための取組を支援します。

○　「支え愛の地域づくり」を進めるため、障がい者を交えた地域住民同士の交流を促進する活動を支援します。

○　災害時に障がい者に関する避難体制や障がいの特性に応じた情報伝達のあり方等を盛り込んだ、災害時の対応マニュアル等の改定及びその周知に努めます。

○　福祉施設は、災害の際に自力避難が困難となる方が多く利用（入所・通所）することから、施設の災害対応力を高めておく必要があります。そのため、福祉施設において、日頃から避難訓練等を実施するなど福祉施設における避難対策の充実、強化を図ります。

○　島根原発の 30km 圏内に入る境港市及び米子市の障害者支援施設などについて、原子力災害に係る避難計画を策定するとともに、避難訓練を実施するなど必要な対策を講じます。

○　公共施設等の耐震化を推進するとともに、県や市町村で実施する防災訓練において、障がい者の参加を促すため、市町村への働きかけや障害福祉サービス事業所、施設、当事者団体、障がい者支援団体などと連携し、障がい者などの要支援者に係る災害対策の充実に努めます。

○　県立集客施設等に災害・避難情報等を収集するシステムの配備や災害情報を表示するディスプレイ、フラッシュライト等の設置を進めます。

○　県内の防災情報等をメール配信するサービス「あんしんトリピーメール」について、文章をわかりやすく、伝わりやすい表記に見直します。

○　災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、避難行動要支援者名簿等の作成等、市町村の取組の支援に努めます。

○　避難所のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障がい者が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を受けることができるよう、市町村における必要な体制整備の支援に努めます。

○　避難行動や避難所における生活等に配慮や支援が必要な障がい者を受け入れるため福祉避難所を設けることについて、平時における対象者の把握、住民への周

知、施設及び資機材の確保、発災時に速やかな受入れができるよう、必要な資機材整備の支援、応援要員の確保体制整備等の支援を市町村に対して行います。

○　災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に努めます。

○　火事や救急時の消防本部への通報において、ファックスや多様な通信手段による通報の取組を進めます。

○　法令上スプリンクラーの設置義務がないグループホームについて、その設置費用を補助することにより、施設の防火対策を強化し、障がい者が安心・安全に暮らすことのできる環境の整備を促進します。

○　避難所としての利用が想定される学校の体育館を中心にトイレ・スロープの整備に取り組みます。また、市町村が管轄する学校についても同様の取組が行われるよう、市町村に対する働きかけを行います。

(2) 防犯対策の推進

○　鳥取県警察で運用している、耳や言葉が不自由な方々からの緊急通報を受け付ける「メール 110 番」「ファックス 110 番」について、より使いやすくする取組を進めるとともに、障がい者団体を通じて障がい者に周知徹底・利用促進を図るほか、県警ホームページ等を利用した広報活動を実施します。

○　障がい及び障がい者に対する理解を深め、警察署及び交番・駐在所に配置しているコミュニケーション支援ボードの活用等、障がい者とのコミュニケーションを支援するための取組を推進します。

○　警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との積極的な連携を図り、必要な情報が双方向で伝達される重層的な防犯ネットワークを整備して有効活用することにより、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

○　障がい者を含む社会的弱者等に係る消費者トラブルの未然防止や適切な解決を図るため、消費者教育・啓発の推進、消費者トラブル情報の提供、消費生活相談の充実に努めます。

○　障がい者団体や福祉関係団体と連携し、障がい者に係る相談の掘り起こしに努めます。

○　障がい者の消費者トラブルについて、研修などにより相談員のスキルアップに努めるとともに、相談内容によっては市町村と連携・協力しながら消費者トラブルの解決に取り組みます。

４．情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

障がいがある人とない人が共に暮らす社会を構築するためには、障がいの特性に応じて、障がい者が情報に十分アクセスでき、地域でコミュニケーションが取れることが何よりも重要です。

近年のＩＣＴ（情報通信技術）の発達は、障がいのある人の情報収集や発信、コミュニケーションをサポートし、多様な社会参加の促進に寄与することが期待されます。そのため、ＩＣＴの活用を進める必要があります。

また、災害に関する情報を障がいのある人に確実に伝えるため、日頃から、障がい特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

なお、ろう者及び手話に関する施策に関して、別途「鳥取県手話施策推進計画」（平成 27 年 3 月策定、計画期間：平成 27 年度から 35 年度まで）において具体的に定めており、計画的に推進していくこととしています。

(1) 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実

○　パソコンボランティアを養成･派遣し､障がい者の情報バリアフリーを推進し、社会参加の促進を図るほか、パソコンリサイクル事業等により、視覚障がい者等が情報にアクセスしやすい環境を整備します。

○　障がいの特性に合わせた情報支援機器の研究等を行い、意思疎通の困難さを可能な限り解消するなど、コミュニケーションの促進・情報アクセシビリティの向上を図ります。

○　喉頭摘出者など音声機能障がい者に対して、発声訓練などに係る支援の充実を図るほか、県民に対する障がいの理解促進に努めます。

○　情報アクセスが困難な障がい者向けに、ＩＣＴ活用術の講習会を開催するなど、障がい者の情報アクセシビリティの向上を図ります。

○　情報やコミュニケーションに関する支援機器に関する情報提供を行い、視聴覚障がい者に対する利用の支援を行います。

○　教育機関において、児童生徒等の障がいの状況に応じてＩＣＴ機器を有効に活用する等、児童生徒等の学びの質を高め、主体的に学習に取り組むための環境整備の充実を図ります。

(2) 情報提供の充実等

○　点字図書、資料の充実を図るほか、行政文書、その他視覚障がい者に必要な資料の点字化・音声化の拡大を進めます。

○　老朽化して仮移転中の点字図書館・盲人ホームの在り方を検討します。また、視覚障がい者支援センター等の設置により、点字図書館の機能強化を行い、視覚障がい者やその家族の状況・ニーズ、弱視・中途障がいなどの障がいの状況等に合せて、情報アクセス支援等を行います。

○　障がい者の福祉サービスをはじめとする日常生活を送る上で必要な支援に関する情報を掲載した冊子等を利用し、障がい者への情報提供に努めます。

(3) 意思疎通支援の充実

○　手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等を派遣することにより

意思疎通を支援します。

○　聴覚等に障がいのある人とその他の人の意思疎通の支援を図るため、手話通訳者・要約筆記者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を充実させ、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、聴覚障がい者等の社会参加を推進します。

○　手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の処遇改善に努め、これらの人材の確保・養成を図ります。また、手話通訳者の負担軽減や頸肩腕症障がいについても、関係団体等と協議し、必要な対策を検討の上、取り組みます。

○　盲ろう者支援センターを中心に、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の支援を更に充実させるとともに、盲ろう者が必要な情報を取得・発信し、より自由に行動して、社会参加を行うための環境を整備するため、継続的に関係団体と協議を進め、引き続き、盲ろう者の立場に立った支援施策の充実を図ります。

(4) 行政情報の配慮

○　障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。

○　音声コードの添付、ＦＡＸ番号の明示、誰でも見やすい資料の作成など障がい者に配慮し、適切な情報提供のできる行政文書の作成を行います。

○　県民生活に直結する大きな制度改正やお知らせ事項について、点字版・音声版の資料の作成・配付や手話による説明動画のホームページ掲載などを行います。

○　政見放送への手話通訳の付与、点字又は音声による候補者情報の提供等、障がい特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努めます。

○　県主催のイベントなどにおける手話通訳・要約筆記等の配置、資料の点字化・音声化等の状況について、定期的に点検し結果を公表します。

(5) 手話言語条例に基づく施策の展開

○　聞こえる人のろう者及び手話に対する理解を深める活動等を進め、地域、職場等における手話の普及を進めます。また、手話パフォーマンス甲子園等の取組を通じた手話に関する情報発信を継続するとともに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる機会づくりの検討等を通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。

○　小中学校・高等学校・特別支援学校において、手話の普及を進めます。手話普及支援員派遣制度の充実を図るなどし、各学校における手話の取組を進め、将来的には全学校で手話を学ぶ機会をつくります。

○　手話対応が可能な行政職員の増加に努めます。

○　確かな手話通訳技術を持ち、ろう者の歴史・文化を理解した手話通訳者の養成・派遣を推進するとともに、通訳技術の向上を図ります。併せて、手話通訳業務の意義・魅力を発信し人材確保につなげるとともに、手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等の検討を進めます。

○　障害児通所支援事業所など、既存の障がい福祉サービスにおいて、ろう児者の利用を拡大するために必要な施策を検討します。

○　聴覚障がい者センターを中心として、聴覚障がい者の相談ニーズを積極的に把

握し、課題解決を目指す聴覚障がい者相談事業を推進します。また、福祉施設入所・独居高齢のろう者等への見守り活動の実施、交流機会の創出についても検討します。

○　鳥取聾学校・難聴学級において、教職員の手話技術の向上等を通じてろう児が授業内容を理解しやすい環境等を整備します。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。そして、ろう児の保護者に対しては、医療機関等と連携して、早期から聾学校が関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話学習機会を提供します。

○　遠隔手話通訳サービス事業の定着化等を通じて、ＩＣＴを通じたろう者の新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。

○　地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話の文化的発展を促進します。

５．生活環境

【現状と課題】

障がい者の自立と社会参加を促進するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化やユニバーサル化を推進することで、誰にとっても生活しやすく、活動しやすい環境にすることが必要です。

ハートフル駐車場の整備が進むなど障がい者が外出しやすい環境は整ってきていますが、まだ、外出の際の駐車場や障がい者が使いやすいトイレの整備は充分とは言えないため、引き続き整備していく必要があります。また、誰もが自由に移動でき、行きたいところに行けるよう、交通手段が限られがちな障がい者の日常生活の移動支援の確保が必要です。

(1) 住宅の確保

○　既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障がい者が住みやすい公共賃貸住宅の供給を推進します。

○　あんしん賃貸支援事業を通じ、賃貸人、障がい者双方に対する情報提供等の支援、必要な相談体制の整備等を行うとともに、家賃債務保証制度の活用を促進し、障がい者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。

○民間賃貸住宅の改修費や家賃等の補助を行う「新たな住宅セーフティネット制度」の活用を推進するとともに、家賃債務保証制度により、障がい者の住宅確保の支援を行います。

○　障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業により住宅改修に対する支援を行います。

○　住まいの場であるグループホームの整備を推進するため、新規開設に必要な施設整備費や備品購入費などの経費に対して支援します。

また、重度の障がいがあっても、住み慣れた地域で共同生活ができるよう、医療的ケアが可能なグループホームの整備と体制強化を図ります。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

○　障がい者が障がいのない者と等しく安全かつ円滑に移動できるよう公共交通ターミナル、公共交通機関のバリアフリー化を働きかけます。

○　障がい者等が日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入を促進します。また、タクシー、鉄道等においてもバリアフリー化、ユニバーサル化が進むよう、交通事業者に働きかけます。

○　ＵＤ（ユニバーサルデザイン）タクシーの県内での普及に伴い、ＵＤタクシーによる障がい者のイベントへの参加など、ＵＤタクシーを活用した地域づくりの取組を進めます。

(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

○　鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき、事業者や県民等に対して福祉のまちづくりに関する広報活動を積極的に行います。

○　多数の人が利用する民間の公共的な施設（ホテル、旅館、レストラン、スーパーマーケット等）に対する補助制度について、活用状況を点検し、必要な見直しを行うことにより、障がい者等が利用しやすい施設整備の促進に努めます。

○　県内外の障がい者が観光・行楽が楽しめるよう、宿泊・観光施設等における入浴用車いすなど設備整備に対する支援を行うとともに、従業者向けの実践的な接遇研修、刻み食等の講習会を開催するなど必要な取組を行います。

○　県の補助制度等の周知を進めるため、事業者に対する制度活用説明会を開催します。

(4) 福祉のまちづくりの推進

○　施設を利用する障がい者団体、施設の設置者等から意見を募り、福祉のまちづくり条例の問題点等を点検した上で、必要な見直しを行います。

○　主要な生活関連経路における歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、利用しやすいバス停の整備等に積極的に取り組みます。

○　歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、音で歩行者を誘導する視覚障がい者用付加装置付信号機等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。

○　障がい者が安全に自動車を運転できるよう、信号灯器のＬＥＤ化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進します。

○　ハートフル駐車場を公共施設に積極的に設置するほか、民間に働きかけを行うとともに、必要な支援を行い、ハートフル駐車場の設置箇所の増加や適正な利用を促すなど、制度の充実を図ります。

○　公共的施設等のトイレの洋式化、多目的トイレ化を進めるとともに、オストメイト対応トイレ、簡易ベッドの設置等を進めます。

○　バリアフリーマップについて、適宜更新を行うとともに、施設の対応状況をホームページ等で公表します。

○　地域における障がい者等交通弱者の移動手段を確保するため、路線バスに加え、市町村有償運送や過疎地有償運送、乗合タクシーなど生活交通確保に関する様々な市町村等の取組を支援します。

６．雇用・就業等

【現状と課題】

民間事業所における雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障がい者が仕事を求めています。

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することが求められます。一般就労を希望する人にはできる限り一般就労ができるように、一般就労が困難で就労継続支援事業所等で働く人には、工賃の水準が向上するように、各事業所の工賃や就労の状況に応じた特徴を考慮し、それぞれの事業所の特徴に応じた効果的な支援を行うなど、総合的な支援を進める必要があります。

また、障がい者の働くことへの不安や企業の障がい者雇用の不安を解消することも必要ですので、新たな障害福祉サービスである「就労定着支援」の利用も広めていく必要があります。

平成 25 年４月に「障害者優先調達推進法」が施行されたことに伴い、国や県をはじめとする地方公共団体等には、障がい者就労施設等から物品等の優先的な調達が求められます。

(1) 障がい者雇用の促進

○　改正障害者雇用促進法（平成 28 年４月施行）に基づき、障がいの有無にかかわらず均等な機会及び待遇の確保を図り、就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、企業や労働局など関係機関との連携を強化します。

○　障がい者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し，障がい者を雇用する企業に対する支援を行うとともに、好事例集の作成等を通じた障がい者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。

○　障がい者の大量雇用が見込める特例子会社を支援する制度の創設を検討し、障がい者の雇用促進、職域の拡大を図ります。

○　障がい者の雇用活性化のために、障がい者自らの起業、障がい者を雇用しての企業の創業について、その活動を後押しすることにより、県経済の活性化・障がい者雇用の場の創出を目指します。

○　法定雇用率を達成していない民間企業については、ハローワークと連携した指導を通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。

○　使用者による障がい者虐待の防止など、労働者である障がい者の適切な権利擁護のため、個別相談等に丁寧な対応を行うとともに、企業に対し、関係法令の遵守に向けた指導、啓発等を行います。

○　企業研修会、良好な雇用環境にある企業の見学会などを行い、企業に対し障がい者雇用を啓発するとともに、精神障がい者、発達障がい者等に対する理解を深めるためのリーフレットを作成し、職場環境の改善を図ります。

○　聴覚障がい者の就労支援のため、手話通訳者等の派遣を行います。

(2) 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進

○　特別支援学校に在籍する生徒が作業学習等で身に付けた知識、技能、態度等を

一定の基準により評価することにより、「働く力」「働く意欲」等の一層の向上を図り、卒業後の職業的自立と社会参加を目指します。

○　特別支援学校に在籍する児童生徒の自立や社会参加を促進するため、キャリア教育、進路指導の充実を図るとともに、就労・定着支援員を中心とした職場開拓を進め、就職や実習の受け入れ企業等との連携を強化します。

○　特別支援学校生徒が卒業後に職場等に定着することを目指し、各特別支援学校及び障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障がい者職場定着推進センター、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、フォローアップ体制を強化します。

(3) 総合的な就労支援

○　県内に３か所ある障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図るとともに、労働、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の就業面と生活面での支援を一体的に行い、企業に対しても助言を行うなど、職場への定着に向けた支援を実施します。

○　障がい者の職業能力開発を推進するため、障害者職業センターや隣県の国立の障害者職業能力開発校と連携し、県立の職業能力開発校において、障がい者の態様に応じた訓練を設定し、職業訓練を実施します。

○　障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、多様な地域の委託訓練先を開拓し、障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。

○　障がい者職場定着推進センターを設置（米子と倉吉）し、障害者職業センターと連携し、県内全域に質の高いジョブコーチ支援を提供していきます。

○　障がい者雇用にあたって、職場実習（原則２週間）や試行的雇用であるトライアル雇用（最長３か月）など、企業と障がい者相互の理解を深め常用雇用に結びつける支援策を周知することにより、事業主の障がい者雇用への不安の解消と理解の促進を図ります。

○　福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の就労系サービスの充実を図ります。

(4) 障がいの特性に応じた就労支援

○　平成 25 年の障害者雇用促進法の改正により、身体障がい者、知的障がい者に加え、精神障がい者の雇用が義務化（平成 30 年４月施行）されることを踏まえ、精神障がい者の雇用促進のため、必要な施策を検討します。

○　難病患者の雇用の促進のため、難病相談・支援センターを中心にハローワーク等関係機関と連携を図り、相談、援助、情報提供等を行います。

○　障がい者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障がい者のニーズを踏まえつつ、短時間労働や在宅就業に対応した障がい者の雇用機会の拡大を図ります。

○　発達障がい者を支援をするためのネットワークを構築するとともに、労働局、県等が加わった県レベルでの発達障がい者就労支援ネットワークを構築し、発達障がい者の就労促進のための体制を整備します。

○　農業分野等における障がい者雇用を推進するため、関係機関と連携しながら、障

害福祉サービス事業所及び農業法人等に、障がい者雇用のノウハウ、福祉農園の開設・整備や福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催等に係る交付金などの関連情報等の提供を行います。

(5) 工賃向上に向けた取組

○　障害者優先調達推進法に基づき、物品や役務の調達にあたっては、障がい者就労施設等から優先的に調達するとともに、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成、公表し、当該年度の終了後は物品等の調達実績を公表します。また、県以外の官公庁や民間企業等に対しても障がい者就労支援施設等からの物品等の調達について働きかけを行います。更に、県等が発注する物品等を円滑に供給できるよう、障がい者就労施設等が導入する設備整備に対する経費の補助や利子補給を行います。

○　工賃水準の向上に積極的に取り組む就労継続支援事業所に対してビジネススキルアップ研修や専門家派遣などの支援を行います。

○　就労移行支援事業所等における一般就労移行を促進するため、積極的な企業での実習・求職活動や施設外就労の支援を図ります。

○　企業・官公庁からの大量発注を複数の事業所で連携して受注するための共同受注体制について一層の整備を進め、県全体に展開し、更なる障がい者の工賃向上につなげます。

○　福祉施設等との随意契約に係る公表手続きを簡素化し、障がい者就労施設等からの調達を円滑に行い、工賃向上に繋がるように取り組みます。

○　障がい者就労施設等の具体的な活用事例をホームページ等で紹介するとともに、企業、官公庁への働きかけを行い、優先調達の推進に努めます。

○　農福連携推進コーディネーターを配置し、農家と障害福祉サービス事業所とのマッチングを進めるとともに、農業を自主事業とする障害福祉サービス事業所の育成を進めます。また、農業のみならず、障害福祉サービス事業所と水産業との連携を深める等、様々な形態の産業との連携を通じて工賃向上につなげるとともに、地域と障がい者が就労を通じて関わりをもつことを進めることにより、障がいの理解促進に繋げます。

○　工賃向上の取組にあたっては、各事業所の工賃や就労の状況に合わせて実施することが効果的であると考えられることから、各事業所の現状を類型化した上で対応する目標工賃を設定し、それぞれの特徴に応じたきめ細かな支援を行います。

(6) 年金・手当等

○　障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組合せの下、障害基礎年金や特別障害者手当等の充実について、必要に応じて国に要望していきます。また、受給資格を有する障がい者が確実に障害年金等を受け取ることができるよう、制度の周知に取り組みます。

○　知的障がい及び精神障がいのある人における障害基礎年金などの個人財産については、成年後見制度の利用により、適切に管理されるよう支援します。

７．教育、文化・芸術活動、スポーツ

【現状と課題】

現在、障がい者が身近なところで気軽に文化・芸術活動やスポーツに参加できる場所や指導する人材が少ないため、活動する場所の確保や指導者の確保が急務となっています。

また､障がい者と健常者が共に楽しめる場づくりと障がい者が個性を発揮､表現でき、地域でいきいきと暮らすための環境づくりを進めることが必要です。

(1) 教育

○　障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムの構築を目指し、その構築のための特別支援教育をさらに推進します。

○　発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した支援を行う仕組みを整備します。

○　特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する「特別な支援を必要とする」児童生徒等一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、必要な支援を行う環境を整え、指導の充実を図ります。

○　各地域において教育資源の組合せ（スクールクラスター）による、特別支援体制の構築を促進します。

(2) 文化・芸術活動の推進

○　障がい者の文化・芸術活動に対する支援を行うとともに､「あいサポート・アートとっとり展」の開催や障がい者アートの常設展示拠点の支援などを通じて文化・芸術に関する発表の場、作品の観賞の場の充実を図り、障がいの有無にかかわらず共に楽しみ、県民の障がいの理解を進めるための環境づくりを進めます。

○　平成 32 年に開催される東京パラリンピックに向けて、障がい者の文化・芸術活動を促進する取組を、他の都道府県と連携して展開します。

○　障がい者が文化・芸術活動に自ら取り組む環境整備として、参加体験（ワークショップなど）の機会を創出・支援するとともに、障がい者の文化・芸術活動を担う個人・団体や文化芸術に関する関係者と緊密な連携を図ります。また、支援者向けセミナーの実施などにより、活動の支援者の輪を広げます。

○　余暇活動の中で、自らの楽しみや社会への参加行為として、障がい者アートの場を活用することを促進します。

○　県内で開催される文化・芸術の公演等において、手話通訳や要約筆記の設置等に取り組みます。

○　視覚障がい者及び聴覚障がい者などが映画を楽しむことができるよう、バリアフリー映画の普及に向けた取組を推進します。

○　点字図書館における点字図書、音声テープ等の貸出、聴覚障がい者センターにおける字幕入りＤＶＤの貸出により、視覚障がい者、聴覚障がい者が日常的に文化・芸術に親しめる環境づくりを進めます。

○　重症心身障がい児者等の重度の障がい者が積極的に文化・芸術活動や余暇活動等に参加できる支援のあり方について検討します。

(3) スポーツ等の推進

○　平成 32 年に開催される東京パラリンピック等を見据え、県内の障がい者アスリートのうち有望な選手や団体を強化指定し、トレーニング、合宿、大会への参加等に必要な支援を行います。
○　障がい者スポーツにおける全国レベルの指導者を招へいし、県内の障がい者アスリートを指導する合宿を開催するなど、指導面での充実を図ります。
○　障がい者スポーツにおいて、メンタル、栄養、ドーピングをはじめとする医科学サポートの充実に取り組みます。
○　障がい者スポーツの普及（裾野拡大）のため、土日を含めた定期的なスポーツ教室を開催し、障がい者がスポーツに継続して親しむことができる環境整備に取り組みます。
○　障がい者スポーツ指導員を養成する講習会等を開催し、障がい者スポーツを推進する人材を確保・養成します。
○　障がい者の各種スポーツ大会等の開催を通じて、障がい者のスポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援します。また、障がい者スポーツ大会等に協力するボランティア等の参加拡大、障がい者と健常者が参加するスポーツ大会の開催など、障がい者と健常者の交流の場を設けていきます。
○　全国障がい者スポーツ大会等への参加支援等、スポーツ等における障がい者の国内外の交流を支援します。
○　年少期から高齢期を通じて、身近な地域で障がい者が、障がいの特性や程度に応じて、スポーツに触れる機会を増やすため、市町村との連携を強化します。
○　平成 32 年に開催される東京パラリンピックのナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点やキャンプ地誘致に向け、競技団体や市町村と協議し、誘致活動の取組を推進します。

８．差別の解消及び権利擁護の推進

【現状と課題】

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 25 年に障害者差別解消法が制定（平成 28 年４月施行）されました。これにより、国において、施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる「基本方針」を策定し、県は当該指針に即して職員対応要領などを作成し、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むこととなりました。

また、障がい者虐待防止に関して、平成 24 年度に障害者虐待防止法が施行され、障がい者の虐待防止に向けた取組が求められています。障害福祉サービス事業所の職員への研修会等を実施するなど、障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護に対する意識啓発が必要です。さらに、養護者の一時休息（レスパイト）などの支援も充実していく必要があります。

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

○　障がい者差別解消支援地域協議会等において、県内で発生した差別事象や解消事例等について共有し、差別解消に向けた必要な取り組みを検討します。

○　障がい者差別解消相談支援センターの設置により、障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、専門的知見を活用した相談者への助言を行うとともに、関係機関の紹介など、必要な支援を行います。

○　障害者差別解消法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動，説明会の開催等に取り組みます。また、基本方針等に基づき、県における障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的障壁の除去・合理的配慮の提供に関する事業者が行う取組を支援するなど具体的な取組を実施します。

○　雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された改正障害者雇用促進法（平成 28 年４月施行）に基づき、障がい者と障がい者でない者との均等な雇用機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。

(2) 障がい者虐待防止の促進

○　虐待通報等に適切に対応できるよう、市町村虐待防止センター、県権利擁護センター等の職員研修を実施し、さらにその内容を充実させます。

○　障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進します。また、障害者虐待防止法施行からこれまでの県内の障がい者虐待に関する検証を行い、必要な措置を検討します。

○　障害福祉サービス事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会や出前講座を開催するとともに、実地指導において体制の整備状況及び支援現場の確認を徹底します。また、市町村担当者及び相談支援事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会を開催し、虐待の予防、早期発見等についての理解を深めます。

○　強度行動障がい者に対する職員の知識、技術の不足等が身体拘束などの行動制限などの虐待を引き起こす可能性があることから、行動障がいに対応できる事業所職

員を養成するため、強度行動障がい者の支援に特化した研修会を実施し、支援の質を高めます。

また、こうした取組や強度行動障がい者を受け入れる事業所を支援することにより、強度行動障がい者の受入事業所等を増やし、養護者の休息（レスパイト）にもつなげます。

○　「不適切な身体拘束を防止するための手引き」等により、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

(3) 権利擁護の推進

○　障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の周知及び適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

○　障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、必要な支援を行います。

(4) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

○　各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては，障害者差別解消法に基づき，障がいの状態などに考慮したサービスの提供を行います。

○　行政職員、教職員、警察職員、保健・医療関係者、福祉関係者、消防職員等に対する障がい者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し，窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

９．あいサポート運動の推進等

【現状と課題】

障がいや障がい者に対する県民一人ひとりの理解を深めていくとともに、障がいの有無にかかわらず、地域で共に暮らしていける社会をつくることが必要です。

平成21年に鳥取県で始まったあいサポート運動は、現在、他の自治体（島根県、広島県、長野県、奈良県、埼玉県富士見市・三芳町、山口県、埼玉県秩父市・横瀬町・皆野町・長瀞町・小鹿野町、岡山県、和歌山県、北海道登別市、大阪市）や韓国江原道と連携するなど、全国等へ展開していますが、これを更に拡大していきます。

(1) あいサポート運動の推進

○　鳥取県民に対してあいサポート運動の周知・広報を更に進め、県内のあいサポーターの更なる増加に努めます。

○　あいサポート運動を全国に広げるため、他の地方自治体への働きかけを強めるとともに、企業と連携するなど必要な取組を推進します。

○　あいサポート運動をより実践的なものとし、公共交通機関、宿泊・観光・商業施設等の従業者が実践的な接遇研修を受けられるよう必要な検討を進めます。

(2) 障がい及び障がい者理解の促進

○　外見では配慮や支援の必要性が分からない障がい者等のため、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」について、県内での普及を図ります。

○　あいサポート条例に基づき、県民や事業者による障がい者に対する理解を根付かせていくため、障がいのある当事者による障がいの特性等の理解を目的とした学習会の実施など、県民の障がい者に対する理解をさらに深める取組を積極的に進めます。

○　県民に対して、障がい者が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、ハートフル駐車場等についての周知を図り、その円滑な利活用に必要な配慮等についての理解を促進します。

○　障がいのある幼児、児童、生徒と障がいのない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を促進するとともに、特別支援学校と小中学校等との交流を進め、障がいに対する理解と認識を深めます。

○　身体障がい、知的障がい、精神障がい、てんかん、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がいの特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。

　また、地域社会における障がい者への理解を促進するため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、教育機関等と地域住民との日常的な交流を促進します。

○　障がいのある人とない人との出会い、ふれあい等をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集等を通じ、障がいや障がい者に対する理解を促進します。

○　児童生徒等に、障がいのある人や家族、支援者等との交流やふれあいを通して、共に生きていこうとする態度を育てます。

(3) ボランティア活動等の推進

○　地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる気運づくりや環境づ

くりを進めます。

Ⅶ　計画の数値目標・見込量等

1　障害福祉サービス等の目標・見込量

障害者総合支援法第 89 条及び児童福祉法第 33 条の 22 に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標（成果目標）又はサービス等種類ごとの見込量を定めるものです。なお、成果目標及び見込量は、国の指針を基に県施策の方向性を勘案し、市町村と調整しながら定めたものです。

2　成果目標

(1) 施設入所者の福祉施設から地域生活への移行促進

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後、グループホーム、民間賃貸住宅、自宅等地域社会での生活に移行する者の数について以下のとおり目標を定めます。

第４期障害福祉計画期間においては、障害者支援施設から地域社会での生活に移行するための検討・施策が十分でなかったことやグループホーム等社会資源の不足から、地域移行が進まなかった反省を踏まえ、第５期計画期間においては、県地域自立支援協議会において、地域移行に関する検討を関係団体を含め協議し、新たな施策に繋げることとします。

また、併せて県立障害者支援施設の運営方法等のあり方についても、検討を行います。

項目	目標（H32 年度末）	【参考】第４期計画実績（H28 年度末）
施設入所者数	998 人以下	1,018 人
削減見込み数	20 人以上（H30～32 累計）	－
地域生活への移行者数	92 人以上（H30～32 累計）	－

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

〇精神障がい者を地域で支えるための関係者による協議の場の設置

平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに、保健、医療、福祉関係者により、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など協議の場を設置し、精神障がい者の生活を地域で支えるための連携体制の構築を目指します。

項目	目標（H32 年度末）	備考
圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場	4	県と各圏域
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場	3	各圏域

○在院期間１年以上の長期在院者数の減少

平成32年度末時点の在院機関1年以上の長期在院者数を算定式に基づき算定した人数まで減少させます。

項目	目標（H30年度～H32年度累計）※	【参考】第４期計画実績（H28年６月時点）
在院期間１年以上の長期在院者数の減少（65歳未満）	279人以下	383人
在院期間１年以上の長期在院者数の減少（65歳以上）	571人以下	594人

※減少後の長期在院者数

○入院後一定期間時点での退院率の上昇

平成32年度における入院後３ヶ月時点の退院率（注）、入院後６ヶ月時点の退院率、入院後１年時点の退院率を設定します。

（注）退院率：入院後３ヶ月、６ヶ月、１年時点の退院率により実績を把握する。例えば、「入院後３ヶ月時点の退院率」は、ある月に入院した者のうち当該月を含む３月目の月末までに退院した者の割合。

項目	目標（H32年度末）（%）	【参考】第４期計画実績（H28年度末）（%）
入院後３ヶ月時点の退院率	69	56.5
入院後６ヶ月時点の退院率	84	73.1
入院後１年時点の退院率	90	83.9

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、市町村や圏域協議会での議論が進んでいない状況にあり、第４期の実績がありませんでした。各市町村の働きを促進するために、どのような取組が必要かという議論を県においても進めながら、平成32年度末までに各市町村に少なくとも１つの拠点を整備します。

項目	目標（H32年度末）	【参考】第４期計画実績（H28年度末）
地域生活支援拠点の整備数	19	0

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する者等について、基準時点を平成 32 年度末として、以下のとおり目標を定めます。福祉施設から一般就労への移行が伸び悩んでいるため、就労移行支援事業所を中心とした一般就労に効果的な訓練の実施及び就労定着支援事業所の設置等を支援していく必要があります。

項目	目標 （H32 年度末）	【参考】第４期計画 実績(H28 年度末※)
福祉施設から一般就労への移行	138 人	84 人
就労移行支援事業の利用者数	141 人	116 人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率が 30%を超える事業所の割合	50%	25%
就労定着支援事業の職場定着率	80%	―
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	138 人	84 人
障害者に対する職業訓練の受講者数	13 人	5 人
施設から公共職業安定所への誘導者数	62 人	41 人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	49 人	33 人
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	62 人	41 人

※　第４期計画実績は H29.3 月末までの利用者数。

(5) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを核とした重層的な地域の支援体制を構築し、また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターと保育所等訪問支援について、以下のとおり目標を定めます。

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所については、各圏域にそれぞれ１又は２か所の設置となっており、全ての市町村において身近に利用できる状況ではありません。今後については、各圏域でより多くの設置を目指し、地域支援の充実を図ります。

項目	目標（H32 年度）	【参考】H29 年度
児童発達支援センターの設置	７箇所	４箇所
保育所等訪問支援事業所の設置	９箇所	４箇所

(6) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」について、

以下のとおり目標を定めます。主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、各圏域にそれぞれ０箇所から１箇所の設置となっており、地域によっては重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられない状況にあります。今後については、各圏域に１箇所以上の設置を目指し、重症心身障がい児の支援の充実を図ります。

重症心身障がい児者や医療的ケアを要する障がい児者への支援について、本県ではこれまでも、障害福祉サービス事業所等への支援として、在宅生活支援事業や重度障がい児者支援事業などによる補助を行ってきましたが、さらにこのような事業所等の充実を推進していく必要があります。

併せて、短期入所など保護者のレスパイトを目的としたサービスの充実も図る必要があります。また、障がい児はいずれ１８歳を迎え、障害者総合支援法上のサービスに移行するため、生活介護事業所等の定員確保についても、同時に検討します。

項目	目標（H32 年度）	【参考】H29 年度
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	７箇所	２箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	７箇所	３箇所

(7) 医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケアを必要とする障がい児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、福祉その他関連分野の機関による協議の場の設置について、以下のとおり目標を定めます。

なお、医療的ケアの必要な障がい児が学齢期以降も切れ目なく適切な支援を受けられることが重要であると考えられるため、県としては、成人期の障がい者も含めた協議の場とすることが望ましいと考えます。このような観点も踏まえ、県地域自立支援協議会に医療的ケアを要する障がい児者の支援に関する専門部会を設置し、保健、医療、福祉、保育、教育など関係機関が連携を図り、支援施策を検討することとしています。

項目	目標（H30 年度末）	備考
医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置	5	県、鳥取市、東部４町、中部、西部

3　サービス見込量等

(1) 障害福祉サービス等の見込み量

障害福祉サービス、障害児通所支援及び相談支援等のサービス見込量について、これまでの利用実績の伸び等をもとに設定される市町村の見込量、国の指針及び県施策の方向性を踏まえ、以下のとおり定めます。

なお、各障害福祉圏域において、事業所の配置実態等により、それぞれの障害福祉サービスの提供に差が生じている状況にあります。東部圏域は施設系サービス、西部圏域は訪問系サービスが比較的多く提供されていることから、その実績を踏まえ、今後の利用見込みを定めています。通所系サービスや訪問系サービスは、それぞれ果たすべき役割があり、障がい者が地域で生活するために不可欠な基盤であることから、地域によって必要な提供体制を整えていく必要があります。

また、短期入所など、依然として全県的にニーズが高いものの、特に提供体制が整っていないサービスもあります。利用者が必要なときに必要なサービスを受けられるよう、障害福祉サービスの提供体制のあり方について、今後も障害福祉サービスを提供する法人や市町村等と検討を行っていきます。

○　障害福祉サービス等の種類

サービスの種類	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人等に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労の必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援（Ａ型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う（雇用型）
就労継続支援（Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う（非雇用型）
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う

療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助等を行う
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載したサービス等利用計画の作成及び見直しを行う
地域移行支援	施設に入所する人等に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行う
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時に相談支援を行う
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状況により、治療も行う
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児への支援について、保育所等を訪問し相談に応じる。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載したサービス等利用計画の作成及び見直しを行う
福祉型障害児入所支援	施設に入所する障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や、地域生活の移行等に向けた自立支援を行う
医療型障害児入所支援	施設に入所する障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や、地域生活の移行等に向けた自立支援を行うとともに、身体の状況により医療の提供を行う

①　サービス見込量（県全域）

サービス区分			平成30年度		平成31年度		平成32年度		（参考）平成28年度実績	
訪問系	1	居宅介護	17,274	時間	17,930	時間	18,599	時間		
			1,082	人	1,127	人	1,171	人		
	2	重度訪問介護	4,132	時間	4,319	時間	4,496	時間		
			35	人	39	人	42	人		
	3	同行援護	1,312	時間	1,344	時間	1,386	時間		
			100	人	103	人	108	人		
	4	行動援護	1,447	時間	1,483	時間	1,520	時間		
			59	人	63	人	67	人		
	5	重度障害者等包括支援	215	時間	335	時間	455	時間		
			4	人	5	人	6	人		
	訪問系　計		24,380	時間	25,411	時間	26,456	時間	19,764	時間
			1,280	人	1,337	人	1,394	人	1,135	人
日中活動系	6	生活介護	31,664	人日分	32,400	人日分	33,084	人日分	32,075	人日分
			1,694	人	1,735	人	1,773	人	1,641	人
	7	自立訓練（機能訓練）	272	人日分	322	人日分	371	人日分	115	人日分
			22	人	27	人	31	人	11	人
	8	自立訓練（生活訓練）	1,558	人日分	1,620	人日分	1,679	人日分	336	人日分
			93	人	98	人	102	人	33	人
	9	就労移行支援	2,423	人日分	2,612	人日分	2,788	人日分	1,912	人日分
			137	人	149	人	161	人	107	人
	10	就労継続支援（A型）	8,793	人日分	9,208	人日分	9,630	人日分	8,672	人日分
			435	人	455	人	475	人	420	人
	11	就労継続支援（B型）	48,403	人日分	50,587	人日分	52,918	人日分	45,846	人日分
			2,762	人	2,888	人	3,020	人	2,537	人
	12	就労定着支援	11	人	21	人	26	人		
	13	療養介護	163	人	166	人	171	人	159	人
	14	短期入所（福祉型）	1,385	人日分	1,494	人日分	1,596	人日分	1,062	人日分
			214	人	231	人	248	人	148	人
	15	短期入所（医療型）	360	人日分	411	人日分	459	人日分	294	人日分
			49	人	55	人	59	人	45	人
居住系	16	自立生活援助	14	人	17	人	23	人		
	17	共同生活援助	742	人	775	人	808	人	690	人
	18	施設入所支援	1,009	人	999	人	982	人	1,024	人
相談	19	計画相談支援	2,009	人	2,066	人	2,121	人	1,100	人
	20	地域移行支援	20	人	23	人	28	人	1	人
	21	地域定着支援	16	人	18	人	23	人	0	人
児童	22	児童発達支援	1,872	人日分	1,991	人日分	2,106	人日分	1,734	人日分
			245	人	261	人	276	人	208	人
	23	医療型児童発達支援	379	人日分	420	人日分	454	人日分	235	人日分
			79	人	89	人	99	人	58	人
	24	放課後等デイサービス	8,801	人日分	9,557	人日分	10,296	人日分	5,595	人日分
			717	人	771	人	827	人	468	人
	25	保育所等訪問支援	112	人日分	139	人日分	170	人日分	28	人日分
			56	人	71	人	89	人	23	人
	26	居宅訪問型児童発達支援	91	人日分	127	人日分	156	人日分		
			17	人	24	人	30	人		
	27	障害児相談支援	342	人	374	人	402	人	188	人
	28	福祉型障害児入所施設	53	人	52	人	51	人	51	人
	29	医療型障害児入所施設	24	人	23	人	22	人	22	人

時間分：月間のサービス提供時間
人日分：「月間の利用人数」×「１人１月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
人　分：月間の利用人数

② サービス見込量（東部）

サービス区分			平成30年度	平成31年度	平成32年度	（参考）平成28年度実績
訪問系	1	居宅介護	5,901 時間	6,088 時間	6,284 時間	
			375 人	385 人	395 人	
	2	重度訪問介護	1,283 時間	1,285 時間	1,288 時間	
			14 人	14 人	14 人	
	3	同行援護	311 時間	321 時間	331 時間	
			29 人	30 人	31 人	
	4	行動援護	50 時間	60 時間	70 時間	
			5 人	6 人	7 人	
	5	重度障害者等包括支援	30 時間	30 時間	30 時間	
			2 人	2 人	2 人	
	訪問系 計		7,575 時間	7,784 時間	8,003 時間	7,467 時間
			425 人	437 人	449 人	403 人
日中活動系	6	生活介護	14,173 人日分	14,558 人日分	14,934 人日分	14,331 人日分
			794 人	815 人	836 人	773 人
	7	自立訓練（機能訓練）	132 人日分	151 人日分	169 人日分	93 人日分
			14 人	17 人	19 人	10 人
	8	自立訓練（生活訓練）	214 人日分	224 人日分	232 人日分	184 人日分
			26 人	28 人	29 人	21 人
	9	就労移行支援	1253 人日分	1337 人日分	1426 人日分	1,012 人日分
			80 人	85 人	91 人	58 人
	10	就労継続支援（A型）	3,059 人日分	3,164 人日分	3,267 人日分	3,468 人日分
			150 人	155 人	160 人	162 人
	11	就労継続支援（B型）	22,341 人日分	23,414 人日分	24,522 人日分	21,712 人日分
			1,306 人	1,370 人	1,434 人	1,193 人
	12	就労定着支援	2 人	6 人	8 人	
	13	療養介護	77 人	78 人	79 人	76 人
	14	短期入所（福祉型）	376 人日分	406 人日分	426 人日分	348 人日分
			69 人	74 人	78 人	51 人
	15	短期入所（医療型）	147 人日分	163 人日分	177 人日分	100 人日分
			20 人	23 人	25 人	16 人
居住系	16	自立生活援助	5 人	5	7	
	17	共同生活援助	272 人	285 人	297 人	258 人
	18	施設入所支援	471 人	467 人	463 人	476 人
相談	19	計画相談支援	702 人	725 人	748 人	404 人
	20	地域移行支援	7 人	8 人	8 人	0 人
	21	地域定着支援	6 人	7 人	7 人	0 人
児童	22	児童発達支援	891 人日分	958 人日分	1020 人日分	803 人日分
			80 人	87 人	93 人	65 人
	23	医療型児童発達支援	124 人日分	134 人日分	147 人日分	90 人日分
			23 人	25 人	28 人	17 人
	24	放課後等デイサービス	4,170 人日分	4,549 人日分	5,009 人日分	3,007 人日分
			300 人	327 人	360 人	217 人
	25	保育所等訪問支援	39 人日分	51 人日分	68 人日分	3 人日分
			13 人	19 人	29 人	3 人
	26	居宅訪問型児童発達支援	30 人日分	45 人日分	50 人日分	
			3 人	5 人	6 人	
	27	障害児相談支援	126 人	133 人	140 人	66 人

時間分：月間のサービス提供時間
人日分：「月間の利用人数」×「１人１月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
人　分：月間の利用人数

③　サービス見込量（中部）

サービス区分			平成30年度	平成31年度	平成32年度	（参考）平成28年度実績
訪問系	1	居宅介護	4,044 時間	4,267 時間	4,495 時間	
			282 人	300 人	317 人	
	2	重度訪問介護	778 時間	868 時間	958 時間	
			10 人	12 人	14 人	
	3	同行援護	402 時間	410 時間	418 時間	
			26 人	27 人	28 人	
	4	行動援護	50 時間	60 時間	70 時間	
			5 人	6 人	7 人	
	5	重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	
			0 人	0 人	0 人	
	訪問系　計		5,274 時間	5,605 時間	5,941 時間	3,625 時間
			323 人	345 人	366 人	494 人
日中活動系	6	生活介護	6,782 人日分	6,877 人日分	6,972 人日分	6,867 人日分
			349 人	356 人	363 人	327 人
	7	自立訓練（機能訓練）	88 人日分	96 人日分	104 人日分	0 人日分
			4 人	5 人	6 人	0 人
	8	自立訓練（生活訓練）	736 人日分	758 人日分	780 人日分	0 人日分
			28 人	29 人	30 人	0 人
	9	就労移行支援	503 人日分	556 人日分	591 人日分	487 人日分
			25 人	28 人	30 人	27 人
	10	就労継続支援（A型）	1,808 人日分	1,974 人日分	2,164 人日分	1,621 人日分
			90 人	98 人	107 人	82 人
	11	就労継続支援（B型）	8,554 人日分	9,197 人日分	9,913 人日分	7,250 人日分
			466 人	501 人	540 人	401 人
	12	就労定着支援	4 人	5 人	7 人	
	13	療養介護	35 人	36 人	36 人	33 人
	14	短期入所（福祉型）	365 人日分	399 人日分	436 人日分	219 人日分
			56 人	61 人	67 人	25 人
	15	短期入所（医療型）	44 人日分	44 人日分	44 人日分	12 人日分
			8 人	8 人	8 人	3 人
居住系	16	自立生活援助	3 人	4	5	
	17	共同生活援助	174 人	183 人	191 人	154 人
	18	施設入所支援	222 人	218 人	211 人	223 人
相談	19	計画相談支援	666 人	676 人	683 人	247 人
	20	地域移行支援	6 人	6 人	8 人	0 人
	21	地域定着支援	4 人	4 人	5 人	0 人
児童	22	児童発達支援	155 人日分	165 人日分	175 人日分	125 人日分
			35 人	37 人	39 人	35 人
	23	医療型児童発達支援	131 人日分	146 人日分	161 人日分	61 人日分
			30 人	35 人	40 人	19 人
	24	放課後等デイサービス	795 人日分	931 人日分	969 人日分	497 人日分
			102 人	111 人	116 人	67 人
	25	保育所等訪問支援	48 人日分	55 人日分	61 人日分	13 人日分
			32 人	37 人	41 人	12 人
	26	居宅訪問型児童発達支援	28 人日分	33 人日分	46 人日分	
			8 人	9 人	11 人	
	27	障害児相談支援	68 人	81 人	89 人	32 人

時間分：月間のサービス提供時間
人日分：「月間の利用人数」×「１人１月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
人　分：月間の利用人数

④　サービス見込量（西部）

サービス区分			平成30年度	平成31年度	平成32年度	（参考）平成28年度実績
訪問系	1	居宅介護	7,329 時間	7,575 時間	7,820 時間	
			425 人	442 人	459 人	
	2	重度訪問介護	2,071 時間	2,166 時間	2,250 時間	
			11 人	13 人	14 人	
	3	同行援護	599 時間	613 時間	637 時間	
			45 人	46 人	49 人	
	4	行動援護	1347 時間	1363 時間	1380 時間	
			49 人	51 人	53 人	
	5	重度障害者等包括支援	185 時間	305 時間	425 時間	
			2 人	3 人	4 人	
	訪問系　計		11,531 時間	12,022 時間	12,512 時間	8,672 時間
			532 人	555 人	579 人	238 人
日中活動系	6	生活介護	10,709 人日分	10,965 人日分	11,178 人日分	10,877 人日分
			551 人	564 人	574 人	541 人
	7	自立訓練（機能訓練）	52 人日分	75 人日分	98 人日分	22 人日分
			4 人	5 人	6 人	1 人
	8	自立訓練（生活訓練）	608 人日分	638 人日分	667 人日分	152 人日分
			39 人	41 人	43 人	12 人
	9	就労移行支援	667 人日分	719 人日分	771 人日分	413 人日分
			32 人	36 人	40 人	22 人
	10	就労継続支援（A型）	3,926 人日分	4,070 人日分	4,199 人日分	3,583 人日分
			195 人	202 人	208 人	176 人
	11	就労継続支援（B型）	17,508 人日分	17,976 人日分	18,483 人日分	16,884 人日分
			990 人	1,017 人	1,046 人	943 人
	12	就労定着支援	5 人	10 人	11 人	
	13	療養介護	51 人	52 人	56 人	50 人
	14	短期入所（福祉型）	644 人日分	689 人日分	734 人日分	495 人日分
			89 人	96 人	103 人	72 人
	15	短期入所（医療型）	169 人日分	204 人日分	238 人日分	182 人日分
			21 人	24 人	26 人	26 人
居住系	16	自立生活援助	6 人	8	11	
	17	共同生活援助	296 人	307 人	320 人	278 人
	18	施設入所支援	316 人	314 人	308 人	325 人
相談	19	計画相談支援	641 人	665 人	690 人	449 人
	20	地域移行支援	7 人	9 人	12 人	1 人
	21	地域定着支援	6 人	7 人	11 人	0 人
児童	22	児童発達支援	826 人日分	868 人日分	911 人日分	806 人日分
			130 人	137 人	144 人	108 人
	23	医療型児童発達支援	124 人日分	140 人日分	146 人日分	84 人日分
			26 人	29 人	31 人	22 人
	24	放課後等デイサービス	3,836 人日分	4,077 人日分	4,318 人日分	2,091 人日分
			315 人	333 人	351 人	184 人
	25	保育所等訪問支援	25 人日分	33 人日分	41 人日分	12 人日分
			11 人	15 人	19 人	8 人
	26	居宅訪問型児童発達支援	33 人日分	49 人日分	60 人日分	
			6 人	10 人	13 人	
	27	障害児相談支援	148 人	160 人	173 人	90 人

時間分：月間のサービス提供時間
人日分：「月間の利用人数」×「１人１月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
人　分：月間の利用人数

⑤　障害者支援施設の必要入所定員総数　（人）

	H30 年度	H31 年度	H32 年度
計画	1,012	1,006	998
実績			

（参考）第４期障害福祉計画の実績　（人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
計画	1,027	995	963
実績	1,033	1,018	

※各年度の入所定員実績は翌年度の４月１日時点のもの

解決すべき重要な課題である施設入所者の地域生活への移行に取り組むことで、入所施設の定員の減員を進めていくこととして、上記のとおり必要入所定員数を定めます。一方、障害者支援施設も高齢の障がい者や行動障がいのある障がい者等にとっては必要な社会資源であり、今後も一定のサービス量の確保と支援の質の向上を図る必要があります。また、平成１７年度に多くの県立障害者支援施設を民間の社会福祉法人に譲渡しましたが、今後も、これらの施設や県立施設の運営方法等のあり方について必要な検討を行います。

⑥　障害児入所施設の必要入所定員総数

ア　福祉型障害児入所支援

	H30 年度	H31 年度	H32 年度
計画	81	81	81
実績			

イ　医療型障害児入所支援

	H30 年度	H31 年度	H32 年度
計画	60	60	60
実績			

障がい児の状況や入所事由は様々であり、きめ細かな支援が必要であることから、より家庭的な環境での生活の場を提供するための小規模なグループによる支援等、障がい児の状況等に応じた支援体制の充実に努めます。

また、障害児入所支援から障害者支援施設及び障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を確保するため、関係機関との緊密な連携を図ります。

⑦　発達障がい者等に対する支援

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
発達障害者支援地域協議会の開催回数	2	2	2
発達障害者支援センターによる相談支援件数	1,750	1,800	1,850

発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	80	90	100
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	110	120	130
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	300	315	330

発達障がい児者及びその家族への支援については、可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるように、地域での相談支援の充実や、発達障がい児者を受け入れる事業所の拡充を図る必要があります。また、今後は特に、成人期の発達障がい者への支援施策を充実させる必要があります。

併せて、市町村等での地域支援体制の機能強化を図るため、発達障がい者地域支援マネージャーの活用について、複数配置も含めて検討します。

⑧　医療的ケアを要する障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等その他の関連分野との支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
コーディネーターの配置人数	7	11	19

地域において、相談支援専門員等が医療的ケアを要する障がい児の他分野にまたがる支援の利用を調整し、医療的ケアを要する障がい児等の総合的かつ包括的な支援の提供につなげていく役割を担うことが求められており、各市町村ではこのような役割を担うコーディネーターの配置を促進する必要があります。

県は、平成３０年度から医療的ケアを要する障がい児等への支援を総合調整する「医療的ケア児等コーディネーター」を養成するための研修を実施します。また、県地域自立支援協議会の専門部会において、人材育成や養成研修に関する検討を行います。

⑨　障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度
第１号認定（受入施設：幼稚園、認定こども園）	84	87	92
第２号認定（受入施設：保育所、認定こども園）	624	638	647
第３号認定（受入施設：保育所、認定こども園等）	51	52	56
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	351	365	380

障がい児が保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等を他の児童と同様に利用できるよう、市町村と連携して受入れ体制の充実を図るとともに、幼稚園における特別支援教育の充実を図ります。

また、医学の進歩等により、医療的ケアを行えば他の児童と同様に保育所等に通える児童が増加していることから、保育所、認定こども園等において医療的ケアを要する障がい児の受入れができるよう体制整備を図ります。

＜参考＞

第１号認定：	満３歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用。
第２号認定：	保護者の就労等により、満３歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用。
第３号認定：	保護者の就労等により、満３歳未満の保育が必要な児童が利用。

(2) 地域生活支援事業の見込み

障がいのある人が地域で生活を営むことができるよう、県では、専門性が高い相談支援や広域的な対応が必要な事業を実施することとなっており、以下のような事業を実施する予定です。（※以下は平成 28 年度実施事業）

① 専門性の高い相談支援事業

項目	事業の概要
高次脳機能障がい支援普及事業	高次脳機能障がい者支援拠点機関の設置、並びに高次脳機能障害者家族会が行う相談支援及び普及啓発事業に対する支援
発達障がい者支援センター事業	県発達障がい者支援センター「エール」における、発達障がい者への相談・就労支援や家族支援、支援者のスキルアップを目指した人材育成のための機関コンサルテーションや研修会への講師派遣、普及啓発研修事業の実施

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業

項目	事業の概要
盲ろう者意思疎通支援事業	鳥取盲ろう者友の会事務局の体制強化及び盲ろう者向け通訳・介助員養成（研修）・派遣の実施
手話でコミュニケーション事業	手話通訳者トレーナーの配置、手話通訳者の養成（研修）・派遣、ミニ手話講座の開催、手話学習会開催の支援、遠隔手話通訳サービス、聴覚障がい者相談員の配置等を実施
聴覚障がい者センター事業 （※一部特別支援事業）	要約筆記者の養成（研修）・派遣及び情報提供機器の貸出し（字幕入りビデオライブラリー・磁気ループ）の実施

③ 広域的な支援事業

項目	事業の概要
相談支援体制強化事業	相談支援アドバイザー派遣及び身体・知的障害者相談員研修を実施
精神障がい者地域移行・定着支援事業	精神障がい者本人が支援するピアサポートや地域移行に関する会議や研修会を実施
手話でコミュニケーション事業（再掲）	手話通訳者トレーナーの配置、手話通訳者の養成（研修）・派遣、ミニ手話講座の開催、手話学習会開催の支援、遠隔手話通訳サービス、聴覚障がい者相談員の配置等を実施

④ サービス・相談支援者、指導者育成事業

項目		事業の概要
障がい者福祉従業者等研修事業		
	障害支援区分認定調査員等研修	障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施
	相談支援従業者研修	相談支援事業に従事する者の技能向上を図るため、初任者研修、現任研修及び専門コース別研修を実施
	サービス管理責任者等研修	サービス管理責任者及び児童発達管理責任者になる者の養成、現任のサービス管理責任者等の支援技術向上のための研修を実施
	同行援護従業者養成研修	同行援護の従業者、サービス提供責任者等に対し、サービスに必要な知識及び技術を習得するための研修を実施
	行動援護従業者養成研修	行動援護の従業者、サービス提供責任者等に対し、サービスに必要な知識及び技術を習得するための研修を実施
	強度行動障がい支援者養成研修（基	障害福祉サービス事業所従業者に対する強度行動障がいの特性・理解、

	礎・実践、専門）	基本的な支援技術習得のための研修を実施
	サービス提供責任者等研修	指定居宅介護事業所サービス提供責任者等に対し、サービスの質の確保に必要な知識及び技能習得のための研修を実施
	経営力アップ研修	就労系事業所の経営者、管理者兼サービス管理責任者等を対象に、経営・財務・人材育成等に関する研修を実施
	要介助高齢知的障がい者支援研修	障害者支援施設の従業者等に対し、支援及び介護技術の向上のための研修を実施
	施設入所者地域移行支援研修	障害者支援施設の従業者等に対し、施設入所者の地域移行支援に係る知識習得のための研修を実施
	障がい者グループホーム世話人研修	障がい者グループホームにおいて、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質（専門性）を向上させるための研修を実施
相談支援体制強化事業（再掲）		相談支援アドバイザー派遣及び身体・知的障害者相談員研修を実施
生活訓練事業		
	音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等を行うとともに、発声訓練の指導者育成を実施
相談支援従事者人材確保研修事業		相談支援専門員の増加及び質の確保を図るため潜在的有資格者や実務経験が少ない者等に対する研修を実施
精神障がい者地域移行・定着支援事業（再掲）		精神障がい者本人が支援するピアサポートや地域移行に関する会議や研修会を実施
発達障がい支援人材・育成養成事業		思春期から青年期の発達障がい児者の相談・支援が適切にできる人材を養成するため就労移行支援事業所、若者サポートステーション、障害者就業・生活支援センター、高等学校の職員等に対する研修を実施

⑤ 任意事業

項目		事業の概要
障がい者虐待防止・権利擁護事業		障がい者虐待防止研修の開催及び障がい者虐待防止に係る支援チーム設置事業を実施
障がい者就業・生活支援事業		就業及び生活面で一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターに生活支援員を配置するための事業を実施
生活訓練事業		
	視覚障がい者生活訓練事業	視覚障がい者に対して、歩行、家事、点字、パソコン、携帯電話等に関する講習会等を実施
	中途失明者生活訓練事業	中途失明者に対して、ピアカウンセリングによる不安の軽減や歩行訓練、点字講習等を実施
	聴覚障がい者日常生活訓練事業	聴覚障がい者に対して、コミュニケーションや社会・職業・家庭生活等に関する講習等を実施
	オストメイト日常生活訓練事業	ストマの装着訓練やオストメイトに対する社会生活訓練に関する講習等を実施
	在宅重度障がい者社会参加促進事業	筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施
	日常生活訓練事業	身体障がい者（オストメイトを除く）に対して、日常生活上必要となる事項について講習会等を実施
盲人ホーム運営費補助金事業		視覚障がい者の自立更生を図るための施設である盲人ホームの運営を支援する
障がい者社会参加促進事業		
	心の輪を広げる体験作文	障がいのある人に対する理解促進に資するため「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」作品を募集し、表彰を実施
	視覚障がい者移動支援事業従事者資質向上研修（※特別支援事業）	視覚障がい者等に対する移動支援の提供を行うガイドヘルパーの資質向上を担う者（指導者）養成を実施
	精神保健福祉普及啓発事業	精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発等を図るため、「心の健康フ

		オーラム」及び「心の健康まつり」の開催を実施
	アルコール・薬物関連問題家族教室開催事業	アルコール・薬物関連問題で悩む家族に対し、正しい知識を得ること又は負担軽減のため、講義と話し合いの場の提供を実施
	盲導犬育成事業	盲導犬を育成し、必要とする視覚障がい者への貸与を実施
	障害者社会参加促進センター設置事業	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を実施
	知的障がい者レクリエーション教室開催事業	知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する費用を補助する事業
	知的障がい者本人大会開催事業	知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」開催へ支援する
	てんかんのある方の支援者等研修事業	てんかん協会鳥取県支部が行う「てんかん」に係る一般啓発研修や人材育成研修について支援する
	地域移行サポート	地域移行後の精神障がい者を見守り、地域で継続して社会生活を送ることができるよう手助けする「地域移行サポーター」を養成し、精神障がい者への支援活動を行うボランティア組織を支援する
パソコンボランティア養成・派遣事業		障がい者の社会参加の促進を図るため、パソコン使用に際し必要な指導等を行うパソコンボランティアを養成・派遣を実施
視覚障がい者情報支援事業		視覚障がい者向けパソコンリサイクル事業、盲ろう者等に必要な情報支援機器の整備、県の発行する広報誌等の点訳及び提供、及び新聞等の即時情報の点訳・提供等の実施
盲ろう者意思疎通支援事業（再掲）		盲ろう者友の会事務局の体制強化及び盲ろう者向け通訳･介助員養成（研修）･派遣の実施
手話でコミュニケーション事業（再掲）		手話通訳者トレーナーの配置、手話通訳者の養成（研修）･派遣、ミニ手話講座の開催、手話学習会開催の支援、遠隔手話通訳サービス、聴覚障がい者相談員の配置等を実施
聴覚障がい者センター事業（※一部特別支援事業）（再掲）		要約筆記者の養成（研修）･派遣及び情報提供機器の貸出し（字幕入りビデオライブラリー・磁気ループ）の実施
発達障がい者支援体制整備事業		鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会の開催、ペアレントメンターコーディネーター配置及びペアレントメンター派遣の実施
障がい者スポーツ機会創出事業		土日を含めた通年型のスポーツ教室の開催、スポーツ活動に参加する際の指導・補助等を行う障がい者スポーツ指導員の養成を実施

【県が実施する地域生活支援事業に係る見込量】

① 専門性の高い相談事業

項目		単位	区分	第５期計画			考え方
				H30	H31	H32	
発達障がい者支援センター事業	拠点設置数	箇所	計画	1	1	1	県の拠点は１か所(エール)とする
障害者就業･生活支援センター事業	設置数	箇所	計画	3	3	3	圏域ごとに１か所設置
障がい児等地域療育支援事業	実施施設数	箇所	計画	7	7	7	各圏域２か所で事業実施
高次脳機能障がい普及事業	拠点機関数	箇所	計画	1	1	1	野島病院に拠点設置

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業

項目		単位	区分	第５期計画			考え方
				H30	H31	H32	
手話通訳者設置事業	設置手話通訳者数	人	計画	5	5	5	
手話通訳者養成研	受講者数	人	計画	40	40	40	過去の実績を踏まえ算

修事業							出
	登録者数	人	計画	65	70	75	過去の実績を踏まえ算出
要約筆記者養成研修事業	受講者数	人	計画	30	35	40	過去の実績を踏まえ算出
	登録者数	人	計画	45	50	55	過去の実績を踏まえ算出
盲ろう者通訳･介助員養成研修	受講者数	人	計画	30	35	40	過去の実績を踏まえ算出
盲ろう者通訳･介助員派遣件数	派遣件数	件	計画	700	750	800	過去の実績を踏まえ算出
	派遣時間	時間	計画	2, 300	2, 500	2, 700	過去の実績を踏まえ算出

③ サービス・相談支援者、指導者育成事業

項目		単位	区分	第５期計画			考え方
				H30	H31	H32	
サービス提供責任者研修	受講者数	人	計画	35	35	35	過去の実績を踏まえ算出
サービス従業者研修	受講者数	人	計画	40	40	40	第４期計画の計画受講者数を確保
障がい福祉従事者分野別基礎研修	受講者数	人	計画	200	200	200	第４期計画の計画受講者数を確保
障害支援区分認定調査員等研修	受講者数	人	計画	80	80	80	第４期計画の計画受講者数を確保
相談支援従事者研修	養成(受講者数)	人	計画	50	50	50	第４期計画の計画受講者数を確保
	現任(受講者数)	人	計画	40	40	40	第４期計画の計画受講者数を確保
	専門コース別研修	人	計画	40	40	40	現任研修の受講者数を確保
同行援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	30	30	30	第４期計画の計画受講者数を確保
行動援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	40	40	40	第４期計画の計画受講者数を確保
サービス管理責任者研修	受講者数	人	計画	100	100	100	第４期計画の計画受講者数を確保
児童発達支援管理責任者研修	受講者数	人	計画	30	35	40	サービスのニーズの高まりに対応
障がい者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ世話人研修	受講者数	人	計画	100	100	100	第４期計画の計画受講者数を確保
強度行動障がい者支援研修（基礎）	受講者数	人	計画	40	40	40	第４期計画の計画実績を確保
強度行動障がい者支援研修（実践）	受講者数	人	計画	30	30	30	第４期計画の計画実績を確保
強度行動障がい者支援研修（専門）	受講者数	人	計画	20	20	20	第４期計画の計画実績を確保
要介助高齢知的障がい者支援研修	受講者数	人	計画	50	50	50	第４期計画の計画受講者数を確保
地域移行支援研修	受講者数	人	計画	30	30	30	第４期計画の計画受講者数を確保
精神障がい関係従事者養成研修事業（地域移行支援従事者及び精神科訪問看護従事者）	受講者数	人	計画	60	60	60	研修の実施体制を考慮

④ 任意事業

項目		単位	区分	第４期計画			考え方
				H27	H28	H29	
盲人ホーム運営事業	箇所数	箇所	計画	1	1	1	米子市内に１か所設置

生活訓練事業	年間利用者数	人	計画	1,500	1,600	1,700	第４期計画の実績を踏まえ算出
点字･声の広報等発行事業	発行誌種類	誌	計画	30	30	30	過去の実績を踏まえ算出
点字による即時情報ネットワーク事業	年間実利用者数	人	計画	35	35	35	過去の実績を踏まえ算出
字幕入りビデオライブラリー事業	年間利用件数	人	計画	350	400	450	第４期計画の実績を踏まえ算出
障がいのある人のためのﾊﾟｿｺﾝﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ養成・派遣事業	年間派遣件数	件	計画	120	120	120	第４期計画の実績を踏まえ算出
補助犬育成事業	貸与頭数	頭	計画	1	1	1	普及啓発の強化により各年度１頭の貸与を進める
障がい者社会参加推進センター設置事業	設置数	箇所	計画	1	1	1	県内に１か所設置
知的障がい者レクリエーション教室開催事業	年間回数	回	計画	15	15	15	第３期計画の開催回数を確保
精神障がい者家族教室開催事業	年間回数	回	計画	12	12	12	アルコール・薬物等家族教室を月１回開催
スポーツ振興事業	協会新規加盟団体数	団体	計画	22	24	26	各年度２団体の新規加盟を見込む
精神保健福祉普及啓発事業	年間回数	回	計画	2	2	2	啓発事業２種を年各１回開催

４　その他の数値目標

(1) 教育、文化芸術活動・スポーツ等

項目	数値	
特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率（%）	現状	84.6%（H25 年度）
	中間値	91.6%（H28 年度）
	目標	100%（H30 年度）
特別支援教育に関する教員研修の受講率（%）	現状	91.9%（H25 年度）
	目標	100%（H29 年度）
特別支援学校教諭免許状保有率（%）	現状	76.1%（H25 年度）
	中間値	81.1%（H28 年度）
	目標	90%（H29 年度）
障がい者スポーツ指導者等登録者数（初級障害者スポーツ指導員）（人）	現状	231 人（H28 年度）
	目標	245 人（H32 年度）
障がい者スポーツ指導者等登録者数（中級障害者スポーツ指導員）（人）	現状	25 人（H28 年度）
	目標	30 人（H32 年度）
障がい者スポーツ指導者等登録者数（上級障害者スポーツ指導員）（人）	現状	6 人（H28 年度）
	目標	7 人（H32 年度）
障がい者スポーツ指導者等登録者数（障害者スポーツトレーナー）（人）	現状	0 人（H28 年度）
	目標	3 人（H32 年度）
障がい者スポーツ指導者等登録者数（障害者スポーツコーチ）（人）	現状	0 人（H28 年度）
	目標	2 人（H32 年度）
障がい者スポーツ指導者等登録者数（障害者スポーツドクター）（人）	現状	1 人（H28 年度）
	目標	3 人（H32 年度）
全国障害者スポーツ大会メダル獲得率（%）	現状	55.9%（H25 年度）
	中間値	58.0%（H28 年度）
	目標	60%（H35 年度）
アート活動取組団体数（団体）	現状	33 団体（H25 年度）
	中間値	45 団体（H28 年度）
	目標	50 団体（H31 年度）
あいサポート・アートとっとり展県内出展数（点）	現状	309 点（H25 年度）
	中間値	479 点（H28 年度）
	目標	500 点（H31 年度）
個展等開催数（件）	現状	32 件（H26 年度）
	中間値	34 件（H28 年度）
	目標	40 件（H31 年度）

(2) 情報アクセス・コミュニケーション支援

項目	数値	
手話通訳者派遣実績（団体派遣）（件）	現状	693 件（H25 年度）
	中間値	1,048 件（H28 年度）
	目標	1,400 件（H35 年度）
手話講座等受講者（人）	現状	1,242 人（H25 年度）
	中間値	1,830 件（H28 年度）
	目標	2,500 人（H35 年度）

(3) 生活環境

項目	数値	
一定の旅客施設のバリアフリー化率(鉄軌道駅)(%)	現状	75%（H26 年度）
	中間値	100%（H28 年度）
	目標	100%（H32 年度）
都市公園における園路及び広場，駐車場，便所のバリアフリー化率（園路及び広場）（%）	現状	46%（H24 年度）
	中間値	49%（H28 年度）
	目標	60%（H32 年度）
都市公園における園路及び広場，駐車場，便所のバリアフリー化率（駐車場）（%）	現状	57%（H24 年度）
	中間値	59%（H28 年度）
	目標	60%（H32 年度）
都市公園における園路及び広場，駐車場，便所のバリアフリー化率（便所）（%）	現状	33%（H24 年度）
	中間値	36%（H28 年度）
	目標	45%（H32 年度）
車両等のバリアフリー化率（鉄軌道車両のバリアフリー化率）（%）	現状	71%（H25 年度）
	中間値	71%（H27 年度）
	目標	77%（H32 年度）
車両等のバリアフリー化率（ノンステップバスの導入率）（%）	現状	49%（H25 年度）
	中間値	55%（H27 年度）
	目標	70%（H32 年度）
車両等のバリアフリー化率（リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率（%））	現状	3%（H24 年度）
	中間値	3%（H27 年度）
	目標	25%（H32 年度）
福祉タクシーの導入台数（台）	現状	72 台（H24 年度）
	中間値	69 台（H27 年度）
	目標	153 台（H32 年度）
共同住宅のうち，道路から各戸の玄関までの車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率（%）	現状	8.6%（H20 年度）
	中間値	7.2%（H28 年度）
	目標	28%（H32 年度）
高齢者（65 歳以上の者）が居住する住宅のバリアフ	現状	9.3%（H20 年度）

リー化率（高度のバリアフリー化率）（%）	中間値	9.8%（H28 年度）
	目標	26%（H32 年度）
既存県有施設のバリアフリー化率（%）	現状	55.2%（H26 年度）
	中間値	62.1%（H28 年度）
	目標	100%（H35 年度）
既存市町村有施設のバリアフリー化率（%）	現状	31%（H25 年度）
	中間値	31%（H28 年度）
	目標	47%（H35 年度）
障がい者等の入居しやすい賃貸住宅の登録戸数（戸）	現状	1,037 戸（H25 年度）
	中間値	1,306 戸（H28 年度）
	目標	1,700 戸（H32 年度）

(4) 雇用・就業等

項目	数値	
産業人材育成センターの修了者における就職率（%）	現状	100%（H25 年度）
	中間値	100%（H28 年度）
	目標	80%（H35 年度）
障がい者の委託訓練修了者における就職率（%）	現状	78.2%（H25 年度）
	中間値	60.0%（H28 年度）
	目標	80.0%（H35 年度）
就労継続支援Ｂ型の平均工賃月額（円）	現状	17,090 円（H28 年度）
	目標	33,000 円（H32 年度）
障がい者就業者数（人）	現状	2,347 人（H25 年度）
	中間値	2,952 人（H28 年度）
	目標	3,600 人（H30 年度）
公的機関の障がい者雇用率　知事部局（企業局含）（%）	現状	2.65%（H26 年度）
	中間値	3.17%（H28 年度）
	目標	法定雇用率の概ね 1 割を上回ることを目標（H35 年度）
公的機関の障がい者雇用率　病院局（%）	現状	2.43%（H26 年度）
	目標	法定雇用率達成（H29 年度）
公的機関の障がい者雇用率　県教育委員会（%）	現状	2.54%（H26 年度）
	中間値	2.60%（H28 年度）
	目標	法定雇用率達成（H30 年度）
公的機関の障がい者雇用率　県警察本部（%）	現状	2.62%（H26 年度）
	中間値	2.60%（H28 年度）
	目標	法定雇用率達成（H35 年度）
公的機関の障がい者雇用率　市町村（%）	現状	2.24%（H26 年度）
	中間値	2.34%（H28 年度）

	目標	法定雇用率達成（H35 年度）
障害者就業･生活支援センターにおける就職件数（利用者の就職件数）（件）	現状	203 件（H25 年度）
	中間値	203 件（H28 年度）
	目標	200 件（H35 年度）
障害者職業・生活支援センターにおける半年後定着率（%）	現状	91.0%（H24 年度）
	中間値	85.6%（H27 年度）
	目標	80.0%（H35 年度）

(5) あいサポート運動の推進等

項目	数値	
あいサポーター数（人）	現状	370,351 人（H28 年度）
	目標	500,000 人（H32 年度）

（参考１）鳥取県障害者計画（H21～H25）の目標及び実績

１　生活支援

○　地域移行の推進

区分		スタート時 (H20.4.1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
訪問系サービスの利用時間数	居宅介護事業、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	14,791 時間 （H19）	25,345 時間 （H23）	19,217 時間 (H23 年度)
日中活動系サービスのサービス提供量	生活介護	2,464 人日 （H19）	16,831 人日 （H23）	26,676 人日 (H23 年度)
	自立訓練(機能訓練)	17 人日 （H19）	722 人日 （H23）	483 人日 (H23 年度)
	自立訓練(生活訓練)	110 人日 （H19）	1,419 人日 （H23）	1,082 人日 (H23 年度)
療養介護事業の利用者数		16 人 （H19）	230 人 （H23）	33 人 (H23 年度)
児童デイサービス事業のサービス提供量		1,752 人日 （H19）	2,518 人日 （H23）	2,836 人日 (H23 年度)
短期入所事業のサービス提供量		546 人日 （H19）	2,418 人日 （H23）	776 人日 (H23 年度)
共同生活援助事業(グループホーム)、共同生活介護事業(ケアホーム)の利用者数		342 人 （H19）	552 人 （H23）	569 人 (H23 年度)
移動支援		2,942 時間 （H19）	8,582 時間 （H23）	3,051 時間 (H23 年度)
相談支援事業の利用者数		21 人 （H19）	228 人 （H23）	69 人 (H23 年度)
福祉施設入所者数		1,134 人 （H19）	1,045 人 (H23)	1030 人
退院可能精神障がい者数		204 人 (H20.6.30)	170 人 (H23)	267 人 (H25.6)

２　生活環境

(1) 住宅・建物のバリアフリー化

区分	スタート時 (H20.4.1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
住宅のバリアフリー化率	44.8% (H15 年)	75.0% (H27 年)	－
障がい者等の入居しやすい賃貸住宅の登録戸数	7 戸 (H15 年)	130 戸 (H27 年)	589 戸
新築、増改築される民間建築物の適合率	33%	79%	100% (H25 年度)
新築、増改築される公共建築物の適合率	71%	97%	100% (H25 年度)
既存県有施設のバリアフリー率	32%	64%	－
既存市町村有施設のバリアフリー化率	21%	52%	31%
県営住宅のバリアフリー化	100% (H19 年度末)	100%	100%

(2) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

区分		スタート時 (H20.4.1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
旅客施設のバリアフリー化		50% （H19 年度）	100%	100%
バス車両のバリアフリー化 （低床バス･ノンステップバス）	低床バス	32.4% （H19 年度）	55%	66%
	ノンステップバス	17.9% （H19 年度）	40%	49%

(3) 都市公園のバリアフリー化

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
便所の設置された都市公園のうち、便所がバリアフリー化されたものの割合	26% （H19 年度）	約 30% （H22 年度）	33% (H24 年度)

(4) 安全な交通の確保

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
バリアフリー対応型信号機の整備	92. 1% (H19 年度末)	100%	100%

(5) 防災・防犯対策の推進

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
災害時要援護者支援プラン（個別計画）の策定	0% （H19 年度）	100% (H21 年度)	16% (H25, 4)

3　教育・育成

(1) 一貫した相談支援体制の確立

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
個別の教育支援計画の策定	公立幼・小・中・高等学校の個別の教育支援計画の策定率		84. 6%
	20%	80%	

(2) 療育体制等の整備

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
全圏域での重症心身障がい児・者の日中支援の実施	2 圏域	3 圏域	2 圏域 (H23 年度末)
放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れを行う市町村	89% ＜16 市町村＞	100% <放課後児童クラブを設置する市町村＞	100%

(3) 特別支援教育の推進

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
特別支援学校等への看護師等の配置	100%	100%	100%
巡回相談の充実	100%	100%	100%
各圏域での発達障がい児に対する拠点の整備	1 ヵ所	3 か所	3 ヶ所

(4) 教職員等の専門性の向上

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
特別支援学校教諭免許状保有率	特別支援学校教員 79%	90%	76%
学習障がい （ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）、自閉症等について専門性を有する教員の養成	42 人(学習障害等専門研修派遣者数) 18 人(広汎性発達障害等専門研修派遣者数)	100 人(学習障害等専門研修派遣者数及び広汎性発達障害等専門研修派遣者数)	87 人(学習障害等専門研修派遣者数及び広汎性発達障害等専門研修派遣者数)

(5) 社会的及び職業的自立の促進

区分	スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
特別支援学校高等部一般就労希望者・福祉的就労希望者の就職率・就労率	73%	77%	90%

4　雇用・就業

(1) 障がい者の雇用の場の拡大

区分		スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
法定雇用率の達成状況（県）	知事部局・企業局	2. 27% (H20. 6. 1)	2. 1%以上	2. 39% (H25, 6)
	病院局	2. 31% (H20. 6. 1)	2. 1%以上	2. 6% (H25, 6)
	教育委員会	1. 49% (H20. 6. 1)	2. 0%以上	1. 83% (H25, 6)
	警察本部	1. 7 1 % (H20. 6. 1)	2. 1%以上	1. 99% (H25, 6) ※達成済み
法定雇用率の達成状況（市町村等の機関）		2. 29% (H20. 6. 1)	2. 6%以上	2. 42% (H25, 6)
法定雇用率の達成状況（民間企業）		1. 78% (H20. 6. 1)	1. 8%以上	1. 77%
納付金支払い企業･団体数		15 社	0 社	29 社
法定雇用率未達成企業の割合		42. 1%	38. 2%	46. 40%
障がい者雇用数		1, 515 人 (H20. 10 月末)	1, 700 人	2, 347 人 (H26, 3 末)
チャレンジ雇用の推進		4 人	8 人	28 人
法定雇用率が適用される規模（計画策定当時は 56 人以上）の企業で雇用される精神障がい者		12 人 (H20. 6. 1)	95 人	82 人 (H25, 6)

(2) 総合的な連携・支援の推進

区分		スタート時 (H20. 4. 1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
福祉施設から一般就労への年間移行者数		27 人 (H19 年度)	64 人 (H23 年度)	97 人
就労移行支援事業の利用者数		400 人日 (H19 年度)	3, 192 人日 (H23 年度)	2, 134 人日 (H23 年度)
就労継続支援の利用者数	Ａ型	933 人日 (H19 年度)	3, 040 人日 (H23 年度)	4, 809 人日 (H23 年度)
	Ｂ型	2, 446 人日 (H19 年度)	22, 582 人日 (H23 年度)	32, 159 人日 (H23 年度)

公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数	14 件 (H19 年度)	64 件 (H23 年度)	37 件
ハローワークを通じた障がい者の就職件数	333 人 (H19 年度)	1,750 人	534 人
障害者試行雇用事業(トライアル雇用)の開始者数	4 人 (H19 年度)	32 人 (H23 年度)	3 人
職場適用援助者(ジョブコーチ)による支援の対象者数	7 人 (H19 年度)	32 人 (H23 年度)	14 人
障害者就業･生活支援センターの支援対象者数	16 人 (H19 年度)	64 人 (H23 年度)	36 人
障害者就業･生活支援センターの設置箇所数	3 か所 (H19 年度)	3 か所 (H23 年度)	3 ヶ所
障害者就業・生活支援センターの就職件数	162 件 (H19 年度)	160 件	203 件
障害者就業・生活支援センターの就職率	34.4% (H19 年度)	50%	38.6%
授産施設等（※就労継続支援Ｂ型事業所）の平均工賃月額	12,641 円 (H19 年度)	33,000 円以上 (H23 年度)	17,090 円 (H25 年度)

(3) 総合的な連携・支援の推進

区分	スタート時 (H20.4.1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
障がいのある人の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	0 人 (H19 年度)	19 人 (H23 年度)	1 人

5　保健・医療

○　特定健康診査の受診率

区分	スタート時 (H20.4.1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
特定健康診査の受診率	37.0% (H19 年度)	70% (H24 年度)	36.8% (H24 年度)

6　情報・コミュニケーション

○　手話通訳者登録者数

区分	スタート時 (H20.4.1)	目標数値 (H25 年度)	実績 (H25 年度末)
手話通訳者登録者数	20 人 (H19 年度)	33 人 (H23 年度)	35 人

（参考２）第４期鳥取県障害福祉計画に規定した施策の評価・実績

１　入所施設の入所者の地域生活への移行

【表１：入所施設の入所者の地域生活への移行の実績】

項目	単位	目標値	実績		摘要
		29 年度	27 年度	28 年度	
地域移行者数	人	147	7	18	施設入所から自宅、グループホーム等へ移行する者の数
施設入所者の削減数	人	67	1	15	

項目	状況	評価
ア　住まいの場の確保	・８件（住居数）の施設整備費の助成により、グループホームの新規開設を促進。 ※整備数は H28 年度予定分含む（特に記述がない限り、以下施設・設備整備費関連項目同様） ・夜間支援員の配置に係る補助事業等により、147 住居に夜間支援体制を確保。 ・県営住宅の募集において、障がい者世帯を優先入居の対象とし、優先的に取り扱うこととしている。 ・H24.11 に鳥取県居住支援協議会を設立し、あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録・公開すると共に、２名の専任相談員による情報提供及び相談対応を実施。	・事業実施により、地域でのサービス提供基盤の整備や住まいの場の確保が進んでいるが、今後も地域生活を行う上での基盤整備を推進していくことが必要。 ・H27 年度では 34 世帯、H28 年度では 32 世帯の障がい者世帯が安心賃貸支援事業により入居決定。あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録件数は増加してきたが、普及啓発、情報提供及び不動産事業者・支援団体に対する協力依頼等により、今後も登録の拡大を推進していくことが必要。
イ　日中活動の場の確保	・2 件の施設整備に助成。 ・工賃３倍計画事業を行うとともに、ハートフルサポート事業や農福連携推進事業等の実施により、工賃水準の引上げを支援。	・事業実施により、日中活動事業所の整備が図られているが、今後もニーズへの対応が必要となるサービスにおいては、引き続き基盤整備を推進していくことが必要。 ・工賃の向上に関する取組は、引き続き推進していくことが必要。
ウ　障害福祉サービスの充実	・10 件の障害福祉サービス事業所の施設整備費に助成 ・サービスの充実のため、「サービス提供責任者研修」、「障害福祉サービス従業者障害分野別基礎研修」、「相談支援従事者研修」「強度行動障がい者支援研修」、「サービス管理責任者（フォローアップ）」等を継続して実施。	・事業実施により、障害福祉サービスの充実が進んでいるが、引き続き基盤整備等を推進していくことが必要。 ・新たな研修需要にも適切に対応しており、サービス充実に一定の効果があると判断。 ・今後も高齢の障がい者や行動障がいのある障がい者への支援に関する研修の充実が必要。
エ　相談支援体制の確保	・地域生活支援センターを全市町村が設置、県はその経費の４分の１を助成。 ・相談支援従事者の技術向上を図るため、初任者研修、現任研修及び専門コース別研修を実施。 ・要請に基づき、市町村等の自立支援協議会へアドバイザーを派遣し、協議会の取組に助言。 ・身体障害者・知的障害者相談員の資質の向上や活動の強化を促進するため、研修会を実施。 ・「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」として人権に関する総合的な相談窓口を東中	・障がい者のある方の地域生活を推進するためにも、各地域における相談支援体制の確保・充実は必要であり、各事業を着実に継続実施していく必要がある。 ・「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」における相談窓口については、相談件数も増えており、問題解決に向け、さらに他の相談

	西部に設置し、相談者の問題解決に対応しており、相談件数は年々増加している。	機関との連携を進めるとともに相談員のスキル向上が必要。
オ　啓発・広報活動の強化	・あいサポート運動（H21 年 11 月から実施）により、各地で研修等を行うことにより、普及・啓発の取組を推進。また、他県との連携も進み、多くの県と連携協定を締結して共に、共生社会実現へ取り組んでいる。 ・障害者週間ポスター、体験作文を募集し、優秀作品を表彰。 ・障がい者に関する情報をまとめた「よりよい暮らしのために」を障害者手帳交付時（新規）に配布。	・あいサポート運動は、県内に留まらず全国へと広がりを見せており、多くの者に一定の理解と賛同を得られているものと評価。 （H29 年 10 月末現在） ・あいサポーター数：390,760 人（うち県内 70,122 人） ・研修回数：4,825 回（うち県内 1,449 回）
カ　その他	・地域生活を体験できる場の提供として「地域生活体験事業」を実施する市町村に助成。 ・「日中一時支援（地域生活支援事業）」を行う市町村に対し、県はその経費の４分の１を助成。 ・県営住宅の募集において、障がい者世帯を優先入居の対象とし、優先的に取り扱うこととしている。 ・H24.11 に鳥取県居住支援協議会を設立し、あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録・公開すると共に、２名の専任相談員による情報提供及び相談対応を実施。	・事業の活用により実際に地域移行するケースは少ないが、本人の動機付け等のため体験できる場の提供は必要。 ・全市町村で日中一時支援事業を実施しており、今後も引き続き、事業実施が必要。 ・あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録件数は増加してきたが、普及啓発、情報提供及び不動産事業者・支援団体に対する協力依頼等により、今後も登録の拡大を推進していくことが必要。

２　入院中の精神障がい者の地域生活への移行

【表２：入院中の精神障がい者の地域生活への移行の実績】

項目	単位	目標値	実績		摘要
		29 年度	27 年度	28 年度	
入院後３ヶ月時点の平均退院率	%	64	57.7	56.5	毎年度６月に入院した患者の入院後３か月時点の退院率で実績把握
入院後３ヶ月時点の平均退院率	%	91	70.0	67.3	毎年度６月に入院した患者の入院後１年時点の退院率で実績把握
在院期間1年以上の長期在院者数	人	912 人以下	999	977	

項目	状況	評価
ア　住まいの場の確保	・グループホーム等の整備により、地域での居住の場を確保。（「１－ア　住まいの場の確保」参照） ・県営住宅の募集において、精神障がい者世帯を優先入居の対象としており、優先的に選考する取組を行っている。 ・H24.11 に鳥取県居住支援協議会を設立し、あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録・公開すると共に、２名の専任相談員による情報提供及び相談対応を実施。	・グループホーム等の整備については、「１－ア　住まいの場の確保」参照。 ・今後も優先入居の取扱いを継続し、精神障がい者の住まいの確保に取り組む。 ・あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録件数は増加してきたが、普及啓発、情報提供及び不動産事業者・支援団体に対する協力依頼等により、今後も登録の拡大を推進していくことが必要。
イ　地域生活支援の充実	・相談支援従事者の研修等により、相談支援体制を充実。（「１－エ相談支援体制の確保）参照） ・精神障がい者の休日・夜間における相談・診療・入院応需に対応するため、県内の精神科	・相談体制の充実については、「１－エ　相談支援体制の確保」参照。 ・県内精神科病院の協力により、24 時間、365 日の精神科救急医療体制を確保。

	病院を「精神科救急医療施設」に指定し、圏域ごとに輪番制による体制を確保。また、圏域ごとに「精神科救急医療体制連絡調整会議」を開催。	
ウ　医療の質の向上（早期発見、支援体制の確保）	・救急隊が速やかに傷病者を医療機関に搬送できるようにするため、精神疾患の項目を設けた「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」を策定し、H23 年度から運用を開始。 ・「精神科救急医療施設」については、イを参照。	・県内精神科病院の協力により、24 時間、365 日の精神科救急医療体制を確保。
エ　精神疾患・障がいに関する知識の普及・啓発	・あいサポート運動の中で、「精神障がい」についても取り上げ、県民の精神障がい者への理解を促進。 ・「心の健康まつり」や「心の健康フォーラム」等を開催し、精神障がい者に対する県民の理解を深め、社会復帰及び社会参加を促進。 ・当事者団体が実施する普及啓発事業（精神障がい、てんかん、高次脳機能障がい、依存症等）について、運営費を助成。	・事業の実施により、県民への精神障がいに対する正しい理解・知識の普及、当事者の社会復帰･社会参加の促進が図られていると判断。
オ　精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	・圏域ごとに地域移行推進会議、地域移行連絡会等を開催し、地域移行に関する情報提供及び理解を促進。 ・精神科医療機関や訪問看護ステーション等のスタッフを対象に研修会を開催し、人材育成を実施。 ・精神科病院の入院患者の退院意欲向上のため、入院患者と外部ボランティアとの交流会を開催。 ・退院可能な入院患者に対し、病院外活動における同行支援等の個別支援を実施。	・関係機関に情報提供を行うことで、地域移行への意識付けや関係機関の連携強化に繋がった。 ・個別支援や退院促進事業により、一部の者は地域移行へつながった。

３　福祉施設等から一般就労への移行

【表３：福祉施設等から一般就労への移行の実績】

項目	単位	目標値	実績		摘要
		29 年度	27 年度	28 年度	
一般就労移行者数	人	138	99	84	福祉就労から一般就労する者の数
ハローワークのチーム支援による福祉施設利用者の支援	人	138	39	41	
障がいのある人の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	人	14	3	5	
障害者試行雇用事業(トライアル雇用)の開始者数	人	42	13	15	
職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の対象者数	人	69	16	24	
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	人	64	20	37	

項目	状況	評価
1　障がい者雇用の促進	・商工団体、鳥取障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障がい福祉サービス事業所、労働局及び県の関係機関で構成する「障がい者雇用推進実施会議（座長：副知事）」を開催し、障がい者の新規雇用 1,000 人創出に向けた取組を推進するための意見交換を行い、関係機関の連携を図った。 ・労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、県で組織するプロジェクトリーダー会議を年９回開催し、障がい者の雇用促進等について検討を行った。	・卒業生や企業関係者を招聘しての体験発表を就労促進セミナー等で行うことで、生徒や保護者の企業就労に向けた意識高揚につながった。 ・職場定着支援員の配置は、障がい者の職場定着に対して極めて有効と評価。 ・各種取組により、障がい者雇用率達成に向けて一定程度は前進しているが、伸び悩みも見られるため、関係機関の意見も聞きつつ、効果的な取組が求められている。

	・障がい者雇用のモデルとなる県内企業の好事例をまとめた冊子「ともに働く仲間のために」や、精神・発達障がい者に対する職場での配慮事項をまとめたガイドブック「精神・発達障がい者とともに働くための接し方」を作成して企業等に配布した。 ・「障がい者雇用アドバイザー（県非常勤職員）」を新たに県庁に１名配置し、法定雇用率未達成企業をはじめとした企業トップに対し、障がい者新規雇用の働きかけや相談対応を行った。平成２８年度は、１８７社を訪問、うち８０社から障がい者雇用に前向きな回答を得た。 ・障がい者自らの起業や当初から障がい者を雇用して創業を行う者２者に対して、その費用の一部を補助した。（２者のうち、１者は障がい者自らの起業、１者は起業に伴い障がい者１名を雇用） ・障がい者雇用を検討している企業等に対して、県内２か所で「障がい者雇用企業見学交流会」を開催し、更なる障がい者雇用への理解促進を図った。 ・聴覚障がい者の就職活動や就業を支援するため、２０回にわたって手話通訳者を企業等に派遣した。また、平成２９年度から、新たに職場実習も手話通訳者等の派遣対象とするよう制度拡充を行った。	
２　特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進	・特別支援学校就労促進事業により、就労サポーターを県内３名配置し、就労促進や職場開拓、作業学習への助言等を行った。また、琴の浦高等特別支援学校に定着支援コーディネーターを２名配置し、学校から職場への円滑な移行と定着を図った。また、各圏域毎に就労促進セミナーを開催し、企業への理解啓発を進めた。平成２９年度において、就労サポーター（２名）、定着支援コーディネーター（２名）、就労・定着支援員（２名）計６名を配置し、役割分担をしながら、在学中から卒業後までの就労促進及び職場定着支援を行っているところだが、今後役割の整理等を行い、配置の在り方等を検討する予定である。また、労働局が主催するプロジェクトリーダー会議に参画し、関係機関との連携強化に努めている。	・就労サポーターの配置や定着支援コーディネーターの配置は、生徒の就職率向上に大きく貢献している。全圏域の就職希望者が在籍する琴の浦が開校し新たな役割を果たしており、今後も就労サポーターを活用した特別支援教育と企業との連携強化が必要。
３　総合的な就労支援	・各障害者就業・生活支援センターに、各担当職員（職場開拓、定着支援、就業支援、生活支援、発達障がい者就労支援等）を配置し、障がい者の就業支援を行った。【職場開拓支援員配置事業等】 ・障害者就業・生活支援センター登録者及び就労移行支援事業等の利用者の職業訓練機会提供に資する取り組みとして、各イベント及び担当者会議にて、職業訓練コースの周知を図っている。 ・県中・西部地区に県版ジョブコーチセンター（ジョブコーチ１名配置）を設置し、更なるジョブコーチ支援を行う体制を強化した。 ・新たに訪問型ジョブコーチを配置する社会福祉法人等５事業所に対して、その活動費の一部を助成することで、訪問型ジョブコーチの増員を行うとともに、支援する障がい者の数を増やし、職場定着の体制を強化した。	・障がい者に最も身近な就労支援を行う者の就労支援スキルの向上は重要。 ・利用者のニーズや個性に応じた適切な就業支援が行われるよう引き続き研修等を通じた啓発を図るとともに、就労継続支援事業所に対し一般就労へ向けてインセンティブを与える施策が必要。 ・障がい者雇用の職場定着に関して極めて有効。 ・ジョブコーチセミナーに参加した教員は就労支援の専門的な知識技能を身につけ、生徒の学習指導や学校業務にその専門性を還元している。 ・障がい者雇用のニーズに応えるためには、「連携」は必須。今後も連携を推し進めていく。

	・新たに訪問型ジョブコーチの資格取得研修に職員を派遣する社会福祉法人１者に対して、費用（旅費）の一部を支給し、ジョブコーチの資格取得を支援した。 ・新たにジョブコーチ制度の仕組みや有効性を周知することで、ジョブコーチの利用促進を図ることを目的とした研修会を開催した。 ・障がい者一般就労移行ネットワーク会議により、支援者が連携し、一般就労移行しやすい環境を整えた。	
４　障がい特性に応じた就労支援	・精神障がい者雇用をマンガで解説した「精神障がい者を知りともに働く職場づくり」や、精神・発達障がい者に対する職場での配慮事項をまとめたガイドブック「精神・発達障がい者とともに働くための接し方」を新たに作成して企業等に配布した。【障がい者雇用推進啓発事業】 ・「支えあうとっとり精神障がい者雇用推進フォーラム」及び「障がいがある方と共に働くセミナー」を鳥取労働局等と共同開催し、改正障害者雇用促進法等の周知を行い、円滑な法の施行及び障がい者雇用について気運醸成を行った。 ・各障害者就業・生活支援センターに職場定着支援員及び職場開拓支援員を配置し、職場実習先の開拓を図るとともに、障がい者のニーズに沿った企業での就労についてマッチングを行った。 ・県東・中・西部地区の圏域毎に関係機関により発達障がい者を支える「支えるネット」を構築し、就労希望のある発達障がい者に対して、関係機関が連携して就労支援を行う体制を構築した。 ・日本財団との共同プロジェクトにより、発達障がい者等の若年就職困難者に特化した就労訓練を行う「オフィス型ジョブトレーニングセンタークロスジョブ米子」を開設した。 ・中国四国農政局が主宰している、中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク加入し、各圏域ＰＴに対して交付金などの関連情報の提供を行った。	・業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保し、施策を検討しており、極めて有効に機能していると評価。 ・農家のニーズと就労継続支援事業所が提供できる労働力（員数、対応可能作業・時期）は必ずしも一致しないため、ミスマッチが生じており、お互いが求めるものを事前によく把握しマッチングを進めることが必要。 ・農作業のミスマッチを減らすために、圏域単位で行っている現在のマッチングを圏域を越えたマッチング方法（課題解決）を図ることも必要。
５　福祉的就労の底上げ	・法に基づき調達方針を定め、当該年度の調達目標額を設定した。また、障害福祉サービス事業所に対する、ハートフルサポート事業（無利子融資、新商品開発補助、協働連携企業補助）を行うとともに、国の社会福祉施設等施設整備補助金により、工賃向上環境の向上に努めた。 ・工賃向上環境強化事業により、商品力の向上、販路の確保を図った。 ・障がい者一般就労移行支援事業により、実習受入企業と実習受講者のそれぞれに、１日当１，０００円の謝金支給の支援を行った。 ・とっとりモデルの共同受注体制構築事業により、複数の障害福祉サービス事業所が作業可能な共同作業場を設置、運営し、大量受注を可能とする環境を整えた。 ・農福連携推進事業により、障がい者と農家とのマッチングや自主農業の推進を進めた。を行った。また、農福連携マルシェ促進事業により、農福連携を広く紹介した。	・工賃３倍計画事業を受託実施する鳥取県就労事業振興センターによる事業実施が着実に進み、工賃向上に貢献。 ・これまでは、全就労継続支援事業所を対象に同じ支援策を行ってきたが、個々の事業所の経営理念や経営方針、目指す目標により類型化した効果的な支援を検討。 ・物品調達時の配慮は、福祉施設等の受注機会の増大が図られ、職員の意識の高揚にもつながるとともに、官公需における障がい者の工賃アップに寄与 ・結果として工賃実績は、H18 年度工賃実績（10,983 円）から着実に増加している。

４　障害福祉サービス等の確保策

項目	状況	評価
（１）　居宅介護・重度訪問介護・同行援護、行動援護・重度障害者等包括支援	・サービス提供職員に対し、サービス提供責任者等研修、行動援護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修等を実施。 ・重度訪問介護等に係る国庫負担基準を超過する市町村に対する助成事業を実施。	・適正な障害福祉サービスを提供するために必要となる人材の確保、資質の向上に一定の効果あり。
（２）　生活介護	・2 件の施設・設備整備に助成。 ・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対し行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。	・事業の実施により、基盤確保、利用者の環境改善等が図られた。 ・施設整備は、施設入所者の地域移行の流れの中で日中支援の場としてサービスの需要が増えていくと考えられ、引き続き基盤整備を図っていくために必要。
（３）　自立訓練（機能訓練）	・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対し行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。	・事業所数としては少ないながらも、必要な資源であることから、本事業を行っていくことが必要。
（４）　自立訓練（生活訓練）	・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対し行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。	・今後もサービスの需要に対応するため、引き続き、基盤整備を図っていくことが必要。
（５）　就労移行支援	・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対し行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。	・今後もサービスの需要に対応するため、引き続き、基盤整備を図っていくことが必要。
（６）　就労継続支援（Ａ型）	・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対し行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。	・今後もサービスの需要に対応するため、引き続き、基盤整備を図っていくことが必要。
（７）　就労継続支援（Ｂ型）	・1 件の施設・設備整備に助成。 ・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対し行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。	・事業の実施により、基盤確保、利用者の環境改善等が図られた。
（８）　療養介護	・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対し行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。	・必ずしも施設整備のニーズは高くないが、事業を継続することは必要。
（９）　短期入所	・3 件の設備整備に助成。 ・施設整備等の希望を聞く際に、制度の内容や助成制度の情報提供を、該当する全法人に対し行い、その中で事業の意向等の把握に努めた。	・事業の実施により、基盤確保、利用者の環境改善等が図られた。 ・今後もサービスの需要に対応するため、引き続き、基盤整備を図っていくことが必要。
(10)　共同生活援助（グループホーム）	・施設整備については、「１－ア　住まいの場の確保」と同様。	・施設整備については、「１－ア　住まいの場の確保」と同様。
(11)　施設入所支援	・1 件の施設整備に助成。 ・グループホーム等の整備については、「１－ア　住まいの場の確保」と同様。	・グループホーム等の整備については、「１－ア　住まいの場の確保」と同様
(12)　計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	・地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）により相談支援専門員の数を増やしつつ、フォローアップ研修や現任研修などで資質向上を図ることにより、計画相談支援を利用できる環境を整えた。 〇相談支援専門員初任者研修　受講５６人 〇相談支援専門員現任研修　受講３８人 〇相談支援専門員フォローアップ研修　受講３４人（いずれも H28 年度実績）	・研修修了者が増加していること、受講者へのアンケート結果もおおむね評価が高いことから、サービスの充実に一定の効果があると判断。 ・今後は県地域自立支援協議会において人材育成に関する検討を行い、人材育成ビジョンの策定を進める。
(13)　移動支援	・移動支援事業を実施する市町村に対し、県は	・利用ニーズの高い事業であり、県内全市町村

	その経費の４分の１を助成	での実施を評価。今後も継続実施が必要。

５　障害福祉サービスに従事する者の確保、資質の向上等

項目	状況	評価
（１）　サービス提供に係る人材の研修	・サービス管理責任者、相談支援従業者、居宅介護等従業者、サービス提供職員等に対する研修を実施 ・介護職員等によるたん吸引の実施のための研修を実施。 ・強度行動障がい支援研修参加に係る費用の助成を実施。	・おおむね一定の修了者数を確保できており、サービスの充実に寄与していると判断。
（２）　障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	・県社協実施の研修会等で当該事業を周知。 ・評価事業の周知及び受審促進を行うため、評価実績のある施設を県のホームページへ掲載。 ・社会福祉施設等の運営基準について定めた条例の中で、第三者評価の受審を努力義務化した。 ・社会福祉法人の指導監査において、第三者評価の受審を助言した。	・サービスの質の評価を第三者において行い、サービスの向上を行うために有効な事業だが、評価の受審は任意であること、有償であることから、件数があまり伸びていない状況は変わらず、引き続き、様々な機会を捉えて受審を呼びかけることが必要。
（３）コンプライアンスの遵守	・H24 年４月から全事業者に対して業務管理体制の整備を義務づけ、法令遵守の体制の整備について、定期的に指導・監督を実施。	・業務管理体制の整備により、事業者の法令遵守に係る責任意識が生じた。
（５）障がいのある人の権利擁護	・市町村が行った成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬に係る助成額について、その４分の１を助成。 ・利用者及び事業者で対応困難な、福祉サービスに関する苦情を解決するために、県社協に設置された運営適正化委員会の運営を助成。	・サービスの利用に際し、事業者と利用者が対等の関係で契約を締結するが、一方が判断能力不十分である場合には、自己選択・自己決定に関して支援が必要であることから、当該事業が一定の役割を果たしていると判断。 ・事業所の責任者や担当職員に直接言いにくい場合や事業所と苦情申出者との間で解決が困難な場合に、運営適正化委員会に申し出ることにより、適切な苦情解決を図ることが可能。

６　県が実施する地域生活支援事業

（１）　専門性の高い相談支援事業

項目	状況	評価
ア　発達障がい者支援センター事業	・全ライフステージの発達障がいのある人やその家族からの育児、就学、移行支援、就労、自立した地域生活等に関する相談に応じ、指導、助言、情報提供を実施。 ・特に家族支援の一環として、ペアレントメンターを積極的に活用。 ・市町村の依頼に基づき、保育所、親子教室等を巡回し、当該職員に対して指導・助言及び情報提供を実施。 ・また、強度行動障害者が入所する施設職員への助言、情報提供を実施。 ・普及啓発・研修として、トレーニングセミナー、研修会を実施し地域で核となる人材を養成。 ・ペアレントメンターの支援技術の向上を図るため、フォローアップ研修等を実施。	・市町村に対する技術的援助や保育士等を対象とした人材育成、関係機関との連携強化により、着実に支援体制の強化が図られている。 ・ペアレントメンターの相談支援技術の向上が図られた。 ・相談支援対象者が、乳幼児期から学齢期、成人期に移行し、相談内容も複雑・多様化傾向にあり、職員の相談業務におけるスキルアップが必要。 ・一貫した支援体制の整備や成人期の発達障がい者への支援者育成等が喫緊の課題である。
イ　障害者就業・生活支援センター事業	・障害者就業・生活支援センターに「生活支援担当職員」を各１名配置。H24 年度から発達障がい者就労・生活支援員を東部圏域と西部圏域に各１名配置。	・障がい者の就労支援施策の中でも、支援策が手薄であった発達障がい者の就労及び生活の支援の充実を図るための支援員を配置し、発達障がい者の職業生活における自立支援の役割を果たしている。
ウ　聴覚障害者相談員設置事業	・各圏域に聴覚障がい者相談員を１名配置し、相談事業を実施	・手話通訳者派遣事業と連携をとりながら、ある程度相談ニーズの把握ができている。

エ　障がい児等地域療育支援事業	・療育等支援施設事業として、県内６ヶ所の療育施設において、自宅や保育所等へ訪問し、在宅児童の療育に関する相談及び指導等の支援を実施。 ・地域の保育所・幼稚園、学校等の施設からの訪問ニーズが高く、訪問件数は年々増加している。 ・総合療育センターにおいて、療育等支援施設事業が円滑に実施できるよう、療育等拠点施設事業を実施 ・総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園に地域療育担当支援員を１名ずつ配置し、在宅児童・保護者・施設等からの相談に対応した。	・診断まではつかないが、発達の気になる子どもが増えてきており、市町村保健師等とも連携しながら地域で専門的な指導・支援を実施することができた。 ・保育所・幼稚園等、実際に子どもが通っている施設を対象とした支援により、施設職員のスキルアップ及び子どもの支援の充実にもつながっている。 ・今後は、保育所等訪問支援事業との整理が必要。
オ　高次脳機能障がい支援普及事業	・高次脳機能障がい者支援拠点を引き続き鳥取大学医学部附属病院（脳神経外科教室）に委託設置し、支援コーディネーター1 名を配置。支援ネットワークの構築、専門的な相談体制を整備。 ・高次脳機能障害者家族会が実施する相談事業及び一般県民向けの普及啓発事業に対して助成 ・高次脳機能障がいに関する情報や医療機関、事業所等の支援機関を掲載した「高次脳機能障害支援サイト」を通じて情報提供を継続して実施。	・高次脳機能障がい支援拠点を中心に医療機関や福祉サービス事業所とのネットワークが構築されてきているが、今後さらに強化していくことが必要。 ・高次脳機能障害者家族会が培ってきたネットワークと行動力を活かし、医療機関から相談のあった対象者を関係機関へつなぎ、医療から福祉への連携を促進。 ・支援サイトに支援機関の状況を掲載することにより県民や関係機関に対して支援情報の提供を図った。

（２） 広域的な支援事業

項目	状況	評価
ア　相談支援体制整備事業	・市町村に置かれた地域自立支援協議会にて地域課題の検討が行われ、県で対応が必要となる課題は県の地域自立支援協議会で検討された。 ・アドバイザー派遣制度を設け、2 件の派遣を実施。	・市町村に置かれた地域自立支援協議会にて地域課題の検討が行われ、県で対応が必要となる課題は県の地域自立支援協議会で検討され、専門部会の設置に向けて検討を深めている。 ・相談支援アドバイザーについての派遣要請はあるので、引き続き実施。あり方や実施方法について、今後検討を行う。
イ　精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	・圏域ごとに地域移行推進会議、地域移行連絡会等を開催し、地域移行に関する情報提供及び理解を促進 ・精神科病院の入院患者の退院意欲向上のため、入院患者と外部ボランティアとの交流会を開催。 ・退院可能な入院患者に対し、病院外活動における同行支援等の個別支援を実施。 ・精神科医療機関や訪問看護ステーション等のスタッフを対象に研修会を開催し、人材育成を実施。	・事業を通じ、病院スタッフ等関係者の間に長期入院患者を地域へ帰すという意識を醸成。 ・個別支援や退院促進事業により一部の者は地域移行に繋がった。

（３） 障がい者福祉従業者研修事業

項目	状況	評価
ア　サービス提供職員現任研修	・46 人受講（H28 年度まで）	・活発な意見交換が行われ、サービス充実に一定の効果があると判断
イ　サービス従事者研修	・86 人受講（H28 年度まで）	・研修修了者が増加していること、受講者へのアンケート結果もおおむね評価が高いことから、サービスの充実に一定の効果があると判断
ウ　障がい福祉従業員障がい分野別基礎研修	・386 人受講（H28 年度まで）	・研修修了者が増加していること、受講者へのアンケート結果もおおむね評価が高いことから、サービスの充実に一定の効果があると判

		断
エ　障害程度区分認定調査員等研修	・174 人受講（H28 年度まで）	・研修修了者が増加していること、H26 年度の制度改正等、適宜必要な内容を盛り込んでおり、認定業務の充実に一定の効果があると判断。
オ　相談支援従事者研修	・養成研修 112 人受講（H28 年度まで） ・現任研修 56 人受講（H28 年度まで） ・専門コース別研修 64 人受講（H28 年度まで）	・研修修了者が増加していること、また、受講者へのアンケート結果もおおむね評価が高いことから、相談支援の充実に一定の効果があると判断。
カ　同行援護従事者養成研修	・108 人受講（H28 年度まで）	・おおむね計画通りの修了者数を確保できていることから、サービス充実に一定の効果があると判断。
キ　行動援護従事者養成研修	・115 人受講（H28 年度まで）	・適正な障害福祉サービスを提供するために必要となる人材の確保、資質の向上に一定の効果あり。
ク　サービス管理責任者研修	・231 人受講（H28 年度まで）	・おおむね計画通りの修了者数を確保できていることから、サービス充実に一定の効果があると判断。
ケ　障がい者グループホーム・ケアホーム世話人研修	・309 人受講（H28 年度まで）	・研修修了者が増加していること、受講者へのアンケート結果もおおむね評価が高いことから、サービスの充実に一定の効果があると判断。
コ　行動障がい者支援研修	・115 人受講（H28 年度まで）	・おおむね計画通りの修了者数を確保できていることから、サービス充実に一定の効果があると判断。
サ　要介助高齢知的障がい者支援研修	・103 人受講（H28 年度まで）	・適正な障害福祉サービスを提供するために必要となる人材の確保、資質の向上に一定の効果あり。
シ　地域移行支援研修	・77 人受講（H28 年度まで）	・おおむね計画通りの修了者数を確保できていることから、サービス充実に一定の効果があると判断。

（4）　身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動促進
（5）　盲人ホーム運営支援
（6）　生活訓練事業

項目	状況	評価
ア　身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動促進	・身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象とした相談員研修を実施。	・先進的な事例や全国的な状況の研修会を受ける事により、相談員の資質の向上につながったと判断。
イ　盲人ホーム運営支援	・盲人ホームの運営費を助成。	・視覚障がい者の社会的自立を推進。
ウ　生活訓練事業	・視覚障がい者、聴覚障がい者、オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）、疾病等により音声機能を喪失した人に対して、日常生活上必要なトレーニング・指導等を関係団体に委託して事業を実施。	・各障がいに合った訓練を実施することにより、一定の生活の質的向上が図れたと判断。

（7）　情報支援等事業

項目	状況	評価
ア　手話通訳者設置事業	・鳥取県聴覚障害者協会に手話通訳者を配置し、手話通訳者等の派遣コーディネート、人材育成業務を実施。	・手話通訳者、要約筆記者制度の運用のため必要不可欠な事業。 ・聴覚障がい者の情報保障を推進。

イ　手話通訳者、点訳・朗読奉仕員等養成研修事業	・手話通訳者養成事業で研修を実施、登録者 53 人（H28 年度末）。 ・要約筆記者養成事業で研修を実施、登録者 21 人（H28 年度末） ・点訳・朗読奉仕員養成研修事業を実施。	・手話通訳者等は着実に増えているが、鳥取県手話言語条例制定後、手話通訳依頼が急増。 ・手話通訳者の養成と通訳技術向上は喫緊の課題。
ウ　点字図書館の運営支援	・点字図書館の運営費を助成。	・点字刊行物、視覚障がい者用の録音物等を制作。 ・今後は、より多様なジャンルの刊行物等を点字化、音声化していく必要あり。
エ　点字・声の広報等発行事業	・「県政だより」等を点字化したものを発行し、県内の視覚障がい者に無料で配布。 ・「県政だより」等を音声化し、録音テープに収録・複製して毎月発行し、県内の視覚がい者に貸出。	・点字化、音声化資料を作成することで視覚障がい者の情報アクセス保障に効果。 ・ただ、さらに情報アクセスを向上させるためには、点字化、音声化する広報物のバリエーション充実が必要。
オ　点字による即時情報ネットワーク事業	・日本盲人会連合会の提供する最新の新聞情報等を通信ネットワーク等を利用して情報提供。	・最新情報を提供することにより、日常生活に必要な情報の周知と社会参加を促進する。
カ　字幕入りビデオカセットライブラリー事業	・利用者からの要望を考慮した字幕入りビデオを制作。 ・H28 年度の貸出し本数は 185 本。	・貸出本数は、平成 24 年度以降伸び悩んでいる状況。
キ　聴覚障がい者情報拠点機能の強化	・H26 年 4 月 1 日、聴覚障がい者の支援拠点として、鳥取市、倉吉市、米子市に鳥取県聴覚障がい者センターを整備。	・センター設置により、従来、県や市町村毎に行っていた手話通訳者の派遣を一元的に対応でき、情報機器の貸し出しや相談、当事者の活動支援などにあたることが可能となり、機能強化に繋がったと評価。
ク　障がいのある人のためのパソコンボランティア養成・派遣事業	・H24 年 10 月から当該事業を実施 ・ボランティア数：13 名 ・ボランティア派遣件数 H27：162 件、H28：148 件	・事業開始して以来、少しずつではあるが、派遣件数も増加してきているが、更に周知等を図って利用者増に努めることで、障がい者の社会参加の促進を図っていく。
ケ　盲ろう者通訳・介助員養成研修・派遣等事業	・H27 年度以降、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を継続して実施、養成研修の充実、支援団体である盲ろう者友の会の体制強化等を図った。 ・H28 年度、盲ろう者支援センターを設置。	・H21 年度から実施している盲ろう者通訳・介助員の派遣・養成事業等により、盲ろう者の社会参加推進に効果あり。 ・センターを核として、交流や訓練、その他さらなる施策等の拡充を図っていく必要がある。

（8） 社会参加促進事業

項目	状況	評価
ア　補助犬育成事業	・県内では合計４頭の盲導犬が活動している。（１頭は夫婦でタンデム利用）	・貸与した盲導犬は有効に活用されており、視覚障がい者の社会参加促進につながっている。
イ　障がい者社会参加推進センター設置事業	・障がい者の社会参加を促進するために社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会に委託し、障害者社会参加促進センターを設置・運営。	・障がい者の社会参加につなげていくために、必要な情報の収集、分析を実施。 ・他県の情報も取り入れながら、今後の活動について検討されており、各種障がい者団体の中核として重要な役割を担う機関として期待されていると判断。
ウ　知的障がい者レクリエーション教室開催事業	・スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催。	・自ら何かを行うという自立意欲を高め、自己実現につながっていると判断。
エ　アルコール・薬物関連問題家族教室開催事業	・東部福祉保健事務所で、アルコール・薬物家族教室を毎月第２金曜日開催。学習会及び家族の意見交換会（ピアカウンセリング）を実施。	・アルコール・薬物の問題で悩んだり、苦しんだり、心配している家族が、依存症に関する正しい知識を得ることができ、他の家族との話合いを通じて悩みを共有することにより不安等の軽減に繋がっているものと判断。

（9） スポーツ振興事業

(10)　文化・芸術振興事業
(11)　障がい児・者地域生活体験事業

項目	状況	評価
（９）　スポーツ振興事業	・全国障害者スポーツ大会に係る鳥取県選手団個人競技選手選考記録会を開催、個人選手の選考を行い、団体競技に係る中・四国ブロック予選会及び全国障害者スポーツ大会への鳥取県選手団の派遣等を実施。 ・障がい者スポーツ指導員を養成する講習会を開催し指導者の育成等を実施。 ・鳥取さわやか車いす＆湖山池マラソン大会、全日本Challengedアクアスロン皆生大会の開催に要する費用を助成。	・指導者の育成、全国障害者スポーツ大会参加などを通じて、障がい者スポーツの振興に向けた取組を実施。 ・全国障害者スポーツ大会の個人競技の県内予選会の参加数も、増える傾向にあり、障がい者にとって目標、励みとなってる。 ・また、各種障がい者スポーツ大会の開催の支援により、障がい者に対する理解の促進や健常者と障がい者との交流を促進（県外からの参加者も増加傾向）。
(10)　文化・芸術振興事業	・障がい者が取り組む芸術・文化活動にかかる経費を支援。 【鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金】 支援事業数：促進事業４５件、個展等開催事業３４件 ・障がい者の取り組む舞台芸術や作品の発表・鑑賞機会の場を提供。 【あいサポート・アートとっとり祭の開催】 出演者：３２団体、参加者：延べ４，９２９人 【あいサポート・アートとっとり展の開催】 応募作品数：４７９点、入館者数：２，４００人 ・障がい者の芸術・文化活動に関する情報発信拠点として「あいサポート・アートインフォメーションセンター」を設置。障がい者の優れた芸術・文化作品の常設展示や芸術・文化活動に取り組む障がい者・支援者の相談支援等を行った。 【常設展示】県内企画展４回、県外企画展４回、観覧者数：延べ６，１６０人	・「第 14 回全国障がい者芸術文化祭とっとり大会」を開催し、障がい者の芸術・文化活動への参加を通じて、障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加を促進した成果を引き継ぎ、芸術文化活動に取り組む者が年々増加し、着実に支援を行っている。 ・今後も県内の障がい者のアート活動の躍進に期待。
(11)　障がい児・者地域生活体験事業	・在宅の障がい児・者が自立した生活に備えるために「地域生活体験事業」を実施する市町村に助成。 ・生活体験ホームで一定期間宿泊しながら、自立に向けた体験を行うことにより、生活技術の習得や自立の意欲を引き出し、地域移行を促進。	・地域生活体験事業の利用者が地域生活へ移行するケースは少ないものの、施設・病院に入所・入院している間に「体験」することは、本人の動機付けや職員・家族への心構えに重要。

※状況及び評価は、平成 29 年 10 月時点のもの

7　県が実施する地域生活支援事業に係る実績

①　専門性の高い相談事業

項目		単位	区分	第４期計画			考え方
				H27	H28	H29	
発達障がい者支援センター事業	拠点設置数	箇所	計画	1	1	1	県の拠点は１か所(エール)とする
			実績	1	1		
障害者就業･生活支援センター事業	設置数	箇所	計画	3	3	3	圏域ごとに１か所設置
			実績	3	3		
障がい児等地域療育支援事業	実施施設数	箇所	計画	6	6	6	各圏域で事業実施
			実績	6	6		
高次脳機能障がい普及事業	拠点機関数	箇所	計画	1	1	1	鳥取大学附属病院に拠点設置 ※H28 より医療法人十字会野島病に移転
			実績	1	1		

②　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業

項目		単位	区分	第４期計画			考え方
				H27	H28	H29	
手話通訳者設置事業	設置手話通訳者数	人	計画	4	4	5	過去の実績を踏まえ算出
			実績	4	4		
手話通訳者養成研修事業	受講者数	人	計画	30	50	70	過去の実績を踏まえ算出
			実績	25	27		
	登録者数	人	計画	50	55	60	過去の実績を踏まえ算出
			実績	41	53		
要約筆記者養成研修事業	受講者数	人	計画	30	35	40	過去の実績を踏まえ算出
			実績	28	23		
	登録者数	人	計画	15	20	25	過去の実績を踏まえ算出
			実績	17	21		

③　サービス・相談支援者、指導者育成事業

項目		単位	区分	第４期計画			考え方
				H27	H28	H29	
サービス提供責任者研修	受講者数	人	計画	40	40	40	第３期計画の計画受講者数を確保
			実績	26	20		
サービス従業者研修	受講者数	人	計画	40	40	40	第３期計画の計画受講者数を確保
			実績	43	43		
障がい福祉従事者分野別基礎研修	受講者数	人	計画	120	120	120	第３期計画の計画受講者数を確保
			実績	186	200		
障害程度区分認定調査員等研修	受講者数	人	計画	100	100	100	第３期計画の計画受講者数を確保
			実績	104	68		
相談支援従事者研修	養成(受講者数)	人	計画	40	40	40	第３期計画の計画受講者数を確保
			実績	56	56		
	現任(受講者数)	人	計画	40	40	40	第３期計画の計画受講者数を確保
			実績	18	38		
	専門コース別研修	人	計画	40	40	40	現任研修の受講者数を確保
			実績	19	45		
同行援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	30	30	30	３期計画の計画受講者数を確保
			実績	69	39		
行動援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	30	30	30	３期計画の計画受講者数を確保
			実績	60	55		
サービス管理責任者研修	受講者数	人	計画	100	100	100	受講者数の減少が見込まれること、分野別演習の充実を図ることから減
			実績	99	132		
児童発達支援管理責任者研修（仮称）	受講者数	人	計画	20	20	20	３期計画の計画受講者数を確保
			実績	20	35		
障がい者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ･ｹｱﾎｰﾑ世話人研修	受講者数	人	計画	100	100	100	３期計画の計画受講者数を確保
			実績	153	156		
行動障がい者支援研修	受講者数	人	計画	20	20	20	３期計画の計画受講者数を確保
			実績	52	61		
要介助高齢知的障	受講者数	人	計画	50	50	50	３期計画の計画受講者

がい者支援研修			実績	52	51		数を確保
地域移行支援研修	受講者数	人	計画	30	30	30	３期計画の計画受講者数を確保
			実績	40	37		
精神障がい関係従事者養成研修事業（地域移行支援従事者及び精神科訪問看護従事者）	受講者数	人	計画	60	60	60	研修の実施体制を考慮
			実績	135	96		

④　任意事業

項目		単位	区分	第４期計画			考え方
				H27	H28	H29	
盲人ホーム運営事業	箇所数	箇所	計画	1	1	1	米子市内に１か所設置
			実績	1	1		
生活訓練事業	年間利用者数	人	計画	3,530	3,580	3,630	第３期計画の実績を踏まえ算出
				1,605	1,477		
点字･声の広報等発行事業	発行誌種類	誌	計画	20	22	25	過去の実績を踏まえ算出
				20	16		
点字による即時情報ネットワーク事業	年間実利用者数	人	計画	35	35	35	普及啓発の強化により年間 35 人を見込む
				23	21		
字幕入りビデオライブラリー事業	年間利用件数	人	計画	500	550	600	普及啓発の強化により各年度 50 人増を見込む
				291	185		
障がいのある人のためのﾊﾟｿｺﾝﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ養成・派遣事業	年間派遣件数	件	計画	120	120	120	年間派遣件数 120 件を見込む
				162	148		
補助犬育成事業	貸与頭数	頭	計画	1	1	1	普及啓発の強化により各年度１頭の貸与を進める
				0	0		
障がい者社会参加推進センター設置事業	設置数	箇所	計画	1	1	1	
				1	1		
知的障がい者レクリエーション教室開催事業	年間回数	回	計画	15	15	15	第３期計画の開催回数を確保
				13	11		
精神障がい者家族教室開催事業	年間回数	回	計画	12	12	12	アルコール・薬物等家族教室を月１回開催
				12	11		
スポーツ振興事業	協会新規加盟団体数	団体	計画	18	20	22	各年度２団体の新規加盟を見込む
				17	18		
精神保健福祉普及啓発事業	年間回数	回	計画	2	2	2	啓発事業２種を年各１回開催
				2	1		

平成２６年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査の結果について

１　調査の概要

１　調査の目的

新たな県障がい者計画・障がい福祉計画及び市町村障がい福祉計画の作成並びに今後の障がい福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

２　実施主体

県及び市町村

３　調査期間

平成２６年６月１０日から６月２５日まで（６月１日現在で調査）

４　調査対象・方法

対象	調査方法等
①　身体障がい者	【在宅（ＧＨ含む）】市町村から対象者（※）に調査票を送付し調査 ※６５歳未満の手帳所持者、６５歳以上の障害福祉サービス受給者 【施設入所者（施設入所支援及び療養介護利用）】施設を通じて調査
②　知的障がい者	
③　精神障がい者	入院又は通院のため利用している医療機関を通じて調査
④　難病患者	対象者（※）に調査票を送付し調査 ※特定疾患受給者証所持者

５　回収率

配布方法	配布枚数①	回収数②	回収率②/①
直接郵送（在宅障がい者、難病）	１４，１０８	６，８１４	４８．３％
入所施設を通じた配布	１，５３４	６９９	４５．６％
医療機関を通じた配布（精神）	９，０９６	２，３６２	２６％
計	２４，７３８	９，８７５	３９．９％

６　障がい種別及び人数（※回収結果より）

種別	人数	備考
身体	４，３４６	手帳所持者（在宅、入所問わず）と回答した者の数
知的	２，４１９	手帳所持者（在宅、入所問わず）と回答した者の数
精神	２，３６２	医療機関より回収した調査票の数
難病	２，１１６	難病認定ありと回答した者の数

※いずれも他の種別との重複の可能性有り

2　調査の結果（抜粋）

〇主な介助者

父母等	配偶者	子ども	ヘルパー等	その他	無回答	計
26.1%	14.5%	7.4%	31.6%	3.7%	16.7%	100.0%

※一部介助又は全介助が必要と選択した者のみ回答
※複数回答あり

〇中心介助者（年齢）

0～17 歳	18, 19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳
0.3%	0.1%	1.6%	6.0%	11.8%
50～59 歳	**60～64 歳**	**65 歳以上**	**無回答**	**計**
15.7%	10.5%	21.3%	32.7%	100.0%

※主な介助者を父母等、配偶者、又は子どもと選択した者のみ回答

・主な介助者について、ヘルパー31.6%と最も多く、次いで父母等 26.1%、配偶者 14.5%となっている。
・家族介助者の年齢について、65 歳以上が 21.3%と最も多く、次いで 50～59 歳が 15.7%となっている。

〇現在どのように暮らしているか

一人暮らし	家族と	GH入居	福祉施設入所	病院入院	その他	無回答	計
10.4%	66.7%	3.8%	10.2%	6.0%	1.0%	1.9%	100.0%

〇将来どのように暮らしたいか

一人暮らし	家族と	GH入居	福祉施設入所	病院入院	その他	無回答	計
13.8%	60.5%	4.7%	9.1%	1.8%	3.8%	6.3%	100.0%

〇在宅生活を続けるために必要な支援

在宅医療	住居確保	在宅サービス	生活訓練	経済負担	相談体制
13.4%	11.1%	14.9%	6.3%	20.9%	10.6%
地域住民理解	**あいサポ**	**その他**	**無回答**	**計**	
8.2%	7.4%	1.4%	5.8%	100.0%	

※複数回答あり

・現在の暮らしについて、家族とが 66.7%と最も多く、次いで一人暮らし 10.4%、福祉施設入所 10.2%となっている。
・将来の暮らしについて、家族とが 60.5%と最も多く、次いで一人暮らし 13.8%、福祉施設入所 9.1%となっている。
・在宅生活を続けるための支援について、経済負担が 20.9%と最も多く、次いで、在宅サービス、在宅医療、住居確保、相談体制、地域住民理解、あいサポが 10%前後の割合で続いている。

〇外出の頻度

毎日	週に数回	めったに出ない	まったく出ない	無回答	計
45.2%	33.2%	14.1%	4.7%	2.8%	100.0%

〇外出の際に困ること

公共交通ない（少ない）	乗り降り困難	階段段差多	乗換分かりにくい	設備が不便	介助者の確保	お金がかかる
13.2%	7.4%	8.9%	5.3%	5.8%	4.5%	10.8%

周囲の目	体調変化	困ったときにどうしたらいかわからない	その他	無回答	計
5.8%	7.9%	12.9%	2.3%	15.2%	100.0%

※複数回答あり

・外出の頻度について、毎日が 45.2%で、次いで週に数回 33.2%となっている。
・外出の際に困ることについて、公共交通が少ないが 13.2%と最多く、次いで困ったときにどうしたらいいかわからない、お金がかかる、階段段差多、体調変化、乗り降り困難が 10%前後の数字で続いている。

○日中の主な過ごし方

会社・自営業等	ボランティア	専業主婦（主夫）	福祉施設・作業所（A型含）	デイケア	リハビリ	自宅	大学・専門・職業訓練
24.2%	0.5%	7.4%	13.8%	2.7%	1.4%	21.7%	0.4%
特別支援学校	一般高・小中学	幼稚園・保育所	入所施設・病院	その他	無回答	計	
3.1%	1.7%	0.6%	11.7%	2.5%	8.3%	100.0%	

○就労の希望

仕事したい	したくない	無回答	計
31.7%	33.1%	35.2%	100.0%

※日中の主な過ごし方で会社・自営業等を選択していない 18～64 歳の者のみ回答

○障がい者の就労に必要な支援

通勤手段確保	バリアフリ設備	勤務日時配慮	在宅勤務拡充	職場の理解	上司等の理解	職場での介助
10.6%	7.1%	10.3%	5.8%	14.1%	13.4%	7.1%
就労後フォロー	就労訓練	職場外相談	その他	無回答	計	
7.5%	5.4%	7.2%	1.8%	9.7%	100.0%	

※複数回答あり

・日中の主な過ごし方について、会社・自営業等が 24.2%と最も多く、次いで福祉施設・作業所（Ａ型含む）13.8%、入所施設・病院が 11.7%となっている。
・就労の希望について、したくない 33.1%、仕事したいが 31.7%となっている。
・障がい者の就労に必要な支援について職場の理解が 14.1%と最も多く、次いで上司等の理解、勤務日時配慮、通勤手段確保、就労後フォロー、職場外相談、バリアフリ設備、職場での介助が 10%の割合で続いている。

〇スポーツを行う頻度

毎日	週 3～5 回	週 1,2 回	月 1,2 回	しない	無回答	計
7.2%	7.1%	11.1%	7.3%	59.0%	8.3%	100.0%

〇スポーツをしない理由

できる種目なし	施設無し	設備不十分	仲間がいない	きっかけ無し	情報無し	指導者なし	移動困難
10.7%	3.9%	0.8%	5.5%	9.3%	2.9%	1.5%	6.7%
疲れやすい	**お金掛かる**	**興味なし**	**時間無し**	**その他**	**無回答**	**計**	
16.9%	6.2%	12.1%	7.6%	9.8%	6.1%	100.0%	

※スポーツを行う頻度でしないを選択した者のみ回答
※３つまで回答可

・スポーツを行う頻度について、しないが 59.0%と最も多く、次いで週 1，2 回 11.1%となっている。
・スポーツをしない理由について、疲れやすいが 16.9%と最も多く、次いで興味なし 12.1%、種目無し 10.7%、きっかけなし 9.3%となっている。

〇芸術活動を行う頻度

毎日	週 3～5 回	週 1,2 回	月 1,2 回	しない	無回答	計
3.8%	2.7%	6.4%	10.1%	67.9%	9.1%	100.0%

〇芸術活動をしない理由

できる種目なし	施設なし	設備不十分	仲間がいない	きっかけなし	情報無し	指導者なし	移動困難
11.2%	5.0%	1.0%	6.6%	8.0%	3.3%	1.1%	6.4%
疲れやすい	**お金掛かる**	**興味なし**	**時間無し**	**その他**	**無回答**	**計**	
8.4%	9.0%	26.5%	5.1%	3.4%	5.0%	100.0%	

※芸術活動を行う頻度でしないと回答した者のみ選択
※３つまで回答可

・芸術活動を行う頻度について、しないが 67.9%と最も多く、次いで月 1，2 回 10.1%となっている。
・芸術活動をしない理由について、興味なしが 26.5%と最も多く、次いで種目なし 11.2%、疲れやすい 8.4%、きっかけなし 8.0%となっている。

○日常情報の入手元

本や新聞TV	行政広報	ネット	家族・知人	事業所職員	家族会など	医師看護師	ケアマネ等
34.1%	9.1%	11.0%	18.6%	8.1%	2.0%	5.8%	2.1%
民生児童委員	学校・園の先生	相談事業所	行政職員	その他	無回答	計	
0.5%	1.8%	0.9%	1.5%	1.0%	3.5%	100.0%	

※複数回答あり

○充実してほしい情報

福祉関連情報	医療関連情報	就学就職情報	観光情報	スポ文化情報	防災情報
24.5%	20.0%	9.0%	9.6%	8.5%	6.4%
ボランティア情報	手話点字情報	その他	無回答	計	
3.7%	2.3%	2.7%	13.3%	100.0%	

※３つまで回答可

・日常情報の入手元について、本や新聞ＴＶが 34.1%と最も多く、次いで家族、知人 18.6%、ネット 11.0%となっている。
・充実してほしい情報について、福祉関係情報が 24.5%と最も多く、次いで医療関係情報 20.0%、観光情報 9.6%、就学就職情報 9.0%、スポ文化情報 8.5%となっている。

○差別体験の有無

ある	少しある	ない	無回答	計
18.7%	19.8%	48.0%	13.5%	100.0%

○差別を受けた場所は

学校職場	仕事を探す時	外出先	余暇を楽しむ時	医療機関
25.2%	11.7%	22.4%	7.6%	9.0%
住んでいる地域	その他	無回答	計	
16.5%	5.1%	2.5%	100.0%	

※差別体験の有無である又は少しあると選択した者のみ回答
※複数回答あり

○成年後見制度を知っているか

知っている	聞いたことがある	知らない	無回答	計
24.1%	26.0%	39.2%	10.7%	100.0%

・差別体験の有無について、ないが 48.0%と最も多く、少しある 19.8%、ある 18.7%となっている。
・差別を受けた場所について、学校職場が 25.2%と最も多く、次いで外出先 22.4%、仕事を探す時 11.7%となっている。
・成年後見制度を知っているかについて、知らない 39.2%、聞いたことがある 26.0%、知っている 24.1%となっている。

○防災訓練への参加したことがあるか

ある	ない	無回答	計
40.7%	50.0%	9.3%	100.0%

○災害時に一人で避難できるか

できる	できない	分からない	無回答	計
40.2%	28.3%	24.2%	7.3%	100.0%

○災害時に困ること

受療・投薬困難	補装具使用困難	用具入手困難	救助要請困難	避難困難	情報入手困難
18.4%	3.3%	4.6%	8.2%	16.4%	9.1%
意思疎通困難	**避難場所の設備に不安**	**その他**	**特に無し**	**無回答**	**計**
9.1%	18.7%	1.7%	5.0%	5.5%	100.0%

※複数回答あり

・防災訓練の参加について、ないが 50.0%、あるが 40.7%となっている。
・災害時に一人で避難できるかについて、できるが 40.2%、できない 28.3%、分からない 24.2%となっている。
・災害時に困ることについて、避難場所の設備に不安が 18.7%と最も多く、次いで治療や投薬を受けることができないが 18.4%、迅速な避難が困難 16.4%となっている。

○自由意見の概要について

項目	件数
①仕事・雇用関係	106
②周囲への要望	80
③将来への不安	68
④年金・医療関係	92
⑤福祉制度関係	637
⑥満足的意見	102
⑦社会参加関係	58
⑧その他	273
特になし	4
合計	1420

（内訳詳細）

①仕事・雇用関係	②周囲への要望	③将来への不安	④年金・医療関係	⑤福祉制度関係	⑥満足的意見	⑦社会参加関係	⑧その他
○仕事がない、雇用の増、事業所の増（30件）	○障がいの理解促進（30件）	○親・家族の亡き後の不安（34件）	○サービス・支援の充実（21件）	○情報入手困難。行政からの積極的な情報提供を望む。（92件）	サービス等への満足（41件）	○バリアフリー化の促進（（障がい者用トイレ、施設内の段差を減らす等）（25件）	○自身のこと、不安、あきらめ（50件）
○職場や企業の環境改善（差別を受ける、上司や職員の障がいへの理解）（24件）	○差別、いじめ、偏見（17件）	○サービス・支援の充実（15件）	○年金を減らさないで欲しい、増やして欲しい（20件）	○施設の充実（90件）	○特に問題なし、現状に満足（24件）	○話ができる場、楽しく過ごせる場、情報交換する場の提供（15件）	○アンケート内容について（46件）
○サービス・支援の充実（19件）	○サービス・支援の充実（11件）	○経済的不安（14件）	○医療費負担について（負担額の軽減・免除、通院支援等）（19件）	○役所等の手続きについて（簡素化、迅速化、障がいへの配慮、窓口対応等向上、適正な手続き等）（84件）	○自身における今後の希望・期待（15件）	○健常者のマナー（点字ブロックの上に物をおかない、身障者用・ハートフル駐車場利用）（11件）	○その他アンケートに関すること（38件）
○工賃向上・賃金上昇（18件）	○軽度障がいや難病等、見た目でわかりにくい障がいへの理解・配慮（9件）	○高齢、病気、障がいの進行への不安（7件）	○受療中の内容に関すること（16件）	○サービス・支援の充実（79件）	○アンケート調査に関すること（満足・意見）（8件）	○サービス・支援の充実（6件）	○生活（住まい、移動、教育、お金等）に関すること（33件）
○就職への不安（3件）	○手話について（手話普及が進んでいない、手話言語条例、手話がすべてではない等）（5件）	○今後の心配、漠然とした不安（7件）	○年金受給の手続き（10件）	○経済的不安（67件）	○県政・行政等への期待（8件）		○災害時の対応について（17件）

	○健常者のマナー(点字ブロックの上に物を置く、障がい者用の座席や駐車場を利用する等)(4件)		○経済的不安（8件）	○行政によるきめ細やかな対応（59件）	○周囲の方への感謝（6件）		○アンケート実施方法について（15件）
				○相談先の充実・確保（40件）			○周囲の支援・関わり、相談に関すること（13件）
				○福祉制度がわかりにくい。(33件)			○アンケート実施自体の疑問（趣旨が不明、実施する意味がない等）（12件）
				○障がいの理解促進(20件)			○行政へ要望・期待すること（12件）
				○自治体間の格差（他県・県内市町村）（20件）			○アンケートの結果公開、施策への反映を希望（9件）
				○災害時の対応について（17件）			○サービスに関すること（9件）
				○ヘルパーの充実（15件）			○「障がい」の標記のこと（4件）
				○軽度障がいや難病等、見た目でわかりにくい障がいへの理解・配慮（15件）			

※複数項目に該当する意見は各項目に計上しており、また各項目に分類し難い意見は記載を省略している。

平成２９年度鳥取県障がい児の保護者のニーズ調査の結果について

１　調査の概要

１　調査の目的

新たな県障がい児福祉計画及び市町村障がい児福祉計画の作成並びに今後の障がい児福祉施策推進のための資料を得ることを目的とする。

２　実施主体

県及び市町村

３　調査機関

平成２９年８月上旬～平成２９年９月１日

４　調査対象

鳥取県内の障がい者手帳を所持している障がい児の保護者又は障がい児通所支援を利用している障がい児の保護者

５　調査方法

各市町村担当課から対象者宛に郵送でアンケート用紙を送付して実施

６　調査内容

（１）基本情報

年齢、障がい種別、在住市町村、医療的ケアの要否など（選択肢及び自由記述で回答）

（２）サービス利用のニーズ

施設種別ごとの障害児福祉サービス及び子ども・子育て支援事業利用のニーズ（選択肢で回答）

（３）施策等に対するニーズ

相談している機関、今後充実を希望する施策（選択肢及び自由記述で回答）

（４）困っていること及び県や市町村への要望

現在困っていることや、県や市町村への要望など（自由記述で回答）

７　回答率

アンケート発送件数（Ａ）	１，６０６
アンケート回収件数（Ｂ）	７８２
回答率（Ｂ／Ａ）	４８．７％

２　調査の結果

１　基本情報

（１）年齢区分（単位：人）

３歳未満	年少～年長	小学１年～３年	小学４年～６年	中学	高校年齢	無回答
45	141	135	157	133	166	5

（２）障がい者手帳の種別（単位：人）※重複あり

療育	身体	精神	なし
400	220	40	174

（３）障がい種別（単位：人）※重複あり

発達	知的	肢体	聴覚	内部	重心	精神	視覚
370	328	133	56	49	33	21	16

（４）医療的ケアの必要な児童数

合計	肢体不自由又は重症心身障がいの有無	
	あり	なし
80	58	22

２　障害児福祉サービス及び子ども・子育て支援事業の利用ニーズ

（１）結果の概要

サービス種別		A：現在利用あり・今後利用したい	B：現在利用なし・今後利用したい	C：現在利用あり・今後利用しない	今後利用ニーズ（A＋B－C）	新規利用ニーズ（B－C）
通所支援	児童発達支援	116	50	1	165	49
	医療型児童発達支援	26	14	2	38	12
	放課後等デイサービス	238	167	4	401	163
	保育所等訪問支援	60	119	3	176	116
	居宅型児童発達支援	－	－	－	－	75※
入所支援	福祉型児童入所支援	13	103	1	115	102
	医療型児童入所支援	7	54	2	59	52
ショートステイ	福祉型ショートステイ	25	171	0	196	171
	医療型ショートステイ	14	58	0	72	58
子ども・子育て支援	1号認定（教育）	17	32	3	46	29
	2号認定（保育）	41	29	1	69	28
	3号認定（乳児保育）	3	13	1	15	12
	放課後児童クラブ	33	136	2	167	134

※今後利用したいを選んだ人の数

（２）結果の分析

・サービス利用のニーズについて、特に「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「障害児入所支援」及び「短期入所」を今後利用したいというニーズが高かった。

・子ども・子育て支援事業の利用ニーズでは、特に「放課後児童クラブ」を今後利用したいとのニーズが高かった。

・現在利用していないサービスについても、全般的に今後利用したいとの希望が多く、今後はより一層、各サービスで受入体制を整備していく必要がある。

３　施策等に対するニーズ

（１）子どものことを相談している人や機関（よく相談している人や機関を３つまで選択）

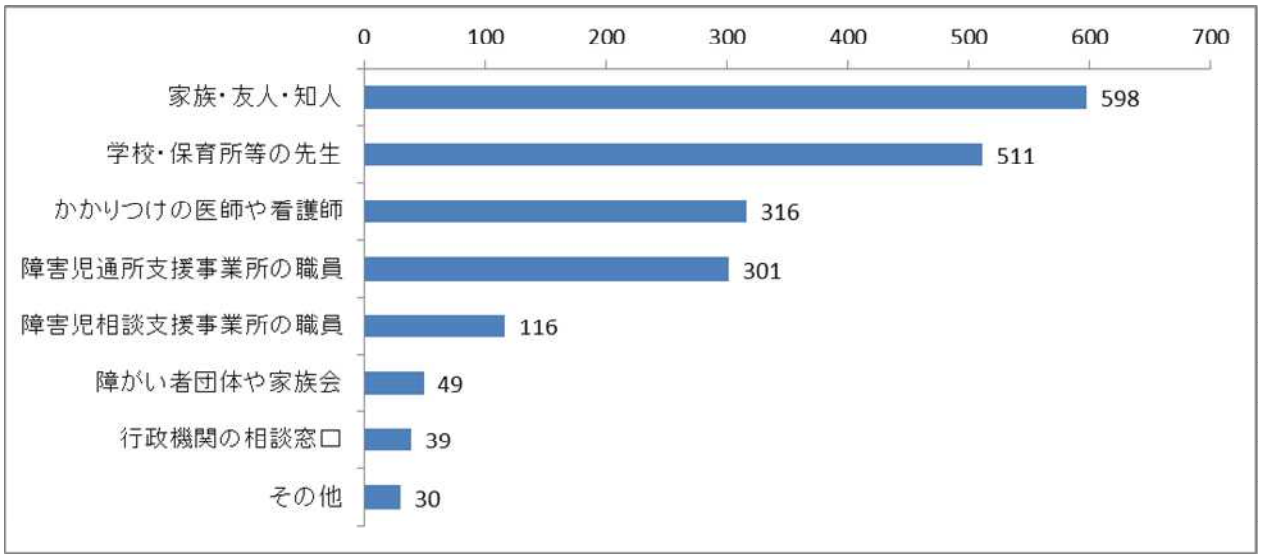

（２）施策に対するニーズについて（特に望む施策を３つまで選択）

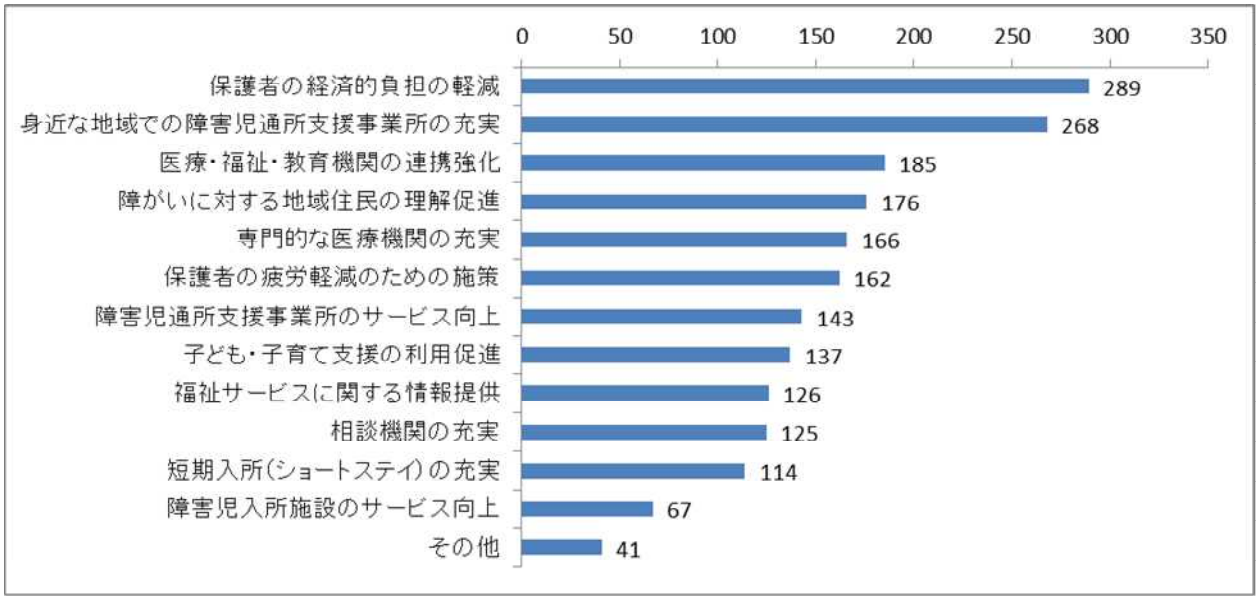

（３）結果の分析

・相談相手については「家族」、「学校等」、「医療」、「通所事業所」が多かった。一方、障害児相談支援事業所は比較的少なく、今後は障害児相談支援事業所の質と量の確保を図る必要がある。

・施策に関するニーズについては、「経済負担の軽減」と「身近な地域での障害児通所支援事業所の充実」が他の項目よりも高く、これらの施策のより一層の推進が求められているものと考えられる。また他の１０項目についても概ね１００件以上の施策の充実を望む声があることから、これらの施策の推進についても同様に行っていく必要がある。

・その他の項目では、就労支援や教育についての施策の推進を望む記述が多かった。

４　困っていること及び県や市町村への要望など

７８２件のアンケート回収件数のうち、３２３件の自由記述による回答があった。その内容を項目ごとに分類し、分析を行った（重複あり）。

（１）分類項目及び件数

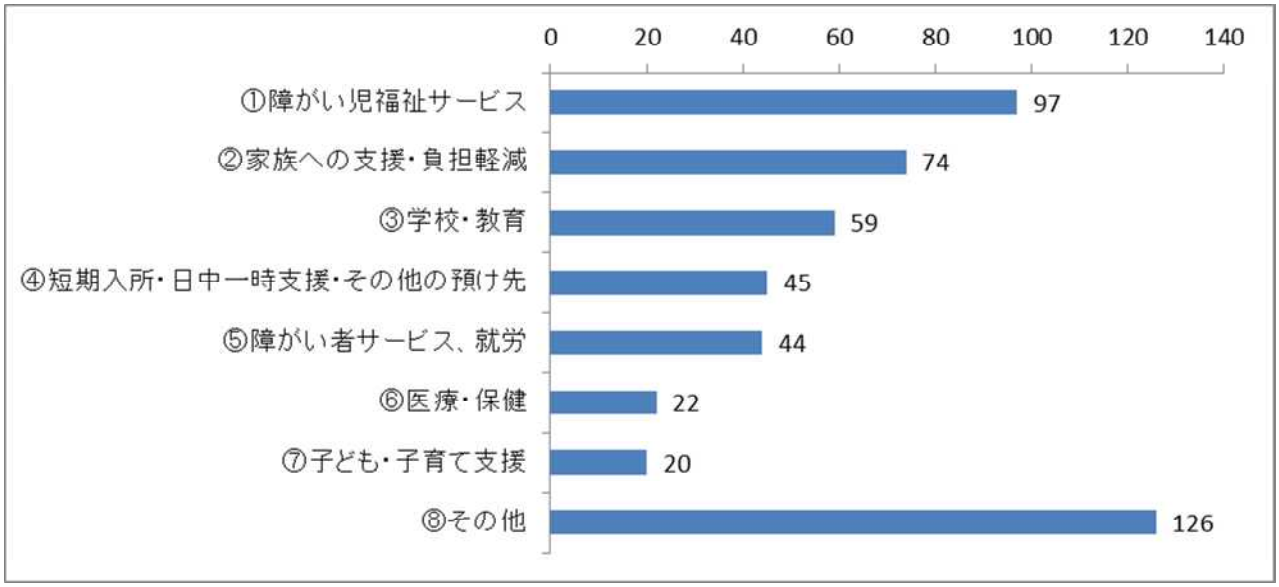

（２）分類項目ごとの内容詳細及び件数

分類項目	内容詳細及び件数								
①障がい児福祉サービス	通所支援施設の受け入れ体制充実（施設数増、受入回数増、長期休暇時の受入先確保、看護師確保など）	通所支援施設のサービス提供時間の充実（開所・閉所時間の延長、日・祝日の利用など）	通所支援施設の支援内容の充実（職員の専門性向上、リハビリテーションの実施、入浴サービスの実施など）	身近に利用できる通所支援施設の充実	送迎支援の充実	医ケア児の受入先の不足	身近に利用できる入所施設の充実		
	34	21	20	7	7	7	1		
②家族への支援・負担軽減	保護者の就労（預け先がないか、時間の制約があり就労が制限されるなど）	経済負担の軽減（手当の増額、助成の増額など）	親の会など情報交換のや交流の場の推進	きょうだいへの支援	保護者の疲労軽減	子どもとの関わり方の悩み			
	26	24	10	6	5	3			
③学校・教育	教員の専門性向上	学校生活や学校選択への要望（発達障がい児や医療的ケア児への学校での合理的配慮など）	学校への送迎支援の充実	通級指導教室の充実（設置数の増、支援時間の増など）	その他（養護学校整備、進学・就労支援の充実、心理士配置の充実、学校のバリアフリー化、聾学校の言語聴覚士配置など）				
	16	12	11	7	13				
④短期入所・日中一時支援・その他の預け先	短期入所の充実（事業所の確保、支援内容の向上など）	その他預け先の不足（預け先が特定されていないもの）	医ケア児の預け先（施設が特定されていないもの）	日中一時支援の充実（事業所の確保、支援内容向上など）					
	23	12	7	3					
⑤障がい者サービス・就労	就労先及び就労支援の充実	グループホームや入所施設の受入体制充実（数の増、親亡き後の受入など）	生活介護の受入体制の充実（数の増など）	その他（居宅介護、行動援護の充実など）					
	19	14	7	4					
⑥医療・保健	医療機関充実（脳神経小児科などの専門医療機関の確保、専門医に日常的に診察・相談できる体制の確保など）	その他（訪問看護の充実、健診時間の配慮など）							
	19	3							
⑦子ども・子育て支援	保育園、幼稚園、こども園職員の専門性向上	保育園、幼稚園、こども園の受入先確保	障害児保育の充実	病児保育の充実	保育所等への看護師配置	放課後児童クラブの受入先確保			
	6	5	3	3	2	1			
⑧その他	行政機関の対応改善（手続きの簡素化、HPや書面等でのわかりやすい情報提供、行政職員の理解促進など）	相談できる機関や専門家の充実（特定していないもの）	地域住民の理解の推進（理解啓発の推進、差別の解消など）	地域設備の改善等（こどもの遊び場の増、地域のバリアフリー化、災害時の避難所の設備充実、障がい者用の駐車スペースの確保など）	機関連携（医療、教育、福祉、行政の連携）	療育機関の充実（機関を特定していないもの）	アンケート内容不満	現状満足	その他（軽度障がいへの支援拡充、学習塾の充実など）
	30	20	18	11	9	8	7	5	18

（３）結果の分析

・分類項目では「障害児福祉サービス」「家族への支援・負担軽減」に分類される内容が多かった。また、４番目に多く分類された項目が「短期入所・日中一時支援・その他の預け先」だった。このような内容に分類される意見には、「障害児通所支援事業所の受入先や受入回数の少なさにより、保護者の就労が制限され、経済的な負担が大きい」「短期入所の受入先や、こどもを預ける場がなく、保護者の疲労がたまる」といったように相互に繋がっているものが見られた。今後はより一層、障害児通所支援事業所の受入体制の充実と、短期入所をはじめとする、保護者のレスパイトサービスの充実を図ることで、障がい児及びその保護者が地域で安定した生活を送るための基盤整備が必要と考える。

・また、５番目に多く分類された項目は「障がい者サービス・就労」であり、多くの保護者が子どもの将来を心配していることがうかがわれた。具体的には、安定した就労先の確保、生活介護事業所の定員確保、グループホームの受入体制の充実を要望する意見が多く、障がい児の将来を意識した、切れ目のない支援体制の構築や関係機関の連携の推進が望まれる。

・その他の項目についても、関係部局と連携し、必要な施策を推進していくことが望まれる。